

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合の認可等の事務については、一元的な処理を行う観点から、所管省庁において行うこととされているところ、仮にその事務を都道府県知事が行うこととする場合、都道府県において事務負担等の支障が生ずることのないよう関係機関との十分な調整が必要である。</p>	<p>2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。 既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。</p>
<p>提案いただいている、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、検討を進めてまいりたい。</p>	<p>2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。 既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
215	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、厚生労働省から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、労働者派遣事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における厚生労働省所管分の認可等の実績は、過去3年間で8件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、厚生労働省が所管する事業(移譲済みの地方厚生局所管事業を除く。)を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	厚生労働省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。
216	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、地方環境事務所から都道府県へ権限の移譲。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、一般廃棄物処理事業、愛がん動物卸売事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2～3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方環境事務所所管分の認可等の実績は、過去3年間で9件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、地方環境事務所が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	環境省	大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>厚生労働大臣の所管する事業であって職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業以外の事業に係る定款変更の認可等の権限が既に都道府県知事に移譲されていることや、都道府県の事務負担軽減等の観点を踏まえ、職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業についても、厚生労働大臣の権限を都道府県知事に移譲することが可能かどうかについて検討してまいりたい。</p>	<p>2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。</p> <p>既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。</p>
<p>事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方環境事務所の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるかについて、今回提案のなかった都道府県も含めて確認し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。</p> <p>既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
219	群馬県、宇和島市	過疎地及びへき地等における調剤制限の更なる規制緩和	令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号及び医政総発0323第3号通知(以下「通知」という)において示されたオンライン診療における調剤について、対象となる診療所に離島等の診療所だけでなく、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」も含むこととする。また、「当該診療所に従事していない医師や薬剤師がオンラインの画面上で分包された医薬品の取り揃え状況を確認する場合」であっても、診療所の看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できることとし、その旨を明確化すること。	【現行制度について】 通知にて示された技術的助言では、オンライン診療における調剤は、「離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師(以下「医師等」という)がやむを得ず不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合」に限定されている。 【支障事例】 医師不足である過疎地及びへき地等の課題解決のため、医療機関と過疎地及びへき地等に所在する医師不在の診療所間でのオンライン診療の実施を検討しているが、オンライン診療における調剤については、離島等において荒天等により医師等がやむを得ず不在となる場合に限定されており、現在当県で検討しているケースでは、オンライン診療を行った医師が処方箋を出しても、看護師等が在庫の薬剤を患者に提供できない。その結果、診察の時間帯によっては、患者の手元に薬剤が届くのが診察を受けた翌日や翌々日となる事象が発生し、その間、患者に健康上の負担を強いる可能性が生じる。	厚生労働省	宮城県	—	
220	群馬県 【重点46】	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和	工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を要することを求める。	【現行制度について】 工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法に定める事項のほか、「宅地の利用計画」などを定めることとされている。都市計画の内容を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならず、原則として、都市計画を決定する際と同様、その案の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続が必要となる。 また、都市計画事業の施行の認可申請書に記載する事業計画には、「設計の概要」を定めることとされている。都道府県が施行する都市計画事業の事業計画の内容を変更しようとする場合、省令で定める「軽易な変更」に該当しない限り、事業計画の変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。 【生じている支障】 上記のため、工業団地造成事業において、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能も確保されているにも関わらず、宅地の利用計画の記載内容に少しでも変更があれば、都市計画の変更手続及び事業計画の変更の認可を受ける手続をしなければならない。これらの手続は時間を要するため、工業団地造成事業において、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を生じさせている。 【土地区画整理事業の場合について】 他方、工業団地造成事業と同様に市街地開発事業の一である土地区画整理事業に関する都市計画においては、「宅地の利用計画」などを定めることを要していないため、事業の施行地区に変更がなければ、事業用地の面積など宅地の利用計画に変更があっても都市計画の変更は生じない。また、同事業に係る事業計画についても、土地区画整理法及び同法施行令において、事業計画の変更の認可を要さない「軽微な変更」に該当する類型が広範かつ詳細に定められているため、一定範囲内の変更であれば認可を要さない。このため、手続に時間を費やすことなく、柔軟かつ迅速な事業の施行が可能となっている。	事業の内容の僅かな変更であれば、都市計画の変更及び事業計画の変更認可申請に係る手続の省略が可能となり、事業の迅速な施行が可能となる。また、それらの手続に係る地方公共団体職員の事務手続の負担が軽減される。	国土交通省	ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市	○現状、当市としては空き工業用地が不足している状況にあり、今後の市の発展と産業の活性化を図る上で、喫緊の課題となっている。その解決策である新規工業団地の造成については、工業団地造成事業による手法も、その手段の一つとして今後検討する必要がある。企業誘致においては、事業者のニーズに沿ったスピード感も必要であり、今後当市でも工業団地を造成しようとする際に、同様に事業用地の分譲開始の遅延や引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を防ぐ必要があることから、当該規制緩和は有用であると考えられる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け薬生総発0323第2号及び医政総発0323第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長同省医政局総務課長通知)において示した対象となる「離島等の診療所」には、「過疎地及びへき地等の医師不足の地域の診療所」も含まれます。薬剤師や医師が調剤したものを供給できる体制を整えることを前提に、荒天等により医師及び薬剤師がやむを得ず不在になる場合に当該通知による対応を可能としております。</p> <p>一方、医師又は薬剤師が責任を持って調剤を行う必要があることから、薬剤師法第19条において、医師は自己の処方箋によってのみ調剤ができること、同法第22条において、薬剤師は、医療機関内の調剤所では、その医療機関の医師等の処方箋によってのみ調剤することができることとしており、当該医療機関に従事していない医師又は薬剤師の確認により看護師等が患者に薬剤を交付することはできません。</p>	<p>当県の想定するオンライン診療のスキームとしては、医師が不足する地域の診療所(以下「当該診療所」と他の医療機関の間で協定を結び、当該診療所の医師が体調不良等を理由として診察が行えない場合などに、協定に基づき、他の医療機関の医師が当該診療所に所属する医師としてオンライン診療にあたるといったものである。</p> <p>また、上記の場合において、オンライン診療を行った医師が発行した処方箋に記載された薬剤を当該診療所の看護師又は准看護師が取り揃え、オンライン診療を行った医師が映像及び音声の送受信による方法で確認した上で、当該薬剤を患者に交付することを想定している。</p> <p>医師が不足する地域の診療所において、当該診療所の医師が体調不良等を理由として、診察が行えない場合などに、他の医療機関の医師がオンライン診療を行うことは、地域医療提供体制の確保という観点からも大きな意味がある。特に、過疎地やへき地等では近隣の医療機関が極めて少なく、高齢者の割合も高いことから、当該診療所が休診となった場合に他の医療機関を受診することは困難であるため、医師が効率的に診察できるオンライン診療の必要性は高く、患者にとっても、地域における医療機能の維持の面からも大きなメリットがあると考えられる。</p> <p>そこで、現在、「荒天等により医師及び薬剤師がやむを得ず不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合」に限定されているオンライン診療における薬剤の交付について、荒天等やむを得ず不在となった場合に限定せず、当県が想定しているスキームによりオンライン診療を行った場合でも薬剤の交付が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第12条第2項に定める事項のほか、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により、「公共施設の配置及び規模」並びに「宅地の利用計画」を定めることとしている。</p> <p>また、同条第2項第2号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産能力が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めることとしている。</p> <p>「公共施設の配置及び規模」について、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていると承知しており、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。</p> <p>また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていると承知しているが、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。</p> <p>よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第2項第2号の規定に従っていることを前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。</p> <p>提案者は土地区画整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地区画整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、施行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きく性格が異なる。</p> <p>そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。</p>	<p>1. 都市計画について 「公共施設の配置及び規模」について、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載するものではなく、都市計画決定権者において柔軟な運用を行っていることは承知している。</p> <p>「宅地の利用計画」について、面積や比率等を記載することとされており、一定の幅をもって記載することが可能との回答であるが、法令に規定はないものの、「改訂 新都市計画の手続(平成13年6月財団法人都市計画協会)」に「面積」は、小数点以下第1位まで記載すると記載があるため、0.1ha単位で記載しているところであり、一定の幅とは0.1ha以下であると考えている。このため、道路幅員の変更や区画道路の廃止などで、0.1haを超えてしまうと都市計画の変更が生じてしまい、変更手続きに時間を要し、事業用地の分譲開始の遅延や、進出を希望している企業の立地機会を逸する等の支障が生じている。</p> <p>このような支障を解決するため、「一定の幅」としてどのような記載が許容されるのか明確に示すとともに、工場用地面積について、ある割合の変動(±20%程度)までは変更手続を不要としていただきたい。</p> <p>2. 事業計画の変更について 事業計画の変更が生じるのは、用地買収後に引き合い企業からの要望等によるものが多いため、事業計画の変更に関して、「事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置・形状の僅かな変更である場合」、用地買収した区域については、地権者の財産権に及ぼす影響は非常に少ないものと考えられる。そのため、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要としていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 宅地の利用計画については、一定の幅をもって記載することによる柔軟な対応が可能なことについては理解したが、「一定の幅」としての許容範囲を明示すること。</p> <p>また、事業計画の変更について、目的や施行地区に変更がなく、地権者の財産権に及ぼす影響が少ない場合は、国土交通大臣の認可を不要とするなど、提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
221	群馬県 【重点46】	工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により、造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されているが、対象業種を「製造工場等」と限定していること及び「自ら」経営しようとする者に限定していることの緩和を求める。	【現行制度について】 造成工場敷地の譲受人の資格要件の1つとして、「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されている。「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理工業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいうこととされている。 また、当県が国土交通省に問い合わせたところ、工業団地造成事業により造成された工業団地には少なくとも1区画は製造業又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場(以下「製造工場」という。)が立地する必要があり、全区画を附属施設に分譲することは認められない旨、附属施設とは工業団地内に立地する製造工場との一般的な取引を行う可能性がある施設である旨の回答を得ている。 【生じている支障】 上記のとおり資格要件が設定されているため、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致を十分に行うことができない。 具体的には、物流・流通業、倉庫業、情報通信業、物品賃貸業等様々な業種の企業から、製造工場以外の用途での分譲を求める要望が寄せられているが、その場合、工業団地内に立地する他の製造工場との一般的な取引を行う可能性がある附属施設である必要があると同時に、全区画を附属施設に分譲することはできないため、こうした要件を満たすことができず、断らざるを得なかったケースが複数ある。 また、当県において、データセンターの企業誘致に積極的に取り組んでいるところ、データセンター事業者はリース会社が建設した施設を賃借し、自らは資産を保有することなくデータセンターの運営のみを行う経営方式を採用することが多い。一方、造成工場敷地の譲受人は「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されており、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)では、「製造工場事業者との実質的な一体性が確保されていないリース会社への造成工場敷地処分については、必ずしも製造工場の建設が担保されていないことから認められない」とされている。このため、当該工場敷地の分譲を念頭に置いたデータセンターの企業誘致に支障が生じている。	造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和により、造成工場敷地を多様な業種及び操業形態の企業へ分譲することが可能となり、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致が可能となる。	国土交通省	ひたちなか市、前橋市、館林市	○今後の工業用地の確保に向けて、地域の実状にあった柔軟な企業誘致が求められるところであることから、当該資格要件の緩和は当市においても必要になると考えられる。
222	群馬県	国土利用計画法に定める土地利用審査会の必置規定の見直し	国土利用計画法に定める土地利用審査会につき、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置とする。	【現行制度について】 国土利用計画法第39条により、都道府県は、土地利用審査会を置き、その委員は都道府県議会の同意を得て任命することになっている。土地利用審査会は、土地利用目的に対する勧告、規制区域指定の事後確認、監視区域・注視区域の指定、解除への意見陳述等を業務としている。 【支障事例】 現状において地価が急激に上昇する恐れがないため、当県においては、平成6年以来、規制区域や注視区域、監視区域の指定がない状況である。また、平成10年に土地取引について契約の締結後に届出を行う事後届出制となつて以来、土地利用基本計画に適合せず周辺地域の合理的な土地利用を図るために著しい支障がある時に行う勧告案件も生じていない。さらに、現状の土地利用審査会の開催頻度は、3年に1回、土地利用審査会委員の任期が満了する際の委員選任に合わせ開催しているのみであり、土地利用審査会の活動実態が全くない状況である。そのような状況下で、土地利用審査会の設置が法律上で義務付けられており、制度が形骸化しているといえる。 現在の日本経済の状況を考えると、土地利用審査会の審議が必要となる「地価が急激に上昇する局面」はほとんど発生する余地はないと考えられる。仮に地価が急激に上昇する傾向が予測される場合が生じたとしても、このような事態は突発的に発生するものではなく、予測が可能と考えられることから、地価が急激に上昇する傾向が予測された段階で土地利用審査会を設置すれば対応が可能である。 以上より、土地利用審査会は、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置に改めるべきである。	地価が急激に上昇すると予測される際に土地利用審査会を設置するなど、地方の状況に応じ土地利用審査会を設置することを都道府県が判断できるようになれば、設置の必要がないときには委員の任命や審査会の運営に係る事務手続が不要となり、行政の効率化が図られる。	国土交通省	川崎市、京都市、兵庫県、岡山県、宮崎県	○本案件については、委員選任の事務コストが支障として挙げられる。地価の急激な上昇に備え、機動的な対応のために、土地利用審査会の設置も一定の意義があると考えられるが、近年の土地利用の債権化(金融商品化)もあり、付議内容の再考も必要だと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>本制度は、首都圏または近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備地帯及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的としたものである。</p> <p>このため、工業団地造成事業を都市計画事業として施行できるものとし、特例を講じる一方で、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を位置づけ、工業都市の形成促進を図っているものである。更にこの法律では、「製造工場等」とは製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設と定義されている。</p> <p>なお、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」（平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知）において記載される製造工場等の付随業務に、データセンターが該当すると判断される場合であれば、現行制度上においても整備は可能と考えており、第三者が自ら経営者として付随業務を行おうとする者であれば、自ら製造工場等を経営しようとする者に該当する。</p> <p>また、製造工場等の事業者との一体性が認められる場合であれば、現行制度上においてもリース会社への処分は可能と考えている。</p>	<p>産業構造や立地形態が法制定当時から変化中、譲受人の資格要件を「製造工場等」及び「自ら」経営する者に限定するのは、時代の流れに合っておらず、下記の3点について、見直しを行っていただくよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全区画を附属施設に分譲することは認められないとの見解であるが、現在は附属施設からの分譲ニーズも大きく、附属施設そのものが地域経済の柱となっている場合もあり、製造業の立地を前提とする意義がなくなっている。さらに、地域政策的に「データセンター団地」のような附属施設に特化した拠点の設置も考えられることから、全区画を附属施設に分譲できるようにしていただきたい。 ・附属施設への分譲は、団地内の製造工場との取引を行う可能性がある場合に限られるとの見解であるが、優良企業であっても要件に該当せず、分譲を断るケースがある。そもそも、分譲企業が未定である募集段階で取引予定を確認することは不可能であり、企業からも分かりづらいとの声がある。さらに、結果として取引に至らなくても構わない旨の見解も示しているのであれば、団地内の製造工場との取引に固執する必要はなく、本運用を廃止していただきたい。 ・リース会社の営業力で優良企業が賃借するケースも多く、リース会社への分譲は地域経済に必要な立地形態となっている。一方、リース会社への分譲条件として挙げている「製造工場等との一体性」の内容が具体的になく解釈に苦慮している。両者の間には明確な資本関係や支配関係を有しない場合が多いため、継続的に関与し合う関係の構築を可能とする、用途の限定など一定の要件を定めた賃貸借契約の締結により「一体性」を認めていただきたい。 	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 生じている支障事例は全区画を附属施設に分譲しようとしている事例や、リース会社から施設を賃借するデータセンターの事例であり、これらの事例が現実的に解決するような回答を求める。</p>
<p>土地利用審査会は、適正かつ合理的な土地利用を図るための土地取引事後届出制度において、取引後の土地の利用目的に対する都道府県知事の勧告に対して意見を述べることや、地価の急激な高騰を防ぐための土地取引規制制度において、対象となる区域の設定が相当であることを確認すること等の役割を担う機関である。</p> <p>これらの制度は、総合的かつ計画的な国土の利用を図るために必要なものである一方、住民生活や事業実施に深く関わる土地取引を直接規制するという点で国民の財産権を制約するものであるため、これらの制度の適正な運用のためには、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる第三者機関の関与が必要不可欠である。</p> <p>特に、土地取引事後届出制度については、不適切な土地利用がなされようとしている場合にはできるだけ速やかに利用目的の変更を勧告することが必要であり、また、行政側の判断が早期に示されることは土地利用しようとする届出者の立場からも必要であるため、届出から最長でも6週間以内に限り勧告が可能とされており、第三者機関は常設されていることが必要である。</p> <p>このため、土地利用審査会は、必置であることが求められると考えている。</p> <p>また、地方公共団体の業務の効率化の観点からは、土地利用審査会の委員の任期を、「審査事務等の継続性の確保等を考慮し、適切な任期とするべき」旨を周知しており、都道府県の判断により長期間の任期とすることが可能である。</p>	<p>土地利用審査会は、国土利用計画法の規定により、都道府県に設置されている附属機関であり、全国に一般的に適用される土地取引の規制の一つである事後届出制における届出に対して、土地利用の目的が土地利用基本計画に適合しないことを知事が勧告する場合に、知事に対して意見を述べることや、地価の急激な上昇時に設定される規制区域等の区域の指定を知事が行う際に、指定のあり方について意見を述べるなど、広範な権限が認められている。</p> <p>しかし、現状において、地価が急激に上昇するような局面が生じる可能性が低いことから、当県においては、平成6年以来、土地取引規制を行う監視区域等の設定がなされたことはなく、審査会が意見を述べる機会がない。</p> <p>土地取引に係る事後届出制に移行して以来、当県では、土地利用基本計画に適合しないような不適正な取引に対する勧告事案も発生していない。近年、全国的にみても勧告事案は発生しておらず、審査会の機能が十分に発揮されているとはいえない。そもそも、勧告に至る前に、農業振興地域の整備に関する法律（農振除外）など各個別基本法において、諸計画に照らして適正な対応が取られていることから、国土利用計画法サイドから不適正な利用目的に対して勧告にまで至るといふ事案はない。</p> <p>以上のことから、審査会は、常設の必置機関ではなく、地価上昇の局面や土地利用の実状に応じて、都道府県が総合的に設置の可否を判断する「任意設置」とするべきである。ただし、委員の任命にあたっては、国民の財産権の制約に大きな制約を与える審査会であることを踏まえ、議会同意が必要とする制度は尊重したい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 地方の実情を踏まえ、各都道府県の任意設置とすべく検討を求めらる。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
223	茅ヶ崎市、 福島県、 関市	国民健康保 険の世帯主 からの徴収 の見直し	次の①または②を実施 することにより、世帯主に 支払能力がなく国民健康 保険に加入している世帯 員に支払能力がある場 合に、世帯員から徴収す ることを可能にするよう 求める。 ①国民健康保険法にお ける納付義務者につい ては世帯主とされている が、世帯主を含めた加入 者全員に連帯して納付 義務を負わせる ②国民健康保険におけ る「世帯主」の取り扱いに ついて(平成13年12月25 日)(保発第291号)によ り、擬制世帯において世 帯主の変更を希望する 場合に、擬制世帯主の 同意を得ることで国民健 康保険における世帯主 の変更を可能としている ことから、滞納がある場 合には強制的に世帯主 を変更可能とする	国民健康保険法第76条により、保険料は被保険者の属す る世帯の世帯主から徴収することとなり、滞納処分 の対象も世帯主である。このため、世帯員に収入があるに も関わらず世帯主が年金受給者や収入がない者になっ ている場合等、世帯主に滞納処分の対象となる財産がなく時 効の完成による不納欠損として処理せざるを得ないこととな り、国民全員が公平に保険料を負担することで成立してい る本制度の根幹に関わる部分に支障が生じている。	世帯主を含む加入者全員に納付義務を負わせる ことで、加入者の納付についての意識向上をはか ることができる。(介護保険(介護保険法第132条)・ 後期高齢者医療保険(高齢者の医療の確保に関 する法律第108条)・国民年金(国民年金法第88 条)においては連帯納付義務制度がある世帯主に 収入がなく世帯員に収入がある場合に、世帯員に 対して滞納処分を実施することができるようになる ため、保険料負担の公平性の向上・安定的な国民 健康保険制度の運営に繋がる。	厚生労働省	千葉県、船 橋市、八王 子市、相模 原市、浜松 市、豊橋 市、常滑 市、長久手 市、京都 市、大阪 市、兵庫 県、加古川 市、広島 市、八幡浜 市、熊本市	○納付資力のない高齢の世帯主に納税義務を押しつけるために実際の生計に即しない世帯構成をする ような世帯もみられる。納税義務者の拡大、世帯主変更の取扱ができるようになれば、より公平な徴収が できると思われる。 ○国民健康保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主から徴収することとなり、滞納処分の対象 も世帯主である。このため、世帯員に収入があるにも関わらず、世帯主に換価価値ある財産が無い場合 は、差押などの行政処分が出来ず、時効完成による不能欠損処理が多くなっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【①について】 国民健康保険制度においては、 ①国民健康保険の被保険者は、未成年の被保険者など保険料(税)を負担することができない者も一定数いること、 ②通常は世帯で生計を一にしていることから、主として世帯の生計を維持する者である世帯主に納付義務を課することが合理的であること、 ③世帯主がその世帯員に対し民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定の扶養義務を負っていることが一般的であり、納付義務を世帯主に課した方が保険料(税)の徴収の観点から効率的かつ効果的であること ④医療給付という受益は家族被保険者にも及ぶものであり、それは世帯全員の経済効果となって現れ、主たる生計維持者である世帯主に帰属すること から、世帯主に対し国民健康保険料(税)の納付義務を課している。仮に世帯主以外の世帯員に対しても保険料の納付義務を負わせることとなると、 ・資力のない者(未成年者や障害者等)まで納付義務をかけるのか ・世帯員が2人いる場合の優先順位はどうか といった制度的な課題がある。また、国民健康保険制度において、世帯主以外の被保険者に対し、連帯納付義務を課した場合に実態としてどれほど機能するのか、といった実効性の観点や市町村における事務負担等の観点からも課題が多いと承知しており、慎重な検討が必要である。</p> <p>【②について】 国民健康保険制度では、生計維持者が国民健康保険に加入していない場合であって、その世帯に国保の被保険者がいる場合には、その生計維持者が国保制度上の世帯主(擬制世帯主)とみなして、保険料(税)の納付義務等を負う仕組みとしている。(世帯主を変更する届出の義務について、国民健康保険法施行規則第10条の2に規定)。 この擬制世帯主の取扱いについては、平成13年から取扱いを変更し、擬制世帯主が保険料(税)を完納しており、かつ、世帯主を変更した後も保険料(税)の納付義務や各種届出義務の確実な履行が見込める等、市町村長が国民健康保険事業の運営上支障がないと認める場合には、擬制世帯主の同意を得た上で、世帯主の変更を可能な取扱いとしている。(平成13年12月25日付け保発第291号「国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて」) この取扱いにより、市町村長は、保険料(税)の完納が見込める者等を、擬制世帯主の同意を得て、世帯主として設定することが可能であるが、擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者で世帯主となることを希望する者は、世帯主の変更の届出を市町村長に提出する義務が課されている。 擬制世帯主に保険料(税)の滞納がある場合に、職権で世帯主を変更可能とするように取扱うことについては、 ・世帯主やその他の被保険者の関知しないところで権利義務関係の変動が起こることとなり、世帯主やその他の被保険者の理解を得られるか ・対象者の判断に当たって、保険料の納付を確実に見込める所得水準等をどのように設定するか といった実務上の課題があるため、慎重な検討が必要である。</p>	<p>制度的な課題については、御回答のとおりであると考えているが、世帯員が2人いる場合は、所得が高い順に優先順位をつけるといった対応が可能ではないか。現状では、あえて納付資力のない者を世帯主にする世帯もみられ、国民健康保険制度の安定的な運営及び公平性の観点からも、本提案の実現は必要であると考えている。 また、平成13年12月25日付け保発第291号「国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて」により世帯主の変更を可能としているのであれば、公平性の観点からも世帯員から徴収する手段を検討すべきである。 制度的な課題はあると理解するが、全国市長会の「国民健康保険制度等に関する提言」においても、「滞納を防ぎ、財源を確保するための国民健康保険料(税)の連帯納付義務について、保険者への意向調査を行うこと。」が提言されており、この課題に対して、国として何かの対策を示していただきたい。</p>	<p>【八王子市】 【①について】 ①担税力のない者は除いた連帯納付義務としたい。 ②同一世帯は生計を一にしているという捉え方は、世帯員が個々に収支の管理をしている現代社会の実状と合致していない。このことは、問い合わせや納税相談において、世帯員である加入者本人が納付(または負担)しているケースが多く見受けられることから明らかであり、世帯主のみに納付義務を課することが合理的でないことを示している。 また、現在、国が主導している女性の就労促進や男女共同参画など、旧来の家制度から個人を尊重する社会への各種の制度転換を踏まえると、国民健康保険税の負担のみを頑なに世帯主に限定していることは、国の施策全体の観点からもふさわしくない。 ③世帯主が自主的に納付している限りは効率的であるが、滞納に至った場合には相当の事務量が生じる。この時、扶養義務は世帯主のみが負うものでなく、血族等が互いに負うものであるにもかかわらず、同一世帯内に担税力がある者がいても、この者から徴収することができないという不公平性があり、効率的かつ効果的と言える状態にない。 こうした不公平性を内在する制度的欠陥が、徴収事務全体の非効率性を招いている。 このような現行制度によって、国民健康保険税の収入率は他の税目と比して低調な傾向にあるため、制度改正を要望するものである。 現在、固定資産税は連帯納付義務となっているが、収納事務において、連帯納付に起因する特別な、あるいは非効率な事務負担が生じているとは認識していない。</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
224	茅ヶ崎市	戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。	<p>【支障事例】</p> <p>住民基本台帳法の本人確認情報の検索ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市でも1日30件以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へ念のため電話で記載内容の照会をしなくてはならない。また当市に住所を置いている者の本籍地市町村からの同様の照会に関して回答しなくてはならない。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>住民課では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検索ができる統合端末が必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法上、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ念のため電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話がつかないことも多く、住所地等の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用できることとすることで解決される。</p>	これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の大幅な効率化が図れるとともに、正確性の向上につながる。また戸籍の届出を受理するまでの時間が大幅に短縮されるため、届出者の待ち時間が大幅に減少し住民サービスが向上する。	総務省、法務省	水戸市、高崎市、桶川市、富士見市、千葉市、練馬区、八王子市、小平市、京都市、豊中市、富田林市、浜田市、吉野川市、今治市、大牟田市、久留米市	<p>○夜間の延長窓口や休日開庁の日は、届書中の住所が別の市町村だった場合確認が取れない。また、平日日中であっても照会先の市町村の混雑状況により、電話が繋がらなかったり回答が遅れるなど、受領事務に支障をきたし、来庁者を長時間待たせる事も度々起こっている。同様に、こちらの窓口が混雑している場合は、他市町村からの照会に速やかに回答できない。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、速やかに戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正確であるか確認が可能であるが、住所地の市町村へ念のため電話で照会を行っている。電話照会の内容を回答する際は、各市町村が折り返し電話で対応を行っていることから、回答の待ち時間が20分以上になることもある。更に、戸籍の届出先の市町村からも照会の電話が相次ぎ、事務処理に遅延が発生している。市民課では来庁された市民の待ち時間が発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。</p> <p>○当市においても住所地等の確認に電話照会を行っているため、住民の待ち時間の増加及び市町村職員の事務負担が生じている。戸籍と住所の関連性が高まっている現在においてシステムによる照会ができない現状は時代に逆行している。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案のあった内容に関する事務は、住民基本台帳法(以下「法」という。)第9条第2項による通知及び第16条における戸籍の附票の作成の事務であると解されるが、これらの事務は、法第30条の10第1項第3号及び第30条の12第1項第3号の規定における「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることから、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能である。上記の解釈を地方公共団体に通知し、明確化することとしたい。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムを活用することで事務の大幅な効率化が図れるため、速やかな対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
225	茅ヶ崎市	戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	【現行制度について】 戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。 【支障事例】 戸籍の届出を受付した市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、当市では戸籍の届出を受付してから決裁するまでに最低数日、長くて2週間程度時間が掛かるため、住所地市町村が通知を受け取った時点で世帯主が変わっていることが多い。世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者から当市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をする中で必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり20分程度余計に処理時間を要している。 【制度改正の必要性】 戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において、戸籍の届出を受付した市町村は、住所地市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話がつかないことも多く、世帯主氏名の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。住所地市町村においても、当該者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号で間違いがないかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々、無駄な事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、当市では住所地市町村に世帯主氏名を通知に記載しておらず、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。 【支障の解決策】 戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。	戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることで、これまで電話照会で発生していた事務処理時間がなくなるため、事務処理の大幅な効率化が図れる。戸籍の届出にかかる記載項目が削除されることで、届書に記載する内容を確認するために住民票を取得することが不要になるなど、住民負担が減る。	総務省、法務省	水戸市、八王子市、豊中市、枚方市、富田林市、吉野川市、今治市、大牟田市	○住所の市町村へ電話照会を行う際は、折り返し電話で対応を行っている。回答の待ち時間が長くなることもあり、世帯主氏名の確認に20分以上要している。戸籍には世帯主の氏名は記載されないため、戸籍届書には世帯主の氏名の記入は不要ではないかと考えている。戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除した場合、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要となるため、迅速な戸籍事務処理に繋がると思われる。 ○戸籍の処理上、世帯主の情報は不要であり、不必要な情報は省略すべきである。
226	茅ヶ崎市	マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止	情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止を求める。	マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付は行わないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かる通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をしなければならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。	通知カードの事務処理がなくなることで、出張申請受付サポートなどの個人番号カードの申請・交付率アップに繋がる事務に取り組める。	総務省	宮城県、郡山市、富士見市、八王子市、柏崎市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、吉野川市、大牟田市、熊本市、宮崎市	○当市でも同様に返納に対する事務を行っており、削減されれば事務効率化が図れる。 ○マイナンバーカード交付時に通知カードを紛失している場合が多く、紛失届の記入する時間及び記入内容の確認をする時間を要しており、交付手続きの対応等に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>戸籍の届書に記載することとされている「世帯主の氏名」については、戸籍法令上の事務に使用するものではないところ、出生届については、住民基本台帳法第9条第2項及び住民基本台帳法施行令第12条第2項第1号に基づき、住民票の記載等を行うために「世帯主の氏名」が必要であることから、届出の記載事項から削除することは困難である。</p> <p>一方、婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、関係省庁と協議の上、必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、住民基本台帳事務においても不要であるため速やかな対応を求める。併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。</p> <p>当市では、デジタル社会の実現に向けた重点計画に従い、デジタル3原則で掲げられるデジタルファーストで業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。そのため現行の事務処理で行っている電話による照会、回答によるアナログな確認方法ではなく、デジタル・オンラインによる事務処理をすることが強く求められている。住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令に基づく出生届について世帯主の氏名を届出の記載事項から削除することが困難であるならば、出生届を受付した際に当該出生届に記載されている世帯主を確認するための手段として、住所地市町村へ電話で照会し、確認する以外の別の代替手段を用いて事務の効率化を図っていく必要があるのではないか。当市としては、住民基本台帳法第30条の6に定める項目に「世帯主の氏名」又は「世帯番号」(団体コード+世帯番号等)を加え、住民基本台帳ネットワークシステム上で世帯の閲覧を可能とすることを求める。住民基本台帳ネットワークシステム上での閲覧が困難である場合は、出生届を受付した際に住所地市町村へ記載されている世帯主を確認するために電話を用いる以外の代替手段についてお示しいただきたい。</p>	-	-
<p>通知カードについては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)により制度上廃止されているが、既に交付されている通知カードの返納の取扱いについては、デジタル手続法の附則により、引き続き従前の取扱いを継続するものとしている。</p> <p>このため、デジタル手続法の施行日前に通知カードが交付されている場合においては、当該通知カードの返納又は紛失届の提出を求めているところ。その理由は、記載事項に変更が生じていない通知カードは、デジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認めることとしているため、当該通知カードと個人番号カードを併せて保有していることは望ましくないと考えられることから、原則として返納を求める従前の取扱いを継続しているところ。</p> <p>一方で、運用上、返納及び紛失届の提出に係る取扱いについて、どのような運用が適切であるかについては、事務負担にも配慮しつつ、検討してまいりたい。</p>	<p>国の方針に基づき全国の市区町村では令和4年度末までに個人番号カードの交付率100%を目指し、事務を行っているにも関わらず、記載事項に変更が生じていない通知カードをデジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認める経過措置があるため、個人番号カードへ切り替える必要性を失わせているとともに、市区町村の事務負担も増している。経過措置を廃止し、個人番号の証明を個人番号カードまたは個人番号記載の住民票のみとすれば、個人番号カードの交付を受けていない住民の個人番号提示の手段は確保した上で、一層、個人番号カードの必要性が高まり、市区町村も従来通知カードの事務処理に費やしていた労力を個人番号カードの交付促進に振り向けることができるようになり、交付率の増加につながるものと考えられるので、速やかかつ積極的な対応をお願いしたい。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
227	茅ヶ崎市	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることの明確化	戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存を許可する規定を加える又は必要な措置を講ずること。	<p>【現行制度について】</p> <p>戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、全て電子メールで通知され電子化されているにも関わらず全て紙で印刷し綴っている。また、法務局による現地指導において、(9)(21)に該当する書類は全て紙で印刷し発収簿番号を取得して保存するように指摘を受けているため、市町村判断で電子での保存のみに切り替えることができない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>戸籍事務取扱準則第55条に(9)戸籍に関する指示、通知、回答書類つづり、(21)戸籍に関する往復書類つづり(指示、通知、回答書類を除く。)が規定されているため、毎年200件近くある法務局からの通知を添付ファイルを含め紙で印刷している。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>当市では支所、出張所窓口でも法務局から戸籍事務取扱準則第55条に基づき、紙での保管を法務局から求められているため、法務局からの通知を全て印刷し、毎年数千枚以上の紙を保管しており、印刷する時間及び保管管理の事務負担が多く、対応に苦慮している実態がある。昨年度も管轄の支局に相談したが、戸籍事務取扱準則第55条が改正されない限り紙での保管を求める運用に変動がない旨の回答があった。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>戸籍事務取扱準則第55条において電子での保存が可能であることを明確化することで解決すると考える。</p>	法務省	花巻市、水戸市、富士見市、練馬区、八王子市、小平市、横須賀市、豊田市、豊中市、枚方市、浜田市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市	<p>○(9)は10年、(21)は3年保存が必要だが、電子データがあるにも関わらず紙に印刷し保存し続けるのは、経費や事務スペースの面でも非効率である。電子ファイルでも発収簿番号を取って保存する事は可能なので、対応の変更を求めたい。</p> <p>○電子決裁の導入で公文書の電子化による管理が進んでいるが、戸籍関係書類については、電子決裁後、紙での出力し、2重で管理している状態であり、非効率である。</p> <p>○電子化が進む現在において、紙媒体での保存は著しく非効率である。</p> <p>○令和4年度から当市においても文書管理・電子決裁システムを導入しており、同様の課題が生じている。</p>	
228	茅ヶ崎市	戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し	戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。	<p>【現行制度について】</p> <p>戸籍謄本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。</p> <p>【支障事例】</p> <p>婚姻届と同時に旧氏を登録したい場合、戸籍謄本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍謄本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>デジタル手続きのワンストップの原則に従い、戸籍謄本等の添付書類を削減する中、住記の異動についても添付書類が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内部での連携により、他市町村が本籍の戸籍謄本が参照、出力できるようになれば戸籍謄本等の添付を必須とする必要はないと考える。</p> <p>また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録(直前の氏に限る)についても婚姻が反映された戸籍謄本等の添付ではなく、戸籍謄本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登録の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>「当該旧氏はその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。</p>	総務省、法務省	水戸市、千葉市、練馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市	<p>○旧氏登録の手続きについて、事前に相談等がある場合は、戸籍謄本等が必要な旨案内しているが、本籍地以外の方が直接来庁された場合は、再度来庁する必要があり、住民の負担が発生していると思われる。</p> <p>○一方、求める措置では、戸籍法の一部改正に伴うシステム構築の結果、事務内連携で戸籍謄本を確認することで添付文書を省略できるものと想定されているが、婚姻届と同時に旧氏登録の手続きが行われた場合、その時点では婚姻後の戸籍が作成されておらず、婚姻後の戸籍を確認することは困難である。そのため、婚姻届の受理をもって旧氏登録の手続きを行うことを可能とする手法について、法的な整理が必要と史料する。</p>	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>戸籍事務取扱準則制定標準第55条の規定は、電子データにより書類を保存することを否定する趣旨のものではないところ、当該趣旨について法務局及び市区町村に対し周知することとしたい。</p>	<p>電子データにより書類を保存することが可能であることが周知されれば、事務の大幅な効率化が図れるため、周知に係るスケジュールについてお示しいただきたい。</p>	-	-
<p>御提案にある戸籍事務内の連携は、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に定められた旧氏登録等事務において戸籍謄本等の添付を不要とすることはできないが、御提案の趣旨を踏まえつつ、どのような対応が可能か、関係省庁と協議の上、検討を進めてまいりたい。</p>	<p>デジタル手続法のデジタル3原則、ワンスオンリーに従い取り組む中で各省庁を跨いで、業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。</p> <p>戸籍の情報は、住民基本台帳を整備・管理する上で非常に重要な情報であり、また、市町村の事務においては戸籍の附票の作成等、戸籍の届出の事務と住民基本台帳に関する事務が密接な関係であることを踏まえ、戸籍情報連携システムの戸籍事務内連携について、戸籍事務と同様に住民基本台帳事務に関しても情報を利用できるよう再度検討していただきたい。</p> <p>さらに、戸籍事務内連携の開始時期に合わせての実現に向けてご検討いただきたい。</p> <p>また、上記の戸籍情報連携システムの利用が困難なのであれば、住民サービスの向上の観点からも、他の対応について積極的にご検討いただきたい。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
229	聖籠町、七ヶ浜町、神栖市、今治市、新上五島町、東串良町	石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付決定の早期化及び交付対象事業間における流用の容認	石油貯蔵施設立地対策等交付金について、申請期間を「毎年5月16日から5月31日まで」から「毎年4月1日から5月31日まで」に改め、年度早期からの事業着手が可能となるよう交付決定の早期化を図るとともに、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用を認め、各地方公共団体における弾力的な運用を可能にしてください。	本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から対象地方公共団体に所定の金額が交付(市町村にあっては都道府県を経由した間接交付)されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16~5/31、下期:10/16~10/31)設けられている。当町では、令和3年度における交付対象事業の一つとして消防ポンプ自動車の購入を計画し、上期申請に係る交付決定(令和3年7月27日付け)後、遅滞なく入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たし得る車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業を中止し、交付金充当額を減額する事態が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用することが認められていないことから、下期申請として「12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハード事業」を急遽設計し、臨時議会を開催して補正予算の可決を受けることで、辛うじて対応することができた。例年、上期申請において交付限度額の上限まで充当できるような計画を立て、進捗管理に万全を期しているところであるが、電源立地地域対策交付金のように4~5月の事業着手が可能となっているものと比較すると、本交付金に係る現在の交付決定のスケジュールでは、不測の事態が発生した場合に、円滑な公共用施設の整備が困難となるおそれがある。また、一般に、降雪時期を含むハード事業(道路事業等)では、通常よりも余裕を持った工期を組まなければならないことを踏まえると、下期申請において実施可能な事業は非常に限定的となってしまうが、交付対象事業間における流用が容認されれば、交付金充当額を減額することとなった場合であっても、必ずしも下期申請を行うことなく、上期に交付決定を受けた実施計画の変更承認を受けることにより、当該減額分を効率的に活用できるようになると考える。	交付決定の早期化に伴い、必要な公共用施設を円滑に整備することができるようになるほか、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用が認められることによって交付金の効率的・効果的な活用が可能となり、住民の福祉の更なる向上につながる。	経済産業省	知多市、兵庫県、山陽小野田市、高松市	—
230	福井県	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国から都道府県への権限移譲及びこれまでの制度改正により、都道府県事務量が増加している。については、令和3年度に制度追加がなされた所在不明株主に関する会社法の特例をはじめとする、都道府県が行う認定や報告確認事務における必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことを求める。	【現行制度について】平成29年度に中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」という。)の事業承継税制及び金融支援の認定事務が国から都道府県に移譲された。平成30年度以降、事業承継税制制度が逐次、拡充されるとともに、令和2年度には金融支援の制度拡大、令和3年度には所在不明株主に関する会社法の特例制度が新設された。 【支障事例】上記制度改正に伴い、都道府県の認定事務等が大幅に増加しており、効率的な業務遂行に支障が生じている。下記に例として挙げている事業承継税制の認定や金融支援の認定に係る事務については、審査や書類不備による再提出依頼、再提出書類の審査等を総合して、1件あたり3~4時間の作業時間を要している。また、認定後の年次報告については、認定後5年間継続して提出されるため、認定件数の過年度累計が毎年提出されるため、事務量が年々増加している状況である。 (例)事業承継税制の認定数:平成20~平成29年度 8件 平成30~令和3年度 58件 金融支援の認定数:平成20~平成29年度 0件 平成30~令和3年度 4件 【制度改正の必要性】都道府県の認定事務が大幅に増加しているため、必要書類の削減や手続きの簡素化により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化を図る必要がある。 【支障の解決策】事業承継税制、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例の3制度における、都道府県が行う認定や報告確認事務に係る必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことで支障が解決すると考える。	【制度改正の効果】認定及び報告時の必要書類の削減により、事業者にとって負担が軽減されるとともに、新設された所在不明株主に関する会社法の特例制度をはじめとする円滑化法に基づく制度がより活用しやすいものとなる。加えて、書類の削減により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化が図られる。	経済産業省	宮城県、栃木県、山梨県、長野県、大阪府、岡山県、高知県、福岡県、宮崎県	○当団体の認定申請の件数は、拡充前の10年間で163件、基準緩和後の2年間で275件となっている。(平成30年度の84件に対して、平成31年度は191件、令和2年度は144件、令和3年度は225件と増加傾向である。)また、認定件数の増加により年次報告が累増し、令和4年度の年次報告の処理件数は450件を超える見込みである。特に贈与認定の年次報告は、事業者から税務署への提出期間が定められているため、一定の期間に報告が集中し、期限内に多くの事案を処理しなければならない。事案が増えることで税務署への提出の締切直前に確認書を交付することになり、事業者にとっても負担が大きい。 ○平成30年度~令和3年度における当県の事業承継税制の認定件数は53件。認定に係る事務作業に加え認定後5年間提出される年次報告の確認作業の業務負担は年々増加している。特に贈与税の猶予にあたっては、年次報告書の提出期限が6月(一部は7月)に設定されているため、当該月に確認作業が集中している。 ○事業承継税制の認定数 平成20年度~平成29年度:39件 平成30年度~令和3年度:97件 ○制度改正後から事業承継税制の認定数は、年間約30件で推移している。認定後5年間毎年行う年次報告は、法で規定されている報告期限の6~7月に約8割が集中し、令和6~12年度は年間約150件発生する見込みである。また、必要書類が多いこともあり、申請書類の不備が多々発生しており、再提出に係る事務処理に時間がかかることから、手続きの簡素化を求める。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付申請の手続きについては、 ・各市町村が交付限度額の算定の根拠となる貯蔵量(前年度の末日時点でのタンク容量)の確認と、それに基づく当該年度の交付額の算定と申請内容の精査 ・各都道府県が、市町村からの交付額のとりまとめや、各実施事業について、公共用の施設の整備計画、法令に基づく地域振興計画等に照らしつつ、申請市町村や関係部局・省庁と、必要に応じ十分調整又は協議を行い、申請内容等の審査を行った上で、都道府県から国に交付申請を行うため、年度開始時期から一定程度の時間を要するもの。 また、要件を満たした場合は複数年度にわたる基金の造成ができるようになっており、こうした制度を活用することで年度早期からの事業着手も可能な場合がある。 こうした実態や現行制度を踏まえながら、更にどのような工夫ができるのか検討したい。 また、各実施事業の交付決定にあたっては、事業の実施計画ごとに、交付対象施設や対象経費等を等審査した上で交付しており、その内容の変更が生じた場合は経済産業大臣の承認を受けることとしている。事業内容が変更になる場合にこの変更承認を経ずに流用することは、適正な交付内容が維持されているか等が確認できないことから、認めることは困難である。</p>	<p>従前の貯蔵量の実績等から当年度の交付限度額を見込んだ上で、前年度のうちに市町村が実施計画(案)を作成し、あらかじめ都道府県や国において申請予定内容の審査を完了させておくことにより、交付限度額の確定後、速やかに交付申請手続を進めることが可能となり、「交付決定の早期化」を実現できるものと考え。 一例として、電源立地地域対策交付金については、前年度のうちに国・都道府県・市町村の間で協議を進めておくことにより、4～5月の事業着手も可能となっている。本交付金も、これと同等のスケジュールに見直していただければ、より柔軟に事業の設計及び進捗管理ができるようになる。 なお、基金の造成については、単年度での実施を想定している事業など、その活用が馴染まない性質のものも多く、あらゆる事業について必ずしも適用できる制度ではないと思われる。 また、「交付対象事業間における流用の容認」については、「変更承認申請を経ずに流用すること」を想定しているのではなく、「変更承認を受けることを前提にした流用の容認」を求めることが趣旨となっている。すなわち、複数の事業に係る実施計画の承認を受けている場合において、「一の実施事業の交付金充当額を減額する変更承認申請」を行うこととなった際、当該変更に伴う減額分の範囲内で「他の実施事業の交付金充当額を増額する変更承認申請」を行うことを可能としていただきたい。 このことにより、「適正な交付内容が維持されているか」等について審査を受けることを前提に、既に承認を受けている実施事業間で交付金を効率的に活用できるようになると考える。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>これまでの簡素化の実績として、平成31年には贈与認定を受けた事業者において、先代経営者に相続が発生し切替確認が必要となった際、切替確認申請書のみで足りるものとして、臨時報告書を不要とする等の取組を進めてきた。さらに、令和4年9月1日施行予定の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の改正において、臨時報告書の提出書類の簡素化を予定している。 また、令和3年4月に事業承継税制に係る質疑応答集を作成・共有済みであり、今後も上記の改正に伴う更新を予定する等、内容の充実にも努めている。 このように、事務負担が増加していることについては真摯に受け止め、可能な限り負担軽減ができるように進めて来た次第であり、今後もご意見を踏まえながら検討を進めていく所存である。 他方、現状の様式等も法令の要件充足を検証する上で最低限の記載事項としている認識があり、また資料の削減をする際は財務省等の関係者との調整も必要となるため、慎重に検討を進めたい。</p>	<p>いただいたご回答は、事業者における臨時報告や随時報告の簡素化に触れているが、今回の提案の中に挙げている、認定・報告時の提出書類の大幅な削減にはつながっておらず、現在生じている都道府県の支障を解決する内容にはなっていないため、引き続き検討をお願いしたい。 なお、「令和3年4月に事業承継税制に係る質疑応答集を作成・共有済み」とのことであるが、申請者自身の理解不足による申請書類の不備が依然として多く散見されることから、まずは、申請者自身に制度を理解してもらうためにも、質疑応答集を申請者に対しても共有する仕組みを構築するなど、更なる改善が必要であると考え。 また、認定後の年次報告に係る書類のうち、報告書で特定資産等に係る明細書を省略する場合は、個別注記表、減価償却明細書、勘定科目内訳表などについては不要と思われ、見直しの余地があると考え。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
231	浜松市 【重点7】	保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること	認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること。なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。	認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出なければならないことから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要があるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。 以下に変更届の具体例を示す。 幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届(認定こども園法) 児童福祉施設変更届(児童福祉法) 家庭的保育事業等変更届(児童福祉法) 一時預かり事業変更届(児童福祉法) 病児保育事業変更届(児童福祉法) 認可外保育施設変更届(児童福祉法) 特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法) 特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法) 特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法) 業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)	変更届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができることとなり、各施設・事業の変更届出事項を統一するなどの対応が可能となる。これにより、事業者等における変更届出事項への認識が高まり、事業者や地方自治体の事務負担の軽減が図られる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本県	○各届出の必要事項を統一することについては特に問題点はない。 ○当市においても、1つの施設が、複数の施設又は事業としての位置づけがなされているため、法令により変更事由によって変更手続が必要また不要であったり、手続きの必要性も統一されていない。また、一つの変更事由で複数の法令にもとづく変更届を提出しなければならないが、様式も統一されていないことから、事業者の書類作成及び自治体職員による確認に時間を要し、大きな負担になっている。届出事項の統一及びシステム等の活用による手続きの一本化が必要であると考ええる。 ○施設類型によって、届出を要する内容が異なる場合があり、それが事業者や地方自治体の負担増の一因になっていると懸念する。また、地方自治体が把握する必要性の乏しい届出事項もあると感じている。 ○法における届出事項を検討し、例えば全国統一の様式を規定するなど、事業者及び行政の負担軽減により効果がある方策を検討すべきと考えます。 ○変更届の種類が多岐にわたることから、統一されることが望ましいとは思いますが、条例等で定めるのではなく法により定める必要があると考えます。
232	浜松市 【重点7】	認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること	認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助ではなく、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。	認定こども園の幼稚園機能部分等に活用される「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた市町村への間接補助であることから、都道府県の予算化が必要である。しかし、都道府県の予算スケジュールに合わせると、都道府県の予算化を待たなければならず、機動的な施設整備事業の執行ができない。また、都道府県の補助金交付要綱にも縛られることから、国の補助金交付要綱よりも上乗せされた変更交付申請等の事務が負担となっている。一方で、認定こども園の保育所機能部分等に活用される「保育所等整備交付金」については、既に国から市町村への直接補助の仕組みとなっており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることなく事業の実施が可能となっている。そのため、認定こども園施設整備交付金においても、国から政令指定都市等への直接補助が可能であると考えられる。なお、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されているこども家庭庁への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助となり、同じ取扱いになることを求める。	国から政令指定都市等への直接補助とすることで、都道府県の予算スケジュールや補助金交付要綱に縛られることなく、効率的な事務の執行が可能となる。また、将来的に財産処分の手続きを行う場合にも、都道府県を経由した手続きが不要となり、行政の効率化が図られる。	文部科学省	札幌市、岩手県、宮城県、八王子市、川崎市、相模原市、静岡県、豊田市、滋賀県、広島市、徳島県	○協議等の締切日について、国の締切前に都道府県の締切が設定されるため、事務作業期間が非常に短い。交付金に関する質問について、都道府県を通して問い合わせをするため、回答に時間がかかる。 ○特に「保育所等整備交付金」と「認定こども園施設整備交付金」が関連する幼保連携型認定こども園の施設整備において事務が非常に煩雑になっており、抜本的な改善を求めたい。 ○認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならない、手続きが煩雑。こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもの誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔として、こども家庭庁が令和5年4月1日発足予定。主な事務として認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善が示されているが、現時点で事務の一元化はなされていない。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。</p>	<p>認定こども園や保育所などにおいては、1つの施設において一体的に様々な事業を実施していることから、複数の法令が関係し、届出事項に変更が生じた場合には、該当する施設・事業に応じた変更届の提出が必要になります。特に、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあります。</p> <p>しかし、施設・事業の種類により変更届出事項が異なること、また、届出時期に事前と事後のものが混在していることから、事業者側の認識不足による届出漏れが散見する事態が生じており、地方自治体としても、変更届出事項に該当するかの確認や届出漏れが生じていないかの確認などの事務が発生し、制度が縦割りとなっている結果として、双方における事務負担が大きなものとなっています。</p> <p>また、変更届出事項のうち、幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「認定こども園の名称」、「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」、保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援提供者が届け出ることとされている「役員の氏名、生年月日及び住所」、「設置者又は事業者の定款、寄附行為等」、一時預かり事業や病児保育事業を行う者が届け出ることとされている「条例、定款その他の基本約款」、「事業を行うとする区域」、「職員の定数及び職務の内容」、「主な職員の氏名及び経歴」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が届け出ることとされている「業務管理体制の整備に関する事項」等、通常の施設・事業の管理運営では使用しない情報や、届出の内容として重複する情報など、届出の必要性が低いものがあります。この届出の必要性については、地方自治体により相違が生じることは無いと考えられます。そのため、指摘のとおり見直し困難とのことであるのであれば、各届出事項の必要性を明確に示していただきたいと考えます。</p> <p>変更届出事項を施設・事業ごとの特性を考慮した最低限の事項に統一することで、事業者における変更届出事項の認識が高まり、届出漏れの解消が見込まれるほか、地方自治体における事務負担が軽減されます。また、変更届出事項を統一することで、法令毎の届出ではなく、各法令を網羅した共通様式での変更の届出ということも可能になり、事業者側及び地方自治体の事務負担が大幅に軽減されます。</p> <p>以上より、変更届出事項について、条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすること、又は、法令改正により統一することを求めます。</p>	-	-
<p>本事業は認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、教育・保育の「質の向上」と「量の拡充」の両面から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内における認定こども園の効率的かつ効果的な設置時期や規模等を勘案して実施するものである。</p> <p>認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、令和5年4月1日発足予定のこども家庭庁への移管が予定されており、一本化に向けて検討中である。</p> <p>一本化にあたっては両交付金の趣旨や目的に照らし、また、主体となっている都道府県や他の市町村の意見も踏まえ対応を検討することとしたい。</p>	<p>認定こども園の幼稚園機能部分に対して交付される認定こども園施設整備交付金は、現在、間接補助となっています。そのため、具体的な支障の1点目として、都道府県の予算化が必要であるというスケジュール上の制約があることから、市町村において事業を計画した段階で既に都道府県の予算化の期限が過ぎているという事態が生じました。また、具体的な支障の2点目として、都道府県の補助金交付要綱上の制約があり、国の要綱よりも上乗せされた要件に該当することによる変更承認申請等の手続きが必要となりました。</p> <p>一方、認定こども園の保育所機能部分に対して交付される保育所等整備交付金については、既に直接補助の仕組みとなっていますが、ご指摘のような「教育・保育の「質の向上」と「量の拡充」の両面から、地域の実情に応じた認定こども園の需要を踏まえ、域内における認定こども園の効率的かつ効果的な設置時期や規模等を勘案して実施する」ことが達成できていないという状況はありません。</p> <p>そのため、令和5年4月1日発足予定のこども家庭庁への移管にあたり、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の一本化に合わせて、直接補助の仕組みとなることを求めます。</p>	-	<p>【全国知事会】 都道府県の意向も確認の上、課題等の整理を行う必要がある。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
233	尼崎市、宮城県	内部統制制度導入に伴う包括外部監査の弾力的な取扱いについて	内部統制制度を導入した地方公共団体において、包括外部監査人と地方公共団体が事前に協議し、双方の合意を得た場合には包括外部監査における監査項目を地方公共団体が任意で設定できるよう制度改正を求める。	【制度改正の必要性】 当市では、代表監査委員を含む識見監査委員を2名とも民間から選任するなど、これまでも監査機能の充実に努めてきたなか、このたび、中核市においては努力義務である内部統制制度を導入することとした。しかし、事務負担が過剰になり、取組が形骸化(作業化)することになれば、本末転倒である。 そのような問題意識のもと、実効性のある制度の構築を目指しており、内部統制を推進していくツールの1つとして包括外部監査を活用できれば効率的・効果的と考えられるが、地方自治法では、包括外部監査人が監査項目を選定すると定められていることから、市が包括外部監査を弾力的に運用できない。 【支障の解決策】 内部統制の推進にともない顕在化した課題等に対して重点的に監査を実施することが効率的・効果的であることに加え、内部統制制度において抽出したリスクへの対応策のひとつとして監査を組み込むことも考えられることから、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合に、市が監査項目を任意で設定できるよう地方自治法を改正いただきたい。	【制度改正による効果】 当市が要望している趣旨は、毎年度、包括外部監査人自らが監査項目を選定する従来の手法から、内部統制を推進するなかで顕在化した課題があれば、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合は、それを監査対象項目に選定できる道を開くものである。特に顕在化した課題がない場合は従来通り包括外部監査人自らが監査項目を選定する。数年に一度は監査人が選定したテーマで実施するなどの運用も考えられ、包括外部監査の実施やその意義を否定するものではない。 個別監査制度を活用することも考えられるが、そもそも内部統制制度の整備にかかる事務が発生するなか、監査にかかる事務量が相当増加することになる。 今回の提案は、すでに義務となっている既存制度の趣旨を踏まえつつ、包括外部監査の活用を図ることで、より効率的に内部統制制度の実効性向上を目指すものであり、それにより、適法・適正な行政運営ならびに市民から信頼される組織運営につながるものとする。	総務省	半田市、京都市、熊本市	—
236	秋田県、岩手県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上市、大仙市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、東成瀬村、川越市、八王子市、新潟県、高知県	社会資本整備総合交付金システムにおける実施計画及び交付申請手続き等の更なる改善	社会資本整備総合交付金システムについては、昨年地方分権提案により、一部重複する申請手続きが解消されたところであるが、未だ各申請手続きに当たっては支障が多く、マニュアルも不十分であるため、早急に地方公共団体の意見を反映した手続きの改善を図るとともに、システムの間合わせへの即応対応を可能とする電話等での受付体制を構築すること。	支障事例は数多くあり、全ての事項についての記載は困難であるが、次のような支障事例が存在する。 1. 予算要望手続において、前年度及び前々年度の予算配分額等を入力するが、前年度等の交付申請や完了実績、前年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されないため、再度入力が必要となり、誤りを誘発する仕様となっている。このような支障事例は、いずれの申請手続においても同様であり、特に早急な改修が必要と考える。 2. 都道府県は市町村からの申請及び問い合わせに応じなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務量が過大となっている。「よくある質問」は、各団体からの問い合わせ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に対応可能な国への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間事務が停滞する。 3. 作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。 4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。特に実施計画と交付申請手続の国費額欄においては、国費額欄3箇所全てが同じ数値となるにもかかわらず、各欄へ入力求められる。 5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしないと、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。各団体において申請額等を当然把握しており、当該団体別内訳表作成手続の廃止が望ましい。 6. システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。 7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、別の要素事業の欄へのコピーアンドペーストが出来ないため、操作性が非常に悪い。	社会資本整備総合交付金システムを実際に利用している地方公共団体の意見を反映したシステムの改善を行い、問い合わせへの即応対応が可能となることで、事務の効率化・円滑化が図られるとともに、誤り等が生じにくくなる。 また、これにより、地方公共団体だけでなく、申請書等を受理し、内容を確認する各地方整備局の作業負担軽減も図ることができる。	国土交通省	帯広市、いわき市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川越市、東京都、江東区、小平市、小田原市、山梨県、松本市、岐阜市、豊橋市、京都府、京都市、寝屋川市、広島市、芦屋町、大村市、熊本市、八代市、大分県、延岡市	○1. 予算要望手続において、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されない。2. システム上の入力制限が都道府県と市町村で異なるようで、県に対し確認や説明を要し業務が進まない。3. 作業する入力画面が、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、各欄に複数回の入力が必要で誤りやすい点がある。5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしないと、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。6. システムの、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪い。7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、操作性が非常に悪い。 ○システム入力をするにあたり、システム上にあるマニュアルを参照して作業を進めている。マニュアルには解釈・手順が不明(省略されている等)な箇所があるため、マニュアルの手順を理解する時間と入力作業に係る時間とで大幅な時間を割く必要がある。担当者が変わった場合等、システムでの入力作業に不慣れな職員でも手順が理解しやすい、見やすいマニュアルへの改正を求める。 ○システムにおいて、以前入力したデータが反映されず、何度も同じ内容を入力する必要があり、効率が悪い。また、操作性が悪いと思う部分がある。 完了実績報告手続きにおいて、過年度提出済みのデータが自動反映されないため、提出年度に改めて報告済みの内容も手入力しなければならないとなっている。 具体的には、事業箇所別の入力画面において、前年度までに提出している終了実績報告の執行済額・繰越額のデータを再度入力しなければならないとなっている。また、「交付対象事業費」欄において、システム内にて提出済みの整備計画のデータが反映されず、手入力している。「執行事業費」欄においても、過年度提出済みの完了実績報告等の金額を引用し反映させることができない。 ○作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。 ○登録後に修正が発生した場合、調書を再度入力する必要があるため、修正時の作業軽減を検討してほしい。 ○実務上不具合が生じた場合はマニュアルをまずは確認しますが、難解かつ不十分であり、対応に大変苦慮している。 ○具体的な支障事例の2について、当県でも早着分申請時にエクセルにて問合せを行い、回答までに数日を要した。その結果本来予定していたスケジュールから大幅に遅れ、事業課及び市町村の負担をかける結果となった。システムについての研修や説明会がなく、マニュアルも不十分である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な識見を有する者が自己の識見に基づき、当該地方公共団体の事務の適性な執行を確保する観点から必要と判断した事件を特定して、監査を行い、その結果を報告することにより、地方公共団体における監査機能の専門性・独立性の確保及び地方公共団体の監査機能に対する住民からの信頼の確保という意義を有するものである。</p> <p>このため、包括外部監査における監査の対象を地方公共団体の長が任意で設定できるようにすることは、包括外部監査の意義を損なうものである。</p> <p>一方、現行の包括外部監査においても、包括外部監査人は当該包括外部監査対象団体の実情やその時点の地方公共団体全体の置かれた状況、社会経済情勢等を十分踏まえて、自己の能力や専門とする分野などを考慮して事件を選択しなければならず、その際に、包括外部監査対象団体の長やその他の執行機関、それらの職員などから意見を聴くことも可能であるため、地方公共団体の長と包括外部監査人が意見交換をした上で、包括外部監査人の判断で内部統制により顕在化した課題等を監査項目とすることができるものとする。</p>	<p>※未提出</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>ご指摘の支障事例について、引き続き、作業の負担軽減につながるよう、地方公共団体の意見を踏まえ、システムの改善等に努めて参ります。</p>	<p>提案では支障事例を可能な限り詳細にお示したところであるが、第1次回答では各支障事例に対し、具体的な改善策や期限が示されていないため、提案している支障事例等が速やかに解消されるよう、各支障事例別にいつまでどのように改善するのか、具体的かつ計画性のある回答をいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
237	川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要とする特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大	市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要とする特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。	「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。しかしながら、当市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。	電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報を活用することで空家等の所有者を迅速に把握できる。また、税情報等を活用することで、空家等の所有者に対して効果的、効率的な対応を進めることが可能となる。	総務省、経済産業省、国土交通省	深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、山陽小野田市、久留米市、大分県	○当市は水道情報を基本に対応しているため、電気・ガス供給事業者への照会を行ったことはないが、一部の空き家においては水道の未加入があるので、そのような場合に電気・ガスの契約情報が得られることは有益であると思われる。また、相続人不存在により課税保留となっている情報が活用できることは、提案のとおり財産管理制度の適用を早い段階で検討できるなど、空き家対策にとって非常に効果的と考える。(可能であれば、税部門が相続人不存在を把握した時点で、空き家対策部門にその旨の情報提供がなされる仕組みが必要と考える。)○当市では、特定空家の所有者の所在が不明であることから不在者財産管理人選任申立てを行ったが、財産目録の作成にあたり負債を把握するため電力会社に使用料の未納の有無を照会したが教えてもらえず、また、税務局に市税の滞納情報の提供を求めたが地方税法第22条の守秘義務により教えてもらえなかった。通常空家対策においても固定資産税額等の情報提供を受けることができないが、納税額や滞納情報などの経済状況を把握したうえで改善の働きかけを行うことができれば所有者の実情にあわせて効果的なアプローチが可能になる。税情報の提供の考え方は、平成27年2月26日付け総務省第15号「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものとして、空家等の所有者等の氏名、名称、住所、電話番号に限定して明記されていることに起因するが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度の情報は上記のみではないため、守秘義務の解除について柔軟な対応を求める。○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。電気、ガスなど行政では分からない情報も駆使して、所有者の所在が分かれば、解決困難な空き家への対策の一助になると考える。○当市においても、民法の財産管理人制度を活用して管理不良空家等の措置を進めた事例があるが、管理人の申立を行うかどうかを判断する際に、空家等の老朽化の状況だけでなく、申立て費用や予納金回収できるかどうかについても、大きな判断材料となっている。当該空家所有者の市税の滞納状況や財産差押等の債務に関する情報があれば、必要費用の回収の見込みが立てられるので、財産管理人申立制度を利用しやすくなると考える。
239	長野県 【重点47】	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめ作成するよう実施要綱等で定められているところ、その作成が負担となっている。特に、当該交付金を道府県が活用せず市町村のみが活用する場合であっても、道府県が市町村の計画・実績等を取りまとめ事業計画を作成・更新する必要がある。この場合、事業内容の単なる取りまとめであり、道府県の施策を反映したものではないにもかかわらず、道府県に事務負担が発生している。当県では、事業を実施する県下市町村との調整や資料作成等に一定程度時間を要しており、今後事業を実施する市町村が増加した場合に、より一層の事務負担が見込まれる。また、事業計画には当該交付金事業の実施以外の活用目的もないため、事業計画の作成は不要と考える。	豪雪地帯安全確保事業計画は、道府県又は市町村が豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめ作成するよう実施要綱等で定められているところ、その作成が負担となっている。	事業計画策定・変更に係る地方公共団体職員の事務負担軽減が図られる。	国土交通省	宮城県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【総務省、経済産業省、国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とされており、提案にある電気、ガス等の供給事業者が保有する情報についても、同項を根拠として提供を求めることができる。</p> <p>その上で、電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、各法を所管している省庁間で協議の上、空家法第10条第3項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて各事業者への通知等について必要な対応を検討したい。</p> <p>【総務省、国土交通省】 次に提案後段の税情報の開示範囲の拡大についてであるが、固定資産税の課税関係情報については地方税法第22条の守秘義務の対象となり、原則として外部に提供できないところ、他の行政機関から法令の規定に基づき情報の提供の求めがあった場合には、その重要性や緊急性、代替手段の有無、全体的な法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を行った上で、必要な範囲内で行う情報提供については守秘義務に抵触しないと解されている。</p> <p>このため、空家法において「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」(空家法第10条第1項)と規定し、情報提供の求めに関する規定を設けた上で、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成27年2月26日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)を発出し、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能な情報その範囲を明確化しているところである。</p> <p>他の法令により固定資産税の課税情報を利用できる場合においても、内部利用できる情報は所有者の氏名等に限られているものであり、提案にある課税保留情報や差押え情報については、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号のような「空家法の施行のために必要な限度」の情報とはいえないことから、内部利用の対象とすることは困難である。</p>	<p>空家等の所有者を迅速に把握し、空家対策を効果的・効率的に推進していくためにも電気やガス等の供給事業者が保有する情報を活用することは重要だと考えている。そのため、各事業者への通知の発出時期等を具体的に御教示いただきたい。</p> <p>また、税情報の開示範囲の拡大に関して、空家特措法の目的を達成するために、空家対策を推進していくには、空家に関して効果的・効率的により多くの詳細な情報を正確に把握する必要がある。課税保留がされている空家については、所有者が不明または不存在であることが概ね特定できることから、課税保留に関する情報が把握できれば、指導等に至るまでの時間の浪費を解消できるメリットに加え、空家特措法の手続きによらず、財産管理人制度の活用など、より合理的な手続きを早い段階で判断できるため、把握すべき重要な情報の一つで「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報といえると考ええる。</p> <p>課税保留に関する情報を把握するための代替手段はないと考える。また、迅速な空家の課題解決を図ることで、防災、衛生、景観面等の地域住民の生活環境が向上し、地域住民の生命、身体又は財産を保護することができる。地方税法上の空家所有者の保護と空家特措法上の地域住民の生命、身体又は財産の保護を比較衡量しても、課税保留の情報については、公益上有益で必要な範囲内で行う情報提供であると考えられるため、その必要性を総合的に勘案し検討いただきたい。</p> <p>なお、差押えの情報については、登記簿謄本の取得によることも可能であると考えため、当市において、より効率的な情報の把握について、引き続き検討してまいりたい。</p>	<p>【茨木市】 税情報の開示範囲の拡大に関して、課税保留情報や差押え情報など空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号以外の情報は空家法の施行のために必要な限度の情報とは言えず、内部利用の対象とすることは困難との回答であったが、空家対策を担う市町村の実務においては上記のみの情報では不十分であり、空家対策を行う上での阻害要因となっている。例えば、財産管理人制度を活用する場合や、通知しても連絡がない管理不全の空家所有者に対する更なる働きかけの際は、納税額や滞納情報などの情報が得られれば、より効果的な対策が可能となる。平成27年に空家法が施行されて5年以上が経過しており、現状を踏まえた運用の見直しを行う時期にあるのではないかと。今後ますます空家の増加が予想されることに鑑みて、実効性の高い空家対策を行う観点から、空家法の施行のために必要な限度の情報について見直すとともに、あわせて地方税法第22条の守秘義務の解除を柔軟に行うことが必要であると考ええる。</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>国土交通省としては、各道府県において、管下の市町村に実施する施策等、道府県全体の取組状況を把握することが重要と考えていることから、豪雪地帯安全確保事業計画を道府県が主体となって作成することを求めているところ。引き続き事業計画の作成をお願いしたい。</p> <p>なお、事業計画の承認に当たっては、道府県の過度な事務負担とならないよう、 (1)実施する事業が、地域における死傷事故の減少に寄与するものであること (2)事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること (3)計画の内容が、当該地域の死傷事故の防止に関し有効かつ効果的であること のみを審査内容としているところ。また、事業計画の作成については随時ご相談もお受けしているところ。</p> <p>国土交通省としても自治体の事務負担の軽減は重要と考えており、具体的に作業の事務負担となっている点等があれば、手続の見直しについて検討して参りたい。</p>	<p>当県としても、管下の市町村の取組状況を把握することは重要と考えているところであるが、管下の市町村の取組状況の把握は、道府県の判断により必要に応じて実施すれば足りることであり、国が事業計画の作成を義務付ける理由にはならない。また、本交付金に係る交付申請に当たって、市町村等各事業実施主体では、事業概要資料を作成しているところであり、道府県は、当該事業概要資料の情報提供があれば、事業計画を取りまとめ作成しなくとも、管下市町村の取組状況の把握が可能である。</p> <p>さらに、国の審査項目である(1)実施する事業が、地域における死傷事故の減少に寄与するものであること、(2)事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること、(3)計画の内容が当該地域の死傷事故の防止に関し有効かつ効果的であることは、いずれも事業概要資料のみで十分確認可能であるから、事業計画に記載する成果目標等は不要と考える。</p> <p>なお、当県では、県下1村の事業計画の取りまとめ作成に当たり、国及び村との調整に約10時間、資料作成等に約10時間の事務負担が発生した。仮に、事業計画を引き続き作成することが必要であったとしても、各事業実施主体で作成することが、不要な調整による事務負担が生じず適当と考える。</p> <p>こうした支障が解決するよう、事業計画の廃止を基本として、事務負担の軽減について検討を求める。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などを見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
240	長野県、愛知県 【重点48】	子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可とすること	子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすること	「子ども読書活動推進計画」は、努力義務ではあるものの、文部科学省が計画策定状況調査(令和2年度はコロナ禍により中止決定1/25)で「策定済」の都道府県・市町村数を公表しており、「策定済」とするためには、当該計画単独での策定が求められ、上位計画での内包や総合計画化は現状では認められていない。また、県に市町村の策定支援を求めるなど、実質的な義務計画になっている。 当県においては、子ども読書活動推進計画について、策定自治体数は35市町村(策定率45.5%)であり、未策定の40町村のうち12町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、11町村が「各学校に一任」を理由として挙げている。また共同提案県においては、策定自治体数は41市町村(策定率75.9%)であり、5町村が「計画策定に取り組む人材が不足している」、2町が「公共図書館がない」と回答している。 特に、人員が不足している地方公共団体では、地域の特色等を計画に反映させることが困難であるほか、策定そのものが進まない状況がある。各々の計画における策定作業や会議、調査等が重なり負担となっている。 一方、上位計画に相当する「教育振興基本計画」にも記述があること、また、趣旨は異なるものの類似性のある「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の策定も推進されている。	地域の実情に沿った子供読書活動の推進を図るとともに、業務の負担軽減、効率化につながる	文部科学省	高崎市、京都市、熊本市	○文部科学省からの調査があることにより、県としても策定を促してきたが、策定ができていない市町からは、人員が不足しており、なかなか着手できないという理由があげられていた。 各市町の教育振興基本計画等の上位計画への統合を可とすることにより、策定に必要とされる負担が軽減されると考える。 ○未策定の自治体は10自治体あり、主な理由は人材不足(2町4村)、各学校に一任(3村)等である。 ○当県では、計画未策定市町のうち、約55%の市町が、上位計画である「教育振興基本計画」や各地方公共団体の「総合計画」に、子供の読書活動の推進を位置づけ、事業を展開しているところである。上位計画への統合を可とすることは、策定に係る業務の負担軽減が図られる。
241	長野県	国の「都道府県を經由した市町村への照会方法の見直し	国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの以外の照会については、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」を使用すること 具体的には、都道府県を經由した市町村への照会を「パターンA:定期的な照会で、調査項目に変化がないもの」「パターンB:照会先の個別の状況を確認するもの」「パターンC:中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分け、パターンA及びBについては、一斉調査システムを使用すること	国と市区町村の間に立つ都道府県では、日々の照会・回答業務に多くの時間を費やしている。市町村数が多い当県においては、国からの1回の照会あたりの職員負担も大きく、全市町村への通知転送、回答状況の確認・催促、回答集約といった「中間とりまとめ作業」の効率化は庁内業務改革において優先度が高い課題となっている。 先般、担当者の連絡先に関する照会について、県で市町村の担当者連絡先を取りまとめ、国の様式(Excel)に転記を行った。県から市町村への照会については指定がなかったため、調査・照会(一斉調査)システムを用いて市町村へ照会の上、集計データを出力し、国の様式(Excel)へ転記を行った。当該システムは国が使うことも可能であり、国から直接、都道府県及び市区町村へ照会し、フォームへ入力させることで事務負担軽減につながったのではないかと思料。 (具体事例:令和3年度DX推進担当者の調査について(照会)総務省自治行政局地域情報化企画室 令和3年7月5日付け事務連絡) また、市町村からは調査・照会(一斉調査)システムの通知を見逃すとの声もあるが、これはシステムを使ったりメールを使ったりと照会のやり方が定まっていなかったため出てくる意見だと考えられる。どの照会についても同じシステムが使われる前提であれば見逃しも無くなると考える。	地方公共団体職員の事務負担軽減 不要な中間とりまとめ(都道府県作業)が削減されることで、取りまとめ段階でも意思決定が必要な照会への回答に注力可能。また、パターンAの比率が高まることで、市町村業務の改善にも繋がる。 また、今年度実施した本県の全庁業務量調査において、「照会・回答に係る全庁業務量」は240,464時間、4.8億円の人件費(時給2,000円とした場合)となっている。	総務省	宮城県、郡山市、鳥取県、高松市、高知県、熊本市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等子供の読書活動推進計画に代えることは可能と考えている。この点については、国の計画を策定する際、通知等によりその旨周知することとしたい。</p>	<p>地方公共団体の事務負担軽減の観点から、第1次回答のとおり、他の計画へ代替可能である旨、なるべく早い段階で確実に通知いただくよう対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 教育分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>
<p>調査・照会システムにより、地方公共団体職員の事務負担の軽減が期待できることから、ご提案を踏まえ、各府省に対し、調査・照会システムの使用を促すことについて検討したい。</p>	<p>各府省庁に対し、既存の調査・照会システムを最大限活用する(さらに、利活用の状況に応じて同システムの改善も併せて進める)ことを周知徹底していただきたい。また、各府省庁がお互いのデータを共有できれば新たな政策・施策の企画立案など、イノベーションにも類似の照会が行われることが無く、より適切な質問の仕方になる等、改善につながりうると考えられるため、オープンデータやデータ連携についても検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
242	長野県	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接申請を可能とすること	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接申請を可能とすることが可能となるよう、制度の見直しを求める。	【現行制度について】 都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)」により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に送付することにより認証申請を行うこととなっている。 さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認証申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定をする場合、事前に国土交通大臣の承認を得るものとされている。 また、平成30年より、国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。 【支障事例】 当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を受けていないなど、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が遅れている。	土地改良工事実施後の測量成果が速やかに国土調査に準ずるものであることが担保され、早期にその成果が利用可能となる。	農林水産省、国土交通省	白鷹町、川崎市、新潟県、京都府、宮崎県、沖縄県	○農林水産省に対して令和3年2月、3月に本申請、令和3年5月、10月に事前申請を行っているが、令和4年6月時点で認証指定を受けておらず、その成果の活用が遅れている。 ○提案団体同様、当県でも、認証申請してから指定までに長期間を要しており、早期に測量成果の活用ができていない現状である。 ○当府においては、近畿農政局の事前確認の後に、近畿農政局に対して申請(資料送付)を行っているところ。令和2年に近畿農政局に申請前の事前確認で送付した5件の全てが、未だに申請書の正式な施行をできておらず事務処理が滞り、現時点(令和4年6月時点)においても申請書を送付できていない状況にある。よって、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならない状況にある。
243	長野県、宮城県	補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し	地方自治法施行令第165条の3で規定する、私人に支出の事務を委託することができる経費に補助金を加えることを求める。	【現行制度】 地方自治法施行令第165条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。 【支障事例】 当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、ECサイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支援し、販売促進につなげる事業(県産品ECサイト送料無料キャンペーン事業)を実施する予定としている。 本事業においては、500者程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担軽減のため、当該事業に係る事務の一切を民間へ委託しようと検討したが、地方自治法第243条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないかとの疑義が生じている(申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能との整理)。 また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者(約200者想定)を支援するためのEC送料支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。 【制度改正の必要性】 コロナ禍における事業者支援のように、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効果的な支援策が実施できない恐れがある。 【支障の解決策】 そこで、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効果的な事業者支援が可能となる。 なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている(例:持続化給付金を商工会議所等へ委託)。	私人に支出事務を委託することができる経費に補助金を追加することで、申請書受付から支払いまで一括して民間に業務委託でき、地方自治体職員の事務負担軽減が図れるとともに、迅速かつ効果的な事業者支援が可能となる。	総務省	八王子市、川崎市、京都市	○利子補給事務を行っている。申請件数は令和3年度16,047件であった。年間1万件を超えるため、申請は金融機関を代理人として取りまとめており、申請に係るデータ整理の事務を委託化し負担の軽減を図っているが、地方自治法上、支出を委託できず、また振込も金融機関あてまとめて行うことが出来ず、口座のデータ確認も含め膨大な支出(振込)事務が発生している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討してまいりたい。</p>	<p>都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続については、農林水産大臣を経由して国土交通大臣へ認証申請を行うことになるため、承認までの期間を要している。 現行制度を見直し、従来の農林水産大臣の経由については、国土交通大臣から農林水産大臣への情報提供に代替させるなどにより不要とすることで、承認までの期間を短縮し、確定測量の成果を早急に活用することができるものとする。 今回、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討していただけるとのことで、速やかな事業実施のためにも、ぜひ実現していただけるようお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 申請から指定までの期間が短縮されるよう、事務の迅速化を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)において、「公金取扱いの制限(243条)については、(中略)金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえ、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、(中略)その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていることから、支出事務の委託制度については、この方針に基づき、その在り方を見直しを検討することとしているが、補助金の支出事務を私人に委託できることとするについては、当該支出に係る責任関係が不明確とならないか、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の観点から慎重に検討する必要があると考える。本提案については、採択することができるかも含めて検討することとしたい。</p>	<p>ご指摘のとおり補助金の支出事務の私人委託については、責任関係が不明確とならないか、また受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の懸念があることは当県においても認識している。 しかしながら、私人へ支出事務を委託する場合には、委託契約の中で、責任関係を明確にすることは十分可能と考えられ、また例えば、契約書に損害を与えた場合の賠償責任に関する条項を設けておけば、仮に恣意的な支出が行われたことにより損害が発生しても、一定程度は担保することが可能となるのではないかと考えます。 さらに、補助金事務を委託する場合、交付対象や金額の決定に一定の判断が必要な補助金については、支出事務自体は委託する一方で、交付決定や額の確定の手続きは行政が自ら行うか、行政と受託事業者との合議により決定を行うなど一定の関与を行うべきであると認識している。 この場合、受託事業者は、行政の責任で決定した交付対象や補助金額に従って、単純に相手方に支出事務を行うだけであり、恣意的な支出が行われる恐れは極めて少なくなると考えられる。 なお、交付対象や金額が客観的に決まり判断の余地がないような補助金については、行政によるチェック機能を導入しつつ、受託事業者が補助金事務の全てを委託することもできる場合もあり得るのではないかと考えます。 以上のように補助金の支出事務の私人委託については、補助金の制度設計を工夫すること等により、責任関係の明確化や受託者による恣意的な支出の防止など、懸念されている課題をクリアできることから、早期の対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
244	長野県	廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化	第一種低層住居専用地域で使用されていた小中学校など、既存の公共物の有効活用のため、低層住居専用地域におけるコワーキングスペース等の設置に係る建築基準法第48条のただし書き許可の新たな許可準則を定め、特定行政庁が許可する基準の明確化を求める。	少子高齢化社会において、県内各地で小中学校の統廃合が進んでいる。各自治体では、工夫しながら、廃校となった校舎の活用策として、コワーキングスペースやオフィス、地域コミュニティが存続するための新たな活用方法を考えている。しかしながら、現行の規定では廃校舎をコワーキングスペース等に活用しようとする場合に、用途地域の規制から、それらの用途への変更が困難な場合があり、廃校舎の有効活用ができない状況にある。また、令和3年6月25日付け国住街第96号のシェアオフィス等に関する技術的助言については、空き家等を活用した比較的規模の小さいものを対象としたものであると考えられる。しかしながら、当県が考える廃校舎等の利活用となると、比較的大きく、多くの集客が見込まれるため、これらの場合の「良好な住居の環境を害するおそれがない」ことの判断に苦慮している。	廃校舎等の公共物の利活用が促進されるとともに、地域コミュニティの維持に寄与できる。	国土交通省	金沢市、広島市、熊本市	○今後、小中学校等の統廃合の増加が見込まれる中で、廃校施設を柔軟に活用できるよう、基準の明確化や制限の緩和等の法整備が必要となる。
245	特別区長会 【重点18】	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	都市公園内にシェアサイクルポートを設置することができるようにするため、都市公園法における公園施設のうち「飲食店、売店、駐車場、便所、その他の便益施設で政令で定めるもの」を定める都市公園法施行令第5条第6項に「自転車を賃貸する事業の利用者の利便に資する施設」を追加する。又は、同項の「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。	【現行制度とその課題】 都市公園にシェアサイクルポートを設置するためには、①「都市再生整備計画」を作成しシェアサイクルポートの設置について記載することで占用許可の特例を得る(都市再生特別措置法第62条の2)か、②シェアサイクルポートを都市公園法上の「公園施設」と位置付けて設置を許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)か、2通りの方法が考えられる。しかし、①の場合は、計画の作成に公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの実施、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、①の方法によることは現実的でない。そのため、②の方法によることとしたいと考えているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法令上明らかでなく、設置許可の可否が公園管理者の解釈に委ねられているため、許可に二の足を踏んでいる公園管理者も多い。 【支障】 シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的な認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。	都市におけるサイクルポートの密な設置が可能となり、通勤や観光等の幅広い目的でシェアサイクルが使用されることになり、住民サービスの向上に資する。また、複数年にまたがる計画策定等を経ずに最短で一か月程度での設置が可能となり、自治体職員の事務負担の軽減に繋がる。その他、有事の際の職員の移動方法としても活用が可能であり、運営事業者と災害発生時の協定を結んでいる自治体もあることから、災害時における都市公園の機能にも資する。	国土交通省	ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都市、兵庫県、広島市、大村市	○本市においても、他部局からの依頼により都市公園内へのシェアサイクルポート設置を行っているが、都市公園上の「公園施設」としての位置づけが明確ではないため、「都市再生整備計画」を作成し、条例改正を行った上で、占用許可の特例により設置の許可を行っている。一方で市内にある他自治体所管の都市公園においては、「公園施設」として許可を行っており、管理者によって判断が異なる事例が発生している。 本市としては、シェアサイクルポートが「公園施設」であるかないかについて、法令上の明確な基準は必要と考える。 ○本市も現在、シェアサイクルポートを都市公園法の便益施設として設置を許可している。許可にあたり、公園管理者として解釈の妥当性の検討や説明に多くの時間を割いているケースもある。 ○区市町村の事情により都市再生整備計画を策定できず、公立公園への設置が進まない事例がある。 ○提案と同様に、本市においても都市公園内にシェアサイクルポートの設置を検討しており、都市公園法における公園施設の設置許可により、便益施設(その他これらに類するもの)として許可をすることを考えている。本判断は公園管理者の解釈に委ねられているため、都市公園法施行令第5条第6項への追記、もしくは国からの通達として、シェアサイクルポートが含まれていることを明確化してもらいたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>コワーキングスペース等の類似の用途に関する第48条特例許可実績の調査をまずは実施し、第一種低層住居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。</p>	<p>少子高齢化が進む現在において、廃校となった小中学校等の既存公共物の有効活用は喫緊の課題であり、今後も、廃校等の利用しなくなった公共施設は増加するものと想定される。それらを有効活用できれば、地域の雇用・産業の活性化も見込まれる。</p> <p>なお、当県においては、コワーキングスペース等を設置したいとの相談は年1～2件ほどあり、廃校等の活用は一定のニーズがあるものと思料。</p> <p>また、当県において統廃合等の再編を検討している高校は29校あり、うち15校が第48条特例許可によらなければコワーキングスペース等への用途変更が認められない第一種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に立地している。近い将来、廃校となる高校の利活用を検討するうえで、許可基準の明確化が必要となっている。</p> <p>第1次回答においては「今後の対応について検討する」とされているが、廃校が生じることとなった場合、許可基準が明確となれば、各自治体で廃校の有効活用を検討する際の選択肢が増え、スムーズな活用につながることを想定されることから、コワーキングスペースを含め、幅広く許可基準の明確化をする方向で速やかに検討いただきたい。</p> <p>また、「調査をまずは実施」とされているが、調査等の具体的なスケジュールをお示しいただき、許可基準の早期明確化に向けご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能である。</p> <p>シェアサイクルポートについては、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断した場合には、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に類するものとして、現行制度において設置することができるため、ご提案のとおり、その旨を明確にする通知の発出等により地方公共団体に周知してまいりたい。</p> <p>なお、公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポートのように、設置しようとする施設が都市公園の効用を全うする施設とはいえない場合は、都市再生特別措置法上の占用許可特例のスキームを活用して設置されたい。</p>	<p>本提案の趣旨は、シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として明確に位置付けることにより、都市再生整備計画の策定にかかる自治体職員の事務コストの削減のみならず、シェアサイクルサービスの柔軟かつ安定的な運用を目指すものである。</p> <p>第1次回答にて「現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能」とあるが、現状ではシェアサイクルポートが公園施設に明確に位置付けられていないことから、公園管理者が設置可否の判断に躊躇してしまい、むしろ柔軟な解釈の妨げとなっている。現に都市公園内にシェアサイクルポートを設置する手段を、法的根拠が明確な都市再生整備計画の作成による占用許可の特例に限定し、公園施設としての設置許可を行わないこととしている都道府県庁もある。また、公園管理者の弾力的な判断によりシェアサイクルポートを一時的に設置できたとしても、上位の決裁権者等の見解の相違や異動等により設置許可が更新されない可能性がある等、事業の運用が不安定な状況となっている。</p> <p>「自転車活用推進計画」(令和3年5月28日閣議決定)において「サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する」とされていることも踏まえ、シェアサイクルポートを公園施設として明確に位置付けることを求める。</p> <p>なお、「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」とあるが、都市公園にシェアサイクルポートを設置すれば、公園利用者とそのシェアサイクルポートを利用することは当然に想定される。非現実的なケースを想定した留保を付すことで公園管理者によって解釈に差が生じるようなことがないようにしていただきたい。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
246	特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田町、砥部町、佐世保市、宮崎市 【重点14】	電子証明書 の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定 再設定手続の非対面化	マイナンバーカードに記載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「区市町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例: 市区町村受付窓口へ提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	【現行制度】 電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。 【制度改正の必要性】 マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。 【支障の解決策】 署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。	電子証明書の更新手続や各種パスワードの初期化・再設定がコンビニやオンラインなど、来庁しなくてもできるようになることで、利用者は時間や場所に縛られず、いつでも、どこからでも手続ができるようになり、利便性が大きく向上する。また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。	デジタル庁、総務省	宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県	○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。 ○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。 ○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。 ○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。
252	神戸市 【重点36】	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定の規定の廃止 および国、都道府県レベルでの計画策定の規定と都道府県計画の充実	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定の規定の廃止 および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。	地球温暖化対策実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、都道府県及び市町村が定めるものと規定されている。 気候変動適応計画は気候変動適応法第12条に基づき、国の気候変動適応計画を勘案し、策定するよう努力規定が定められている。 地方公共団体の両計画は国の計画を基に各自自治体の実情に合わせて策定する仕組みとなっているが、県と市で計画が重複する部分が多い。また、温室効果ガス削減については、エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自自治体での計画に盛り込むのが難しい。計画策定に際し、目標値を定めるにあたっては各自自治体がCO2排出量の詳細なデータを調査し、有識者などの専門家の意見を聞く必要があり、膨大な予算と事務負担が発生している。	各自自治体の実情に合わせた、より効率的かつ整合性のとれた施策の実施のために予算と人員を投入することができるようになり、住民への理解・啓発に資する。	環境省	花巻市、八王子市、清瀬市、新潟市、瑞穂市、豊橋市、宇和島市、佐賀市、大村市、熊本市、大分県、鹿児島市	○気候変動適応計画については、当市では地球温暖化対策実行計画の中に追加し策定しているが、国や都道府県が計画している内容と類似しているものが多い。 気候変動適応策については、計画の実効性が乏しくロードマップなど目標を設定することも難しいため、都道府県において各自自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、都道府県の計画を充実させたいと考えている。 ○地球温暖化対策計画の市町村に対する策定の規定を廃止し、各自自治体の実情に合わせた計画を国・都道府県レベルの計画を元に作成する件について支持する。予算・人員共に厳しい地方自治体では、業者に委託して新たに計画を策定することすらできないのが現状である。また仮に予算と時間・人員を投じて計画を策定したとしても、その計画がその自治体に見合ったものであるか、実効性があるかは疑問である。なぜなら、本提案内容でも記載されている通り、「エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自自治体での計画に盛り込むのが難しい」からであり、目標を定めるにあたっては膨大な予算と事務負担が発生する。 以上から、「各自自治体の実情に合わせた、より効率的且つ整合性のとれた施策の実施のため」、本提案を支持する。 ○当市の温暖化対策実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量算定方法については、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおおよその値となっている。 このため市レベルで、脱炭素に向けた各分野での取組を実施しても、直接的に排出量削減が数値に反映できない。 気候変動対策は、広域的な取組が必要であるため、都道府県レベルでの目標設定のもと、それぞれの市町村で取り組むことが出来る施策を定める方が効率がよいと感じている。 ○計画の目標設定に係る経費や事務の負担は当市も感じているところである。 ○計画の進捗管理のため、二酸化炭素排出量算出について、毎年多量のデータ収集や分析作業など事務負担が大きい。算定結果は統計データから案分した推計でしかなく、地方自治体の施策が反映された結果とはいえ、天候や国内外の情勢等が大きく左右するものとなる。 ○当市の温暖化対策実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量算定方法については、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおおよその値となっている。 このため市レベルで、脱炭素に向けた各分野での取組を実施しても、直接的に排出量削減が数値に反映できない。 気候変動対策は、広域的な取組が必要であるため、都道府県レベルでの目標設定のもと、それぞれの市町村で取り組むことが出来る施策を定める方が効率がよいと感じている。 ○当市においても、計画策定に際し、温室効果ガスの総量削減目標や再生可能エネルギーの導入目標設定にあたっては、国の示すマニュアルが先行事例の簡単な紹介にとどまっており、明確な手法を示していないことや、内容が専門的で職員が対応することが困難であることから、委託に出して調査し、部会や審議会で有識者の意見を聞く必要があるため、負担が大きくなっている。 県と市町村で計画が重複する部分について、県の計画に一本化することで、市町村の計画策定業務に係る事務負担の軽減や予算削減に繋がる可能性がある。 ○地球温暖化対策実行計画等については、国レベル、あるいは都道府県レベルといった、より広域的対策が効果的である。特に再生可能エネルギーについては、市域や県域等を超えて導入されるケースも多く、国土利用という観点からも広域的な取組が必要。都道府県計画を充実させ、市町村は施策の強化を図ることにより、域内市町村が一丸となって取り組むことになり実効性もあがるものと思料される。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い、電子証明書を発行する場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。</p> <p>また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の1要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行った上で手続を行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのICチップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることによって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。</p>	<p>電子証明書の「発行」の際に、市区町村窓口において対面での厳格な本人確認を行っていることを踏まえると、「更新」の場合の本人確認は「発行」の場合と分けて論じるべきと考える。また、署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、現状、オンラインによる本人確認が可能になっている。これについては国も適切な本人確認の方法として認めているところであり、これを電子証明書や他のパスワード更新にも適用できるよう検討いただきたい。</p> <p>秘密鍵に関するセキュリティ上の問題を指摘されているが、令和4年度中の実現を目指すマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載等に関して「オンラインで電子証明書をスマートフォンに発行」するとされており、このような最新技術の活用や、コンビニのキオスク端末を用いる等、セキュリティを確保する手段を検討いただきたい。</p> <p>署名用電子証明書以外の暗証番号を、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定することに関しては、例えば、ワンタイムパスワードと顔写真の照合を併せた複合的な認証を行うなど、認証強度の設計次第で対応できると考えられる。</p> <p>システム開発に係る費用対効果については、1700を超える市区町村が被る対応にかかる時間や費用、住民の来庁負担等を考慮すれば導入の効果は絶大であり、論じるまでもないと考えられる。</p> <p>市区町村は、特別定額給付金やマイナポイント事業実施に伴い生じたマイナンバーカード関係事務と同等の負担を、今後、更新時期到来の度に被ることとなるが、その負担はマイナンバーカードが普及するに伴い、更に増大する恐れがあるため、国においては、こうした現状を十分に考慮した上で、至急の検討を進められたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>【地方公共団体実行計画について】 2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地方公共団体には、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の事業者・住民と連携し、まちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギーの最大限の導入等を行うことが期待されている。このため地域の課題やニーズ等を最も把握している市町村についても計画策定を努力義務とする規定の維持は適当と考える。</p> <p>一方、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨している。また、本計画は複数の市町村や都道府県との共同策定や政策的に関連の深い他の計画等との一体策定が可能である。今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図るよう取り組む。</p> <p>【地域気候変動適応計画について】 地理的に近接し気候条件が同様でも、地形や経済・社会状況によって気候変動影響や対策が異なる。例えば、米の生産が盛んな市では、気温上昇による収量や品質の低下に備え高温耐性品種の導入等の農業対策が、河川沿いに住宅地等が広がる市では、堤防整備等の洪水対策が優先事項となり得る。</p> <p>このような地域特性や住民ニーズを的確に反映し、適切な適応策を推進できるのは、住民から近いところで日々業務に当たる市町村であることから、地域気候変動適応計画(以下「地域計画」という。)について、市町村の判断により策定することが可能な努力義務規定を維持することが適当と考えている。</p> <p>なお、知見や体制の不足等により市町村単独で地域計画の策定が困難な場合、複数の市町村や都道府県と共同して策定することが可能であるほか、市町村の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能である。更に、地方公共団体の事務負担軽減に向けて、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、地域計画策定マニュアルの充実などの措置を講ずることとしており、今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図ってまいりたい。</p>	<p>地球温暖化対策の実行計画の策定においては詳細なマニュアルが示されているところがあります。そのうえで、地域の特性などを反映した自治体独自に必要な二酸化炭素の排出量の算出や削減目標の設定を行い、それに向けた施策を盛り込んだ自治体独自の内容の計画を策定し、その計画が必ずしも国のマニュアルに即していないものとなっても、自治体独自の内容の計画を策定することにより、国の求める計画と同等であると認めていただきたい。</p> <p>また、例示の品種導入は都道府県の農業試験場、農業指導は都道府県職員との普及指導員が行っている。河川についても、被害額が多い(影響が多い)一級河川、二級河川は、国、都道府県管理であるため、この業務に関する内容を市町村計画に求めるのはハードルが高いと考える。</p>	<p>【鹿児島市】 地方公共団体実行計画について 「排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用すること」とあり、これは環境省による「自治体排出量カルテ」のことであると思われるが、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)」には、「区域のエネルギー使用実態の偏り(例えば、業種や交通量、都市ガス普及率の偏り等)や脱炭素化の進捗の偏り(省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入の進捗状況)が平均化されてしまうため、必ずしも対策・施策の効果を正確に反映しない場合があることに留意が必要です。」という記載があると、実際の利用に踏み切れず、委託による推計にならざるを得ないので、より地方自治体が利用しやすいツールの開発など、事務負担の軽減を図っていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 なお、市町村及び都道府県双方に更なる負担が生じることのないよう留意すること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、都道府県レベルにおいて各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、市町村が実施できる施策を地域課題に応じて展開すべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
253	神戸市 【重点49】	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項を「廃棄物減量等推進協議会等の廃棄物行政に精通した有識者」への変更を求めるとともに、記載項目の軽減を図ること。	一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成されている。市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、本指針等を参考にしつつ、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定することとなっており、当市においては環境保全審議会に諮問する形式で審議に時間を要し、策定までに2年を費やしている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	環境省	花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、清瀬市、相模原市、静岡県、浜松市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。
254	神戸市 【重点50】	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」に必要不可欠である①計画内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み((容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置対応が可能となるように計画を廃止。	容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する5カ年計画を定め、3年ごとに見直しをしなければならない。また、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。環境省が定める「市町村分別収集計画策定の手引き」は94ページにもなり、排出見込み量等の算出方法などが細かく記載されており、策定に労力を費やしている。	リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするうえで、真に必要な事項に限定した記載事項とすることで事業者および職員の負担を軽減することができる。	環境省	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、清瀬市、瑞穂市、静岡県、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、熊本市、鹿児島市	○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。 ○自治体は、分別収集計画の上位に当たる一般廃棄物処理基本計画を策定しており、この中で、分別収集計画の対象としている容器包装廃棄物も含め、(1)ごみの発生量及び処理量の見込み(2)ごみの排出の抑制のための方策に関する事項(3)分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分(4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項(5)ごみの処理施設の整備に関する事項(6)その他ごみの処理に関し必要な事項を定めており、当該計画は10年間の長期計画であるが、適宜見直しをすることとなっており、また、見直した場合は公表することとなっているため、リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をすることは可能であると考えられる。このことから、分別収集計画は廃止しても差し支えないと考える。 ○真に必要な情報だけとすることで、事務負担の軽減及び策定期間の短縮が可能となり事業者にとっても時間をかけてより具体的、積極的に検討できるようになることから、必要性はあると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項においては「廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。」と規定しており、また、一般廃棄物処理基本計画策定指針においても「廃棄物減量等推進審議会等」と例示しているところであり、「等」で示されるように必ずしも審議会を組織した上で諮問しなければならないという趣旨ではない。意見聴取が必要と考えられる場合、意見聴取の対象としては、市町村における廃棄物の減量化対策等が実効性のあるものとなるよう、市民や排出事業者等の「必ずしも廃棄物行政に精通していない関係者」も含まれるため、御提案のように一律に「廃棄物行政に精通した有識者」と限定せず、各市町村において適切に御判断いただくべきものである。</p> <p>また、一般廃棄物処理基本計画策定指針は、市町村が、同法第6条第2項に掲げる記載事項を踏まえ、円滑に同法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、一般廃棄物処理に関する基本的な事項について示したものである。御提案のように当該指針の記載項目を削減することは、市町村の参考となる情報が不足し、かえって市町村の負担が増加しかねないと考えられるため適当ではない。当該指針も参考としながら、各市町村において適切に御判断いただいて差し支えない。</p>	<p>第1次回答を踏まえて、今後対応していきたい。なお、同様の支障を抱えている団体が他にあることも考えられるので、別途通知による明確化を求める。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 一般廃棄物処理計画の策定に係る手続き及び記載事項については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>
<p>市町村分別収集計画の計画事項には、御指摘の第1号(各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み)や第4号(各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み)のように数値を定めるものと、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するための方策に係るものが含まれるが、こうした方策とその結果としての排出量・収集量の見込みは密接に連動するものであり、一体的に検討した上で計画に位置づけていただく必要がある。市町村分別収集計画は、「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」のみならず、再商品化を義務付けられた特定事業者が再商品化しなければならない容器包装廃棄物の量を明らかにする上で最も基礎となる数値を定めるものであり、数値のみならずその根拠となる方策も含めて計画を策定・実施することが、特定事業者からの信頼性向上及びリサイクル事業者の安定的な運営につながる事となる。</p> <p>第1号と第4号のみ「報告形式により代替措置対応」との御提案については、3年ごとに市町村分別収集計画の見直しを行い、見直しの結果、計画事項すべての変更をするのではなく、第1号及び第4号についてのみ変更を行っていただければ差し支えない。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律においては市町村分別収集計画の策定及び変更における特段の手続を定めていないことから、お見込みにより御提案の「報告」と同様の手続により上記の計画変更手続を行っていただいても差し支えなく、市町村内における計画変更手続の簡素化を御検討いただきたい。</p> <p>また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項に規定する市町村分別収集計画の策定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えない。</p>	<p>数値のみならず、その根拠となる方策も含めて計画を策定する理由を2つ挙げられているが、1つ目の特定事業者からの信頼性向上につながるという理由については、根拠となる方策を記載すれば数値の精度があがるという客観的な証拠はないと考える。</p> <p>2つ目のリサイクル事業者の安定的な運営についても根拠となる方策を記載しなければリサイクル事業者の運営が不安定になるという客観的な証拠はないと考える。(リサイクル事業者の一部からは容器包装リサイクル協会を通じリサイクルには安定的な事業運営に支障があるとの意見を聞いているが、その理由は同協会の入札の仕組みにあると聞いている。)よって、地方に対する規制緩和を実施していただきたい。</p> <p>なお、一般廃棄物処理計画では、分別収集計画に記載する方策(数値以外の部分)についても記載しており、内容が重複している。</p>	<p>【鹿児島市】 「市町村分別収集計画の策定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして位置づけることも差し支えない。」については、市町村の一般廃棄物処理基本計画に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第8条第1項に規定する市町村分別収集計画を兼ねるものとする」という旨の記載をすれば良いか。また、その場合、一般廃棄物処理計画と分別収集計画の計画期間にずれが生じている場合の取扱についても明確にいただきたい。(鹿児島市の場合、一般廃棄物処理計画の計画期間は令和4年から10年間、分別収集計画の計画期間は令和5年から5年間)</p>	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
255	神戸市 【重点51】	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。	市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等のために循環型社会形成推進交付金事業を実施するには、循環型社会形成推進地域計画の策定が要綱で定められている。環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」は67ページにわたっており、記載事項が細かく定められているため策定に多大な事務負担を要している。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	環境省	青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。 ○作成マニュアル改訂により追加資料が必要となる場合が多く、策定に時間を要してしまう。近年、作成マニュアル改訂が11月、12月頃に行われており、取りまとめる県への提出期限間近で地域計画策定途中での改訂内容への対応が必要となるため、マニュアル改訂時期について検討をお願いしたい。 ○地域計画については、当該マニュアルが細かく規定されているため、策定にあたっては、市町村の多大な事務負担となり、直営による策定作業が困難な状況にある。このため、外部に業務委託しているなどの現状があり、多大な事務負担のみならず、多大な費用負担も生じている。また、この地域計画の策定にあたって、上記のような現状であるため、市町村からの都道府県への問い合わせ等も非常に多く、都道府県の事務負担も生じている状況。本件に関しては、地域計画のみならず循環型社会形成推進交付金の交付要綱及び交付取扱要領及び交付金の各種マニュアルやQ&Aについても同様であり、循環型社会形成推進交付金事務の全般が市町村及び都道府県の多大な事務負担となっている。 ○循環型社会形成推進地域計画については、一般廃棄物処理基本計画等、広く公開されている計画に記載されている内容と重複する部分が多々あることから、記載事項の簡素化を図ることは可能と考えます。
256	神戸市 【重点52】	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止	交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと	交通安全対策基本法により、市町村は都道府県計画に基づく市町村交通安全計画(5年計画)の作成に努めることとし、この計画策定のために条例により市町村交通安全対策会議を設置することができる定められている。計画策定には、交通安全対策会議(委員約20名)への諮問やパブリック・コメントなど、手続きに相当の時間と労力を要する。また、市町村交通安全計画は、県計画と重なる部分も多く、県計画に網羅されている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	内閣府	宮城県、郡山市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、富士市、小牧市、岡山市、広島市、宇和島市、嘉麻市	○計画の策定において、担当部署の事務負担は大きい。多くの市町村にとって、都道府県で策定した計画の内容から大きく異なることは無く、第11次計画においても策定しない市町村もあったことから、努力義務の規定は見直して良いと考える。 ○指摘のとおり、市町村交通安全計画は県計画に沿った形で作成されており、個別に作成する必要性が感じられない。また、作成のための交通安全対策会議の開催やパブリックコメントの実施などに、多大な労力を要している。 ○当市の交通安全対策会議は、交通安全計画の作成を設置目的としているため、提案事項に留まらず、本会議の今後の在り方について検討すべきと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>今回、多くの地方自治体から、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」において記載事項が細かく定められているため当該計画策定に多大な事務負担を要している、広く公開されている計画に記載されている内容と重複する部分が多々ある、などの御意見をいただいたことを踏まえ、マニュアルの改訂(記載事項の簡素化の検討、他の計画に記載されている項目の取扱いの見直しなど)の可能性について検討していきたい。</p> <p>なお、マニュアルの見直しについては、地方公共団体の問題意識などを踏まえ、見直し項目や内容を整理することが必要と考えることから、令和4年度は、提案地方公共団体及び賛同地方公共団体から具体的な意見内容を聴取、改正項目の整理を行うこととし、その結果を踏まえ、令和5年度以降、マニュアルの見直しを行うことの可能性について検討したい(見直し時期については、今回、マニュアル改訂の時期に関する御意見もいただいたことから、その御意見も踏まえ検討したい)。</p>	<p>本提案を踏まえ、第1次回答のとおり検討を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画について、必要最小限の内容とすること。</p>
<p>交通安全対策基本法は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体が施策の基本を定め、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としており、また、同法第4条では、地方公共団体の責務が定められており、その区域における交通の安全に関し、市町村はその責務を有する。</p> <p>これを踏まえ、市町村においては、交通の安全に関し、地域の課題を認識し自ら具体的目標や方針を設定するなど、積極的に関与することが求められており、努力義務ではあるものの、当該地域の実情に応じた施策を講じていくために市町村交通安全計画を作成することが推奨される。</p> <p>一方で、市町村は、地域によって交通安全をめぐる状況が大きく異なる。例えば、令和3年中の交通事故発生件数が最少の鳥取県では、若桜町のような、年間で交通事故が発生していない市町村等、都道府県の計画に基づき対策を講じることで十分と考えられる市町村が存在している。</p> <p>他方、最多の東京都では、足立区のように、東京都交通安全計画の目標から更に地域レベルに落とし込み、独自の目標を掲げ、きめ細かな諸施策を盛り込んだ計画を作成している自治体も存在している。このように、市町村においては、交通安全をめぐる状況の差が大きい。そのため、全国の市町村の計画作成に関し一律に定めることは、市町村の弾力的かつ効果的な対策の推進を阻害することとなる。</p> <p>以上から、市町村が、交通の安全に関して区域内の住民の生命、身体及び財産を保護する責務があること、一方で、市町村によって交通安全をめぐる状況が大きく異なることへの柔軟な対応を可能とすることが求められることに鑑み、市町村交通安全計画作成を努力義務としている現行制度は適当であると考ええる。</p> <p>なお、市町村交通安全対策会議の設置は、同法第18条に定めるとおり任意である。また、本提案の具体的支障事例として挙げられた計画策定に伴う交通安全対策会議への諮問やパブリックコメント等の手続きについて、そもそも同法は条例で定めることを求めておらず、当該市町村の判断により条例改廃等で対応することが可能である。県計画と重なる部分が多いなど、計画を策定しないことが望ましいと判断される場合は、現行規定でもその策定は努力義務とされていること等を踏まえ、地方の実情等に応じて判断されたい。</p>	<p>20市ある政令指定都市のうち、17市が交通安全対策基本法に基づき市町村交通安全計画を作成しており、そのうち10市は本件提案に賛同である旨を聞いている。これは、計画の作成は必要ないと考えつつも、法律上推奨されているため、計画を作成せざるを得ないことを表しているものと考えられ、市町村交通安全計画の作成は、地方からは「実質的な義務付け」と受け止められている実態があるといえる。当市では、同法第4条に定める地方公共団体の責務を果たすためには、必ずしも法に基づく計画の作成が必要ではないと考え、市民に近い基礎自治体として、交通安全の各種施策に取り組んでいることをご理解いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
257	神戸市 【重点53】	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	当市では多様な関係者が食育に関する課題や取組の方向性を共有し、地域性に応じ、効果的に連携・協力して食育を推進していくために必要な計画として市町村食育推進計画を策定している。 同計画の策定は法的には努力義務とされているが、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)で策定率目標100%とされており、毎年、国からも都道府県からも別々に計画策定状況の報告を求められている。しかし、現行計画の対象期間中は基本的に状況が変わることはなく、毎年・全国一律での報告は不要であると考えられる。報告を求められる項目を計画中やホームページに掲載している場合や現行計画の対象期間中は報告を不要とするなど柔軟な対応を求めたい。	報告に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	農林水産省	盛岡市、浜松市、京都市、徳島市、大分県	○市町村では、農業水産部門の部署が食育部門を持っていない場合が多く、他部署に照会をかける必要が生じるなど、事務手続きが煩雑となっている。
258	神戸市 【重点39】	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること	食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。	食品衛生監視指導計画は都道府県等が、地域の実情を踏まえて、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として、年度ごとの計画として策定するものとされている。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならず、策定後、国に報告を求められるため、多大な事務負担が生じている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	消費者庁、厚生労働省	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市	○監視指導計画の厚生労働省への提出は、公印を押し、紙媒体での提出が必要とされており事務負担が生じている。消費者庁宛での提出同様に、メールでの提出、あるいは、NESFDへの掲載とすることを求める。 ○食品衛生監視指導計画については、毎年度の策定は不要と考えるが、計画変更の有無に関する毎年の見直しは必要と考える。当県では前年度の違反状況や食中毒発生状況を踏まえ、次年度の計画に反映するようにしている。また、国への報告は省略可能と考える。
259	神戸市 【重点54】	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化	結核対策特別促進事業実施計画策定の廃止または簡素化。 結核対策全体の単年度計画書を廃止し、交付申請対象事業にかかる計画書のみの提出に簡素化されたい。	結核対策特別促進事業実施計画の策定は結核対策の推進に資することを目的とする「結核対策特別促進事業」の補助交付申請の要件とされている。 申請においては交付申請対象事業にかかる計画書だけでなく、当市の結核対策全体の単年度計画書を作成しなければならない。2022年度(令和4年度)までは、厚生労働省の「結核に関する特定感染症予防指針」に基づいて以前に策定した「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(計画期間:2016年度～2022年度)があるが、結核対策特別促進事業実施計画は単年度の計画のため、本補助申請のためだけに、単年度版に作り直しており、多大な事務負担が生じている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	厚生労働省	前橋市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、京都府、京都市、熊本市、沖縄県	○結核対策全般に及ぶ計画書作成の事務負担は大きい。例えば新規事業の提案等を除いては簡素化するなど、負担軽減を望む。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>食育基本法に基づき政府として決定している第4次食育基本計画において、「食育基本計画を作成・実施している市町村の割合」についての目標値を定めているため、その進捗を確認する必要があり、市町村のご協力により調査及び公表を行ってきたところ。</p> <p>また、市町村の食育推進計画の策定状況については、食育推進評価専門委員会に毎年報告していることや、閣議決定を要する食育白書において毎年引用していることから正しい情報である必要があるが、作業にご協力いただいている地方自治体の負担軽減の観点から、ご提案にあるように、例えば、計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする形とするなど工夫をまいりたい。</p> <p>なお、市町村計画の策定状況については、政令指定都市に対しては地方農政局等から直接、その他の市町村に対しては都道府県を通じて報告を求めているところであるが、各農政局等に状況を確認した上で、必要に応じ、作業方法の徹底等の指導をまいりたい。</p>	<p>ご回答のとおり、市町村食育推進計画の策定状況調査について、柔軟なご対応をお願いする。</p> <p>なお、兵庫県に関しては、県下市町村の計画策定状況を把握されているため、毎年、国・県両方から照会が来ている状況。</p> <p>他都道府県の様子はわからないが、政令市に関しては、都道府県経由での回答とするか、従来どおり政令市からは直接国に回答するが、県へは速やかに結果を共有いただくなどご配慮いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 食育推進計画の策定に係る報告については、計画に変更がない場合には報告を不要とするなどの見直しを行うこと。</p>
<p>食品衛生監視指導計画は、平成15年の食品衛生法改正時に、食品の生産・製造・加工の技術の高度化、食品流通の広域化等に伴う多様な食品安全の問題に対応するため、国が営業の業種ごとに政令で定めていた一律的な監視回数の仕組みを廃止した上で、国が定める指針に基づき、地域の実情を踏まえ、都道府県等が年度ごとに当該地域における食品や施設等の監視指導の計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行うこととするために規定されたものである。</p> <p>大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応が求められるとともに、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須であると考えられる。</p> <p>また、平成15年の食品衛生法改正において、食品安全行政にリスク分析の理念が導入された。このうち、リスクコミュニケーションについては、食品安全基本法第13条において規定されるとともに、その具体内容について、食品衛生法上でも規定がなされているが、食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであることから、リスク管理を実施する上でリスクコミュニケーションの実施を図ることは極めて重要である。そのため、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、広く住民の意見を求めた上で、当該施策の策定にその意見を反映し、食品安全確保体制を充実させることが重要であると考えており、計画の策定、変更時に広く住民の意見を求める手続は必須であると考えられる。</p> <p>なお、食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけられた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難と考えている。ただし、国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法(様式等)、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについて改めて周知を図ることとする。</p>	<p>大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への対応や、法改正に伴う大幅な制度変更があった際に計画を見直すことは、当然必要と認識している。しかしながら、そのような事態は毎年恒常的に発生するものではない。過去の大規模・広域食中毒の発生や社会問題化した事案、制度改正等によって対応すべき課題については、重点監視項目(食肉類やノロウイルスを原因とする食中毒予防対策、輸入食品の安全性確保、食品の適正表示、HACCPに沿った衛生管理の徹底等)として策定しており、計画年度中に発生する事態はほぼ網羅している。従って、計画本文の中でそれらに関する事項について毎年変更することは殆どない。変更があるのは、収去検査における対象食品ごとの検査項目や検体数の予定数程度である。また、新たに発生した食品衛生上の課題(過去に事例のないような事件事故や社会不安への対応等)については、計画にはなくても緊急的に必要な監視指導を行うものであり、必要に応じて次年度計画に盛り込むこととなる。また、個々の飲食店等については当然毎年入れ替わりがあるが、大幅な制度変更や社会情勢の変化等がない限り、施設数や業種毎の割合等の傾向が大きく変動することはない。このことから、一律に毎年度の計画策定を自治体に義務付けるのではなく、状況を踏まえて必要に応じて策定(変更)することとして支障はないと考える。なお、自治体の計画策定の際に基となる国が定める監視指導指針については、毎年度ではなく、大きな情勢変化等があった際のみ改正されている。</p> <p>少子高齢化が進み労働人口が減少することが確実である中、当市では組織改正やDX化を急速に推し進めており、国を含めた行政全体で、限られた人員で効率よく業務を遂行すべく、全ての業務についてゼロベースで見直すべきである。</p>	<p>【相模原市】 食品等事業者の施設の設置の状況その他の地域の実情については短期的に変化があるものではなく、また、毎年の計画策定は業務負担が大きいことから、食品衛生監視指導計画の計画期間については各自自治体の実情に応じ定めることが可能となるよう、引き続き見直しを求める。</p>	<p>【全国知事会】 食品衛生監視指導計画の計画期間及び策定手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>
<p>結核対策特別促進事業については、補助対象事業の選定に当たって、「都道府県(市・区)における結核と結核対策の概要」(以下、「結核概要欄」という。)や事業ごとの「事業内容」等を記載した「結核対策特別促進事業実施計画書」の提出を求めているところである。</p> <p>補助対象事業の適切な選定・補助額の算定に当たっては、個別の事業の事業内容等のみならず、各自治体における結核対策の概要や課題を考慮する必要があるため、ご指摘の結核概要欄は必要である。</p> <p>一方で、結核概要欄には、各自治体の結核対策の概要がわかるよう記載いただければよいものであり、各自治体において策定している複数年の計画の内容に特段の変更がない場合について、当該計画の内容を単年度版に作り直したものを記載することを求めているものではない。</p>	<p>「結核の概要欄」のうち、全結核り患率や有病率等の数値を記載する「(1)結核の概要」については、補助対象事業の適切な選定・補助額の算定をするために必要であることは承知した。ただし、その他の必要な情報は、「各事業の目的」や「事業実施対象地域の概要(り患率、有病率)」、「本事業を実施することにより期待される効果」等を記載した「結核対策特別促進事業実施計画書」(以下、「事業ごとの計画書」という。)にて確認できると考える。併せて、補助対象事業の適切な補助額の算定に必要な情報についても、「結核対策特別促進事業費 支出予定額内訳書」にて積算内訳を記載しているため、本内訳書にて確認できると考える。</p> <p>「結核の概要欄」と「事業ごとの計画書」は、重複する内容もあるため、「結核の概要欄」の「(2)都道府県(市・区)における結核対策の概要」や「(3)結核対策上考えられる問題点」を減らす等、様式そのものの形式の変更も含め簡素化を検討いただきたい。</p>	<p>【川崎市】 回答様式が全体的に統一感がなく、分かりづらくなっているため、様式の整理をお願いしたい。具体的には、①別紙様式1は、事業ごとに作成する、2以降は様式を分ける。②別紙様式2-1別添のコード表は、別紙様式2-1に落とし込み、記載の手間を省くことが必要と考える。</p>	<p>【全国知事会】 「結核対策特別促進事業」の補助交付金の申請にあたって策定が求められている結核対策特別促進事業実施計画について、必要最小限の内容とすること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
260	神戸市 【重点55】	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。	市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条により努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において「事業主体である地方公共団体が定めた耐震改修促進計画」が交付対象事業の要件とされている。一方、同交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、耐震化促進事業の概要や目標を記載した、「社会資本整備総合計画」を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。 以上により、耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的義務がなく、また内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	国土交通省	茨木市、寝屋川市、長崎県、熊本市	○耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的な義務がなく、また、内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。
261	神戸市 【重点56】	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は管理計画の認定申請を受け付けることができるとされている。マンション管理適正化推進計画には都道府県等マンション管理適正化指針を定め、当該指針において地方独自の管理計画の認定基準を追加することができることとされているため、当市でも同計画の策定を進めているが、策定にあたって多大な事務負担が生じている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、熊本市	—
262	神戸市 【重点57】	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定に当たり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけが必要とされているが、当市の総合計画においても在住外国人との共生の推進を柱に位置づけ、KPIを設定し、取り組んでいくこととしており、内容に重複が見られる。 また、公益財団法人国際コミュニティセンターは当市の外郭団体であり、地域国際化協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目的に同大綱を策定していることは実質的な策定意義が薄く、非効率的な業務となっている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	総務省	宮城県、仙台市、相模原市、浜松市、山口県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法の目的及び国が基本方針において定める目標等の達成に向けて、地方公共団体が目標を定め、建築物所有者への啓発や指導を併せて行うなど、計画的かつ総合的に耐震診断や耐震改修を促進することが効果的であることから、こうした内容を記載した耐震改修促進計画を定めた地方公共団体が当該計画に基づき実施する施策に対して支援するものである。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が、地域課題に応じた定量的な目標を設定した社会資本総合整備計画を作成し、計画に対して配分された国費を計画に記載された各事業に自由に充当することが出来るものであることから、社会資本総合整備計画の作成・提出は必要である。</p> <p>ご指摘の計画策定に係る事務負担については、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成した場合には、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当することを明確化する方向で検討を行うこととする。</p>	<p>市町村の場合、耐震改修促進計画の策定が法律上努力義務とされているにも関わらず、社会資本整備総合交付金を活用して交付対象事業を実施する場合には、耐震改修促進計画の策定が交付要綱により実質的に義務付けられていることは不相当だと考える。また、社会資本整備総合交付金を活用する場合は、耐震改修促進計画の記載内容を包含した社会資本総合整備計画も策定する必要があり、内容が重複する二つの計画の策定に事務負担が生じている。</p> <p>提案の趣旨をご理解いただきご検討いただいていることは感謝申し上げますが、交付要綱を改正するなど、必要な対応の実現に向けて、早急に検討を進めていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 社会資本整備総合交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とすること。 なお、防災分野において内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。</p>
<p>マンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)の認定主体は、以下の理由のとおり、マンション管理適正化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定した地方公共団体としている。</p> <p>地方公共団体の地域性に応じて、マンション管理において求められる観点や水準が変わってくることから、推進計画に記載される都道府県等マンション管理適正化指針に適合していることを認定基準の一つとする必要があること</p> <p>地方公共団体が本認定制度による適正管理の誘導策を講じ、重点的にマンションの管理適正化を推進していく上では、推進計画を作成できる程度の一定の施策の実施体制が整っていることが望ましく、また、その方が認定管理者等に対する適切な監督も期待できること</p> <p>なお、推進計画の策定に当たっては、地方公共団体の事務負担にも鑑み、既存の計画(住生活基本計画や空家等対策計画)の全部又は一部を推進計画として位置づけることが可能である旨、「マンション管理適正化推進計画 作成の手引き」(国土交通省作成)において周知している。</p> <p>引き続き、推進計画の作成に関し参考となる情報の提供を積極的に行い、計画策定に係る地方公共団体の負担軽減に努めていく。</p>	<p>当市では、管理計画認定制度の実施のためマンション管理適正化推進計画を令和4年6月に策定したところである。限られた職員で業務に取組んでいるなか、計画策定・改定等の事務には多大な労力と負担が生じる。マンション管理の適正化を図るという目的達成のための手段として認定制度を実施するが、計画策定が必須であることは負担が大きい。管理計画認定制度の実施及び地方公共団体の地域性に応じた認定基準の追加については、計画策定を必須とせず、地方公共団体が実施体制や地域性を考慮したうえでの判断により、要綱・要領等により行えるようにしていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>
<p>地域国際化協会の認定において、同協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを求めている点について、認定基準から削除する。</p>	<p>第1次回答のとおり、対応を進めていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
263	神戸市 【重点20】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請における運行系統毎の事業計画の提出義務を廃止すること等	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと	地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するためには、地域公共交通計画に、補助対象となる運行系統における地域の公共交通における位置づけ・役割や事業の必要性、事業及び実施主体の概要、計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法を記載し、交通事業者(鉄道、バス、タクシー)や学識経験者、市民団体の代表などから構成される協議会での計画変更に係る協議を経て、計画の認定について国土交通省に申請する必要がある。当市が地域公共交通確保維持改善事業費補助(地域間幹線系統補助)として補助対象とする系統は、既に当市の重要な公共交通ネットワークを位置付けた地域公共交通計画に基づき、必要性を判断しているところである。そのため、このような公共交通に関するあり方や施策の基本方針を定めた計画に運行系統毎の事業計画を定めることは、対象となる運行系統が増減する度に、計画内容の変更に係る検討、計画への追記、協議会の開催、計画の認定申請と事務手続きが発生することになり非効率である。	策定変更等に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	国土交通省	宮城県、仙台市、富谷市、郡山市、さいたま市、川崎市、豊橋市、小野市、山陽小野田市、高松市、高知県、久留米市、大村市、熊本市、宮崎市	○地域公共交通確保維持改善事業費補助金要件との連動化については、計画変更時の事務手続きを簡素化する等の改善をすべきである。 ○補助申請は例年6月末が期限であり、対象となる運行系統が増減した場合、年度当初に協議会を開催して交通計画を変更しなければならず、事務的な負担が大きくなると思われる。運行系統増減のたびに法定協議会を開催し協議することは非効率的であるため、制度改正が必要と考える。 ○現状、当市のバス路線の中にも同様な事例があり、年度毎に、協議会を開催し、計画内容の変更に係る検討、計画への追記を行い、計画の認定申請していくことは、協議会委員の負担と職員の事務負担が従前より増える。 ○当市では、今年度中に地域公共交通計画の策定を予定しているが、市町村をまたぐ路線について、当該市町村のなかで計画の策定・未定の自治体があり、整合性が取れない。
264	神戸市 【重点58】	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること	都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していれば、各計画の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること。あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、その他の計画も決定したとみなすことまた、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること	都市計画マスタープランにおいては、都市計画の方針を定めるうえで、土地利用や都市交通、自然環境等に関する状況や動向を幅広く勘案し策定しているが、立地適正化計画、総合交通戦略にも同趣旨の記載内容が見られ、非効率となっている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	国土交通省	伊勢崎市、相模原市、長野県、稲沢市、堺市、広島市	—
265	神戸市 【重点59】	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと	平成26年度に都市再生特別措置法の改正より、コンパクトなまちづくりを促進するため「立地適正化計画」制度が創設され、本市においては「都市空間向上計画」として策定したところであるが、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市における防災・減災対策(防災指針)の位置づけが義務化されたことから、今後、都市空間向上計画(立地適正化計画)の改正の際には、防災指針の追加が必要となった。防災指針の策定にあたっては、災害リスクの高い地域の抽出やリスクをふまえた居住誘導区域の設定・見直し、地区ごとの課題に対応した対策の検討等を要件としているところであるが、既に公表されている計画等において、災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施していること、防災部局等において、災害に対する対応方針の検討等を実施していることから、防災指針を策定する場合、既存の計画・検討と同様の記載内容となることが想定され、非効率である。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	国土交通省	伊勢崎市、相模原市、稲沢市、堺市、広島市	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域公共交通確保維持改善事業費の補助については、真に公的負担による確保維持が必要なバス路線等に対し、効果的・効率的な補助を行うため、令和7年事業年度より、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけを要件とすることとなっている。</p> <p>今年3月には、地方公共団体や交通事業者向けに、計画と連動化した補助事業の活用を検討するうえで参考となる情報について、解説パンフレットに取りまとめ、公表したところ。</p> <p>また、補助制度と連動させた地域公共交通計画を作成するにあたっては、地域課題の整理等の準備や、都道府県や複数の市町村による調整が必要であることから、令和6年事業年度まで経過措置期間を設けている。</p> <p>なお、ご指摘の「対象となる運行系統が増減する度に、事務手続きが発生することになり非効率である」という点に関しては、補助金の適正な運用のため、従来の要綱に基づく補助計画においても、補助対象系統を追加又は削除する場合は、協議会の開催などの必要な手順を踏んで、変更の手続きを行っていただいていたところ。</p>	<p>現在、県が一括して生活交通確保維持改善計画(幹線)を作成し、法定協議会を開催して認定を受けているが、制度変更後、県が地域公共交通計画を作成しない場合は、幹線沿道の各市町村が補助系統に関する事項を盛り込んだ地域公共交通計画を作成することとなり、沿線市町村の数だけ法定協議会を開催し、計画に位置付ける事務作業が新たに発生する。また、例年、当市の法定協議会は年度末に開催しているが、補助系統の議論であるため6月頃を目途に再度開催する必要がある。</p> <p>そこで、地域公共交通計画ではなく、従来の要綱に基づく補助計画に戻した上で、今回の効果的・効率的な支援を実施するという制度改革の目的を満たすため、補助系統の地域の公共交通における位置付け・役割や、定量的な目標・効果の評価手法・測定方法を補助計画に位置付けることにはどうかと考える。</p> <p>なお、当市が地域公共交通確保維持改善事業費補助(地域間幹線系統補助)として補助対象とする系統は、既に当市の重要な公共交通ネットワークを位置付けた地域公共交通計画に基づき、必要性を判断している。</p> <p>少子高齢化・人口減少時代における地域公共交通を検討し、対応をとるべき職員自体が、財政悪化、人口減少による職員の減少の中で、負担が増えていることに苦慮しているところであり、地方公共団体の事務作業効率化に配慮した制度設計をご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請に当たって必要となる計画について、必要最小限の内容、手続きとすること。</p>
<p>立地適正化計画は、都市計画運用指針(IV-1-3-6)において、「市町村マスタープランに立地適正化計画の記載事項も盛り込んで作成することが望ましい。」という記載があるとおり、両者を一体的なものとして作成することは可能である。</p> <p>一方で、立地適正化計画は、その策定により、届出義務対象となることに加え、各種特例措置の要件となることから当該計画の内容については都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。</p> <p>また、市町村マスタープランに都市・地域総合交通戦略の趣旨が含まれている場合には、当該市町村マスタープランをもって都市・地域総合交通戦略とみなすことが可能であるが、補助金等の制度の運用に当たっては補助金等に関する要綱に掲げる要件を満たす必要がある。</p> <p>このように、上記要件を満たしたうえで、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略と一体として作成された市町村マスタープランであれば、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略としての性質を有することから、各計画に基づく補助金等の制度の運用は当然に可能である。</p>	<p>当市では、限られた財源・人員の中で、事務負担を軽減し、行政課題の解決や新型コロナウイルス感染症対策等の新たな課題の解決に真摯に対応するため、策定済みの計画の見直しや統合等を全市的に積極的に進めているところであり、今後、都市計画マスタープラン等、都市計画に関連する計画についても統合等を検討していく予定である。</p> <p>国においても、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中で、「法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とことや計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等と統合する」ことが明記されており、今後、全国的に計画の統合等の動きが起こることが想定されることから、同様の取組事例について、関係者が集まる会議やホームページ等で取組事例の紹介等を行っていただきたい。</p>	-	-
<p>防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものであることに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである。</p> <p>そのため立地適正化計画の内容の一部である防災指針の策定については、都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。</p>	<p>第1次回答では、「防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものであることに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである」から、「都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要」とのことだが、そうであるならば、必ずしも都市再生特別措置法第81条第22項の手続に限定せずとも、「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された防災に関する計画であれば、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなしても、制度の趣旨に反するものではないと考える。</p> <p>既に公表されている計画等において災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施している都市においては、防災指針を新たに策定してもこれと同様の記載内容となることが想定され、改めて立地適正化計画に防災指針を定めることは非効率である。</p> <p>したがって、「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された防災に関する計画がある都市については、立地適正化計画において防災指針を策定していることが要件となっている補助制度等の適用を受けることを可能とされたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 防災分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求めらる。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
266	神戸市 【重点60】	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること	文化財保存活用地域計画の策定は一部の補助金の優遇措置などの要件とされており、策定にあたっては文化庁長官に認定を受ける必要がある。文化庁長官の認定を前提としているため、作成について市の裁量権が低い。また認定にあたっては、国の文化審議会に諮る必要があり、文化庁からの指導に伴う内容修正等の調整事項が多く、多大な事務負担が生じている。法第183条の3第2項第1号関係に定められた市の概要及文化財の概要については、市域の大小で事務量が左右する。同様に、文化財の措置に関する取りまとめなどの業務についても、指定都市などは、関係する部署が多くなるため煩雑になる。市の方針として計画の見直しやスリム化が求められている。しかし、計画を認定させるためには、法に規定する内容を満たした計画を作成する必要があるため、両者に齟齬が生じている。意見聴取のための協議会の運営に関する事務が発生した。措置の具体的な記載について、市の予算措置などとの関係があり、記載に苦慮する。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。地域の実情に応じた効果的な内容とすることができる。	文部科学省	高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市	—
267	神戸市 【重点61】	所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定	「所有者不明土地等対策計画」を国補助金の要件としないこと、あるいは、既存の「空家等対策計画」または「空き家対策総合実施計画」への必要内容の盛り込みによる計画策定でも可とすること	今後増加が見込まれる所有者不明土地について、その「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」のため、市町村等が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ法改正がなされた。土地の管理不全状態の解消等の所有者不明土地等対策事業に要する費用について、国の補助金が新設されたが、その利用のためには「所有者不明土地等対策計画」の策定が要件となっており、新規策定が必要となっている。当市では、所有者不明土地の管理不全状態解消のための財産管理人申立のための予納金(事業費100万円×5件=500万円程度。国費1/2=250万円程度)としての利用が想定されるが、計画策定に要する費用・時間・労力等(検討会開催約10回として費用約100万円、職員の時間・労力 2人×10日間×10回分=約1600時間)のコストが大きい。所有者不明土地対策については、空家空地対策と共通する点が多く、新規に「所有者不明土地等対策計画」を策定するとしても、管理適正化のために構すべき施策や実施体制整備に関する事項を記載するなど、両者には重複する部分が多いと思われ、今後二つの計画が策定されることになると非効率である。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	国土交通省	相模原市、浜松市、堺市、枚方市、岡山県	○補助制度が確立されたばかりであり、所有者不明土地対策計画の策定を国の補助金の要件とするならば、国において計画モデル(ひな形など)を示すなど、市町村の策定を支援いただきたい。 ○空家対策と似通った箇所もあり、地域づくりや危機管理、道路管理とカバーする範囲が広い。
268	神戸市 【重点62】	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	学校教育の情報化の推進に関する法律において、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を市町村が定めるよう努めることとされている。しかし、国の教育振興基本計画は、教育全体の政策目標のうちの一つとして「ICT活用のための基盤の整備」(目標17)を定めており、この計画を参酌して定めることとされている地方公共団体の計画(第3期当市教育振興基本計画等)と、目的及び内容が重複するため、計画の見直し等において非効率である。また、GIGAスクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)により、全国一律に、児童生徒の端末、校内LAN等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。	策定に係る事務負担が解消され、事業実施に注力することができる	文部科学省	札幌市、相模原市、豊橋市、高槻市、広島市、山陽小野田市、熊本市	○学校教育情報化推進計画の策定における負担等を考慮し、内容の整合性を確認した上で、既に策定済みの計画や指針等に置き換えることを許可いただきたい。計画策定と財政措置の関係については意見なし。 ○同様な計画の策定を複数求められることが非効率で自治体の負担となることは事実であるため、改善が必要と考える。国の学校教育情報化推進計画(案)を見る限り、具体的な数値目標等がなく抽象的な内容となっており、自治体において参酌して計画を策定することに困難を伴う。むしろ教育振興基本計画の目標17(及びそれらに基づいた5か年計画等)の方が、具体的な数値を示しており、自治体としては参酌して計画を立てやすいのが実情である。国において学校教育情報化推進計画の策定スタートを機に、例えば、教育振興基本計画における情報化の推進に係る部分を(学校情報化推進計画の抜粋扱いにする等により)シンプルにし、学校情報化推進計画の内容を数値目標を盛り込む等により具体化する等し、自治体において教育振興基本計画の情報化の推進に係る部分の負担を軽減し、学校情報化推進計画策定に注力できる形としてはどうか。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の実情を踏まえた独自性のある計画作成を趣旨としている。法定の記載事項は、文化財保護法第183条の3第2項各号に掲げる事項であるが、計画について文化庁長官の認定を受ける場合には、法律上の特例措置が講じられるため、同条第5項各号に掲げる基準を満たす計画とすることを求めている。</p> <p>文化庁では、地域の実情を踏まえた適切な計画作成が円滑となるように、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を参考として作成し、公表している。</p>	<p>ご指摘の通り、指針等において、文化財保存活用地域計画に記載すべき内容等については、地方公共団体が地域の実情に応じて策定できる記述があることは認識している。</p> <p>しかし、本計画の認定に際しては指針に基づいた各種の協議があり、文化審議会での審議を経て文化庁長官の認定を受けることから、地方公共団体では、実質的に指針等に具体的に示されている記載事項や手順に合わせて計画を策定せざるを得ない。記載事項の中には「市町村の概要」など、記載上、分量が非常に多くなるものもあり、策定にあたって負担が大きい。そのため作成の指針の中で、最低限の必要事項を具体的に示してほしい。</p>	<p>【香川県】 文化財保存活用地域計画の策定に係る手続き等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>	<p>【全国知事会】 文化財保存活用地域計画の策定に係る手続き等については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 文化財保存活用地域計画は小規模な町村でも作成過程の業務量が多く、負担の大きい業務である。文化財保存・活用の観点から計画の趣旨については理解するが、作成主体にとって過大な負担とならないよう、実態に応じて各種計画の策定等に関する指針のあり方を検討いただきたい。</p>
<p>所有者不明土地対策計画は、令和4年法律第38号による改正後の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下、「改正所有者不明土地法」という。)第45条第2項各号に掲げる事項がおおむね記載されていれば、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能である。</p> <p>また、改正所有者不明土地法の施行に向けて、改正所有者不明土地法第3条に定める基本方針に所有者不明土地対策計画の作成に関する基本的な事項を追加するほか、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きについても策定を予定している。</p>	<p>所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能とのことであるが、その旨を別途通知等で明確にしていきたい。</p> <p>また、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きの策定について具体的なスケジュールを御教示いただくとともに、改正所有者不明土地法第45条第2項の「おおむね」の内容については、必要最低限かつ弾力的に取り扱っていただけるよう手引きに盛り込んでいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 既存計画で対応が可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>御指摘の学校教育情報化推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)で国に策定が義務付けられているものである。同法は議員立法で成立した法律であり、文部科学省としてはまずその趣旨を踏まえ法律の施行状況等を把握する立場にある。</p> <p>また、学校情報化推進計画は、ハード整備に限らず、学校教育の情報化の推進に関する施策について総合的に定めるものであることから、「GIGAスクール構想(令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算)」により、全国一律に、児童生徒の端末、校内LAN等の整備が進んでおり、計画策定の意義がなくなっている。」とのご指摘は当たらないと考えている。</p> <p>このため、「学校情報化推進計画を廃止すべき」との神戸市のご提案を受け止めることはできないが、現行の規定はあくまで努力義務であり、全ての自治体に対して計画策定を義務づけるものではないので、ご理解を賜りたい。</p> <p>また、各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えている。この点については、国の計画を策定する際、通知等によりその旨周知することとしたい。</p> <p>また、当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。国の学校情報化推進計画の内容については、専門家会議やパブリックコメント等の御意見も踏まえつつ、教育振興基本計画との関係を含めて検討してまいりたい。</p>	<p>国の学校教育情報化推進計画(案)は教育振興基本計画と内容に重複する部分が多く、また、学校教育の情報化の推進に関する法律の提案時に課題とされていたデジタル教材の不足や、ICT機器等の整備状況に地域差異がある等の状況は、GIGAスクール構想等によって改善されており、現時点で計画を策定する必要性はないと考えている。</p> <p>「当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。」とのことであるが、当該計画の策定が実質的な義務付けとなることのないようにしていきたい。また、そのことについて、通知等により明確化していただきたい。</p>	<p>【高槻市】 「また、各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えている。」とのことですが、それが可能であれば、「教育振興基本計画等の他の計画」だけで既に計画が策定されており、学校教育情報化推進計画が独立している必要性は低いのではないかと考えられます。また、他計画で置き換えること、抜粋で良いとなった場合、同じ内容のものを二元管理することとなります。一つ一つの計画だけで見れば、負担は大きくないように見えますが、自治体側はその他の計画でも似たような状況があり、コロナ禍で通常事務の負担も増す中、自治体にとっては計画策定は非常に大きな負担の事務であり、重複するような内容の計画については、可能な限り廃止を検討していただきたく存じます。また、「当該計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。」については、将来に渡って考えていないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、今後も計画策定を義務付けたり、財政措置の要件とならないようにすべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
269	神戸市 【重点26】	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。	国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「公共施設等総合管理計画」は、総務省からの要請(平成26年4月)を受けて策定している。 ①各分野の個別施設計画(インフラ長寿命化計画)で記載済みの事項を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。 ②施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは困難である。 上記2点の理由により策定に多大な事務負担を要している。 また、記載すべき必須事項が細かく指定されているが、一部については、国からの他の照会において回答し、ホームページに公開しているデータとの重複がみられるため非効率である。 一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限のこと。総合管理計画の計画期間は各都市でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画に時間を割かれることになる。また、計画期間終了(次期計画策定)に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。	策定に係る事務負担が低減され、事業実施に注力することができる	総務省	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口市、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市	○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。 また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりがねない。 総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、提案団体の求める記載すべき事項の簡素化とともに、見直し期限の設定についても見直しを求める。 ○当市においても、国からの要請により、追加で記載すべき事項への対応を含めた計画の見直しを令和3年度に行ったが、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について」において、記載すべき事項として「脱炭素化の推進方針」等が追加項目として新たに掲げられている。今後も、指針が改定される度に記載事項の追加等が行われることにより、計画に見直しのタイミングの検討や見直しに伴う事務量の増大が予想される。 ○策定指針のうち、第一の二の(4)については平成26年当時の指針に比べ、項目が7から14と倍増している。項目の増加は、検討や調整に要する時間の増加に直結し、円滑な計画の策定に支障が生じる。
270	神戸市 【重点63】	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止	国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。 文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	総務省、文部科学省	千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市	○当県においては、全ての市町村で長寿命化計画の策定が完了しているが、策定をする際に、自治体規模が小さく、職員が少ない市町村においては、計画の策定や見直しに人員を割くことが難しいという意見があった。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>公共施設等総合管理計画の記載事項は、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項等に関し、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により定めている。</p> <p>ご意見を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項以外の部分に関して、記載事項の簡素化について検討を進めてまいりたい。</p> <p>見直し時期に係る今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。</p>	<p>骨太の方針2022「4. 国と地方の新たな役割分担」も踏まえ、地方団体の実情に配慮しつつ、記載事項の簡素化を速やかに検討していただきたい。</p>	<p>【川崎市】 「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込の作成など、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 公共施設等総合管理計画の記載事項について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 また、内容の重複が見られる場合、統廃合等の見直しを行い、計画の見直し期限についても、柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>【総務省】 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。</p> <p>この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用要件としている。</p> <p>なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」（令和4年2月28日）においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、（略）計画等の策定を求めること自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。</p> <p>【文部科学省】 インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。</p> <p>このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）において、令和4年度末までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。</p> <p>学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。</p>	<p>事業推進にあたっては、中長期的な方針を検討することは重要であり、1次回答の内容については理解している。当市は既に個別施設計画を策定済みであることから、現時点で要件化に伴う具体的な支障は生じていないものの、現在、公共施設等総合管理計画で行われているように、今後、個別施設計画も同様に、国庫補助等や起債を前提として計画の見直し等を求められた場合には、新たな事務負担が生じるものと想定している。</p> <p>個別施設計画については、既に多くの地方公共団体において策定済の状況であることからすれば、本計画の策定を補助金や起債の要件とすることは実質的には意味を成していないのではないかと。本計画の策定自体が元々任意であることも踏まえれば、補助金や起債の要件からは外す、あるいは他の既存の計画で代用するなど、地方の自主性に委ねるべきであると考えます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
271	神戸市	特定個人情報保護評価事務の一部省略	特定個人情報保護評価のうち、公金受取口座活用等、国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集、第三者点検及び評価の公表については、国が一括して実施し、地方公共団体においては実施不要とすること。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。情報提供ネットワークシステムを活用した公金受取口座情報の取得について、国は、令和4年10月試行運用開始、令和5年1月以降の本格運用を予定しているところ、地方公共団体は、各事務における特定個人情報保護評価(PIA)の実施が必要となる。PIAについては、評価書の修正に加え、対象人数によっては、住民の意見募集や第三者点検、評価の公表を行う必要があり、自治体における事務負担が大きい。【参考】公金受取口座活用のために修正が必要となる当市の評価書の数:17	特定個人情報保護評価の実施に伴う地方公共団体の事務負担の軽減につながり、行政の効率化が図られる。	個人情報保護委員会、デジタル庁	札幌市、宮城県、北區、相模原市、横須賀市、京都市、大阪市、高槻市、八尾市、西宮市、山口県、高松市、松山市、佐世保市、熊本市、宮崎市	○評価書の作成・修正・再実施等に係る業務量は少なくない。国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集や第三者点検及び評価の公表については、地方公共団体が個別で行うのではなく、国が一括して実施することが適当と考える。 ○PIAの修正、パブリックコメントの実施、審議会の開催及び評価の公表には多くの人役や時間を要している。公金受取口座活用による影響は多くの事務手続に及び、今回の公金受取口座関連のPIAの修正は事務負担が大きく対応に苦慮している。 ○当市においても、公金受取用口座の活用に関して対象となる事務が多岐にわたっており、その全てにPIAを再実施するのは、対象事務の所管課、PIAの庁内取りまとめを行っている番号制度担当課及び住民の意見募集・第三者点検を担当する個人情報担当課における事務負担が非常に高い。特に、公金受取用口座のPIAに関しては、各省庁から対象事務の所管課へ2～3月頃に通知があったが、第三者点検や住民への意見募集が必要となる事務については、評価書公表までに半年程度の期間を要することに加え、改修要否など複数のパターンが提示されており、情報連携方式の検討や、それに伴う改修仕様の策定に要する期間を踏まえれば、10月の試行までに評価書を公表するのが難しい事務が存在する。また、一度に多数の第三者点検を行う場合、点検者の負担が増加する。場合によっては、期限内に第三者点検を終えることができないことが懸念される。PIAは「事務」を単位として実施することとなっているが、今後、特定個人情報がより利便性を増し、多くの事務で共通のリソースとして活用できるようになれば、1つの制度に対して大量のPIAを同時に実施するような場合が頻発することも想定され、市政執行に著しい支障をきたすことが懸念される。 ○当市においても、国全体で進めている公金受取口座活用について、地方公共団体の該当事業ごとに特定個人情報保護評価を実施することは負担が大きいと感じている。地方公共団体の事務負担軽減のためにも、国が一括して実施していただきたい。
272	神戸市	公的給付における公金受取口座利用時の給付ごとの意思確認の省略	マイナポータルからの公金受取口座登録をもって、デジタル庁令で定める公的給付における当該口座の利用意思を確認したこととし地方公共団体による給付の際の改めての利用意思確認を不要とすること。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。国からの事務連絡により、公金受取口座情報が登録されていても、個別の給付申請時に、申請者から公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できないとされているため、都度、意思確認のためのやりとりが発生するほか、給付申請の際に公金受取口座の利用意思ありとされたにもかかわらず、実際には公金受取口座情報自体が登録されていないということも想定され、かえって給付事務が混乱する可能性がある。	利用者は給付申請の都度の意思表示が不要となり、利便性の向上につながる。また、地方公共団体は給付申請の都度の意思確認が不要となるため、事務の効率化が図られる。	デジタル庁	宮城県、伊勢崎市、船橋市、八王子市、京都市、長岡京市、高槻市、寝屋川市、高松市、宮崎市	○公金受取口座を登録した場合でも個別の給付申請を行う必要があるとした場合に、迅速な給付が達成できず制度の目的が果たせないと考えられるため、利用の意思確認を不要としたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)の実施主体は、特定個人情報ファイルを保有しようとする者である。保護評価の実施とは、評価書の作成から公表までの一連の手続を指すため、支障事例にある公金受取口座情報を取得する各事務については、特定個人情報ファイルの保有者である各地方公共団体に実施が義務付けられ、現行制度においては意見聴取等手続の一部を国が実施することはできない。</p> <p>仮に、意見聴取・第三者点検のみ国が一括して実施したとしても、これにより得られた意見を、各地方公共団体の実態を踏まえ個別に評価書に反映することが効率化につながるとは考えがたく、評価書の作成と意見聴取等を実施する主体を分けることは、実務上においても適当ではないと考える。</p> <p>なお、マイナンバー法第27条第2項において、保護評価指針については、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされているところ、こうした取組の中で、より効果的・効率的な保護評価につながるよう、関係省庁と連携しながら必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>現行のマイナンバー法の規定上、地方公共団体に保護評価の実施義務があることは理解しており、地方公共団体が独自に運用する部分において、保護評価を実施することに意義はあると考える。</p> <p>しかし、公金受取口座の制度はもとより、新型コロナウイルス感染症の予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)のような、国が一律で構築・改修するシステムを活用する上でのリスク評価を、主務省庁からの記載例に頼りながら、全ての地方公共団体で実施することは、単に、法律が規定する手続を形式的に行っている以上の意味はなく、非効率である。</p> <p>そのため、国が一律で構築・改修するシステムに係る評価については、法改正のうえ、国において保護評価を行う仕組みとしていただくことを検討いただきたい。また、法改正が困難な場合も、例えば、意見聴取・第三者点検を国が一括して実施し、得られた意見を踏まえた記載例を提示いただき、これをもとに地方公共団体が保護評価書を作成した場合、地方公共団体個別での意見聴取・第三者点検は省略可能とするなど、負担軽減策を検討いただきたい。</p> <p>さらに、今後、システム標準化が進展すれば、同様の支障事例が増えることが想定されることから、マイナンバー制度が目指す行政の効率化が真に実現され、地方公共団体の負担軽減に繋がるよう、早急に見直しをいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>
<p>原則として、給付を実施する行政機関等は各給付金制度に基づき、当該給付の振込先口座の確認を行っているものと承知しています。公金受取口座を登録している場合には、給付の受取りを公金受取口座に限定することが可能かは、各給付金制度に基づきご判断いただく必要があります。</p>	<p>「給付を実施する行政機関等は各給付金制度に基づき、当該給付の振込先口座の確認を行っているものと承知しています」とのことであるが、公金受取口座登録制度の所管省庁は貴庁であり、各給付金の所管府省は同制度を利用する立場にすぎないと思料する。</p> <p>このため、貴庁におかれては、関係府省とも連携して、同制度を活用した給付時の意思確認に関する基本的・横断的な考え方について、速やかに整理いただきたい。その際、地方公共団体の負担軽減の観点から、給付ごとの意思確認は積極的な理由がない限りは原則省略可とすることを基本としていただきたい。</p> <p>また、各府省が貴庁の考えを踏まえ、見直しを行った場合は、各府省から地方公共団体へ見直し・変更後の運用を速やかに周知いただくようお願いする。</p>	<p>【寝屋川市】 公金口座受取制度において想定する給付金制度については、基本的に社会情勢等の変化を受け、生活支援を必要とする人に対して行われる性質を有するものであり、特に可及的速やかに給付されるべきものであることから、その趣旨を踏まえた各省庁のひな形となる給付金支給要領等を策定するなど、統一的なルールを整備していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
273	神戸市	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人が単独で実地指導(立入検査を含む)できるよう、法改正等の必要な措置を求める。	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人が単独で実地指導(立入検査を含む)できるよう、法改正等の必要な措置を求める。	<p>【提案に至った背景】</p> <p>当市では、令和4年度から、介護保険法上認められている、居宅通所等訪問系介護サービス事業所に対する実地指導の、指定事務受託法人への委託を開始した。同様に、居宅通所等訪問系障害福祉サービス等事業所に対する実地指導の委託を検討したところ、関係法令上、委託できる業務から「立入検査は除く」とされており、指定事務受託法人単独での実地指導ができず、市職員の同行が必要となっている。</p> <p>障害福祉サービス等事業所に対する実地指導についても、一部事務の委託が認められていることは承知しているが、介護保険サービス事業所と障害福祉サービス等事業所で、実地指導による確認内容等が極めて近似しているにも関わらず、障害福祉サービス等事業所に対してのみ、実地指導に伴う「立入検査」が認められないことに疑義がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>障害福祉サービス等事業所の増加に伴い、監査や利用者からの苦情対応などの業務負担が増加している。職員の増員が難しい中、指定事務受託法人への委託を行っても、実地指導に市町村等職員の同行が必要であることにより、市町村等職員の負担軽減が十分に図れない。</p> <p>また、介護保険サービスと障害福祉サービスの双方の指定を受けている居宅通所等訪問系サービス事業所への実地指導の場合、指定事務受託法人と市町村等がそれぞれ同一の事業所に対して実地指導を行うこととなり、非効率であるとともに、事業所の負担も大きい。</p> <p>【参考】</p> <p>当市の訪問系サービス指定事業所数(令和4年4月1日時点):487か所。うち、介護と障害福祉の双方の指定を受けている事業所数は418か所(全体の約85%)</p> <p>当市の令和元年度実地指導実績(コロナ禍前)</p> <p>障害福祉サービス指定事業所→2,240件(令和4年4月、事業所数は2,554件)</p> <p>国指針数(概ね3年に1回)→762件(障害児施設は毎年、障害者入所施設は2年に1回)</p> <p>実地指導件数→429件(国基準達成率56%、令和3年度はコロナウイルス感染症の影響により136件)</p>	厚生労働省	宮城県、前橋市、川崎市、相模原市、長野県、寝屋川市、高知県、宮崎県	○通報(不正や虐待)の初動調査、リスク管理に問題のある事故の調査、監査といった調査案件の内容が増加傾向とともに複雑化しており、障害福祉サービス事業所を必要とする方の安心安全な利用を守るため、障害者の速やかな対応が求められている。実地指導に関して委託できる業務から「立入検査は除く」としたこと、やむを得ない理由があれば明確に示していただきたい。なければ「立ち入り検査は除く」は不要と思われる。	
274	神戸市	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表すること、及び教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが義務付けられている。そのため、当市では毎年度、上記の点検・評価報告書を作成し、議会に報告しているが、毎年度の決算報告(地方自治法第233条5項)において、議会に対し事務の執行状況を報告していることから、それぞれで報告書を作成のうえ、議会報告することは非効率である。	策定及び報告に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。	文部科学省	川崎市、相模原市、柏崎市、豊橋市、八尾市、熊本市	○当市においても同様の対応を行っているが非効率であり、改正による事務負担の軽減が大きく図られると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>障害者総合支援法第11条の2及び児童福祉法第57条の3の4の()書きの規定により都道府県が指定した民間法人に実地指導の業務委託をする場合、単独でできる業務は定型的な「質問」や「文書提出の依頼」に限定をし、民間法人に公権力の行使(①立入検査・命令・質問の対象者の選定、②立入検査、③報告・物件提示の命令)の権限を与えて全ての実地指導業務を一任して良いかどうかについての慎重な検討が必要である。</p> <p>一方で、自治体及び事業所の事務負担の軽減を図る観点からは、介護保険法との整合性も含めて検討を行っていきたい。</p>	<p>介護保険サービスと障害福祉サービスの実地指導に際し、確認する内容等は酷似している。それに関わらず、介護保険サービス事業所に対する実地指導は、相手方の任意の協力の下に行われる行政指導とされ、これを指定事務受託法人に委託することが可能である一方、障害福祉サービス事業所に対する実地指導は、立入検査を含む行政権限の行使とされ、委託できないこと(制度の建て付けが異なることの合理性)自体に疑義がある。</p> <p>障害福祉サービスの実地指導についても、実施事業所の選定や改善指導といった権力的権限行使は自治体に残しながら、立入行為を委託することは差支えないと考える。</p> <p>障害福祉サービス事業所の実地指導は、事業所数の増加に伴い、苦情対応や監査などの業務量が増加しているため、国指針(概ね3年に1度)の達成が困難な状況である。法改正や法解釈により、実地指導の外部委託が可能となれば、実地指導件数の増加や業務の効率化が図られる。また、特に介護保険サービスと障害福祉サービスの双方の指定を受けている割合が高い居宅通所等訪問系サービス事業所などは、双方の実地指導を一括して受審することが可能となり、事業所の負担も軽減することができる。</p> <p>本提案が実現できるよう、できるだけ早期に検討をお願いしたい。</p>	-	-
<p>地教行法第26条は、教育委員会がその権限に属する事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することで、効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくこととしたものであり、その趣旨・目的を踏まえると、同条の義務付けを廃止することは困難である。他方で、具体的にどのような点検・評価項目を設けるかや報告書の書式、議会への報告方法等については、各教育委員会の判断に委ねられており、本条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、例えば、部局横断的な行政評価のなかで本条の点検・評価を行うことも可能である。</p>	<p>地教行法第26条の点検・評価の趣旨目的である「効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たすこと」は、地方自治法第233条第5項に基づく「当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類」(当市においては「業務報告書」という。)の議会への提出及びその公表によって達成できるものであると考えており、事務の効率化の観点から、これをもって地教行法第26条の報告書を兼ねることとしたいと考えているが、差支えないか改めて確認させていただきたい。</p> <p>また、当市としては地方自治法第233条第5項に基づく報告書の作成に当たって、教育に関し学識経験を有する者が複数いる教育委員会会議での議論も経ているため、これをもって、地教行法第26条第2項についても充足していると解してよろしいか。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
275	愛知県 【重点64】	都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し	都道府県健康増進計画(健康日本21当県計画)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(当県歯科口腔保健基本計画)について、計画期間を現行の10年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない12年間とすることを求める。	健康日本21当県新計画及び当県歯科口腔保健基本計画については、国が定める基本方針(健康日本21(第二次))及び基本的事項に基づき、計画期間を10年間としている。一方で、関連計画である「医療計画作成指針」及び「医療費適正化基本方針」、「がん対策推進基本計画」の計画期間は6年間、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の計画期間は3年間となっているところであるが、現行計画は、国の方針に基づき、計画期間を1年延長し、他の関連計画の見直し時期と一致することとなった。これにより、次期計画は他の関連計画との調和が図れることとなったが、次期計画の期間が現行と同じ10年間だと将来的に計画の見直し時期にずれが生じることとなり、事業の推進に支障をきたすこととなる。	業務の負担軽減、効率化につながる。また、事業をより効果的に推進していくことができる。	厚生労働省	宮城県、茨城県、神奈川県、長野県、岡山県、山口県	○当県には、主要な保健計画として、「健康増進法」に基づく計画①と「医療法」に基づく計画②があり、それぞれの計画期間は①が10年間、②が6年間である。当県では①、②と整合性を図りながら、歯科口腔保健計画(計画期間6年間)を策定している。事業推進(計画立案、調査など)の観点から、提案どおり、都道府県健康増進計画の計画期間が12年となることは、当県としてもメリットが大きく、賛同できる。
276	愛知県、福島県	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)の交付基準の明確化及び様式の見直し	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)の事業区分・対象経費・各事業の具体的な要件・評価指標の基準明確化、様式の記述方法の定型化・選択式化、これまで各自治体で実施した具体的事業内容をまとめた事業一覧を作成するなど、交付基準を満たしていることが確認しやすく、疑義の生じにくい申請方式とすること。また、様式については可能な限り数式を活用し、入力・確認作業の省力化を図るよう見直しを求める。	国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)は、自治体ごとの保健事業の実施状況に応じた交付が行われている。交付申請にあたっては、例年6月上旬までに協議書を提出、9月に国による疑義照会が行われた後、修正したものを11月上旬に正式な申請として提出し、翌年1月に交付決定通知、2月に交付される流れとなっている。また、都道府県事業と市町村事業があり、都道府県においては、市町村事業の申請内容確認も行うことになっており、疑義照会も市町村分は都道府県を経由して行われ、疑義に対する都道府県の見解の提出が求められている。なお、4月に国から協議書提出の事務連絡が発出された時点で、交付金が内定したものと扱うことになっており、交付決定前から事業実施が可能だが、協議の結果対象外経費が含まれることが判明した場合は、交付対象外となる。交付基準が複雑である上、交付申請に係る協議書様式における実施事業の説明を自由形式の記述としているため、県で市町村から提出された書類を審査する際、当該事業が交付基準を満たしているかの判断が困難となっている。結果、申請書類を提出後、事業区分や対象経費の誤り、各事業の要件や評価指標を満たしていないことなどについて、国から確認や修正を求められる事例が多数あり、市町村・県の作業が増大した。また、様式3について、様式3別紙2及び様式3別紙3から様式3別紙1に必要な内容を手入力で転記しているが、転記誤りの確認に要する時間が多く、市町村・県の作業時間が増大した。さらに、4月当初に申請に係る質問期間は設けられているが、市町村の質問は都道府県がとりまとめて提出することになっている上、その受付期間が短く(令和3年度は18日間)、多忙な時期でもあるため、質問が間に合わず、対象事業に該当するか確認できない自治体もある。上記のとおり交付基準が複雑であること等から、県や市町村において確認や修正に多大な時間を要し、負担となっている。また、提出後に対象経費の誤りを指摘される事例が散見されるが、すでに事業を開始している場合が多く、交付対象外となるリスクを抱えたまま事業を実施しなければならない状態になっている。	事業区分等の判断誤りや疑義照会が減り、交付申請に係る協議書を作成する市町村、確認・経由する県の事務が減少する。	厚生労働省	宮城県、鶴岡市、千葉県、神奈川県、新発田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、長久手市、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、久留米市、熊本市、大分県、沖縄県	○国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)は、4月に国から事務連絡が発出され、対象経費が明らかとなるが、予算計上の時点で、前年度の交付基準をもとに交付金を見込んで事業計画を立てている。交付基準が複雑で、前年度中に交付基準を満たしているか確認することができないため、交付対象外となるリスクを抱えたまま事業を実施しなければならない。また、様式が自由記載のため、書き方や審査する担当者によって、交付対象となるかどうかが決まってしまう危険がある。 ○基準の明確化が必要であり、申請にあたっては、記述方式部分について、県から確認・修正を求められる場合が多い。国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)については、交付基準が複雑であるため、交付対象となるかの判断が難しい。また、実施事業の説明が自由形式の記述となっているため、県への提出後、県からの問い合わせや修正依頼等が複数回あり、作業に時間を要している。 ○申請要件が複雑で、4月1日交付の交付要領により申請要件に変更があるため、申請予定の事業について年度開始後に事業の修正を行わなければいけないケースが発生している。その詳細について国へ確認する期間も少なく、事業実施後に申請要件に合わないという指摘を受ける可能性を残したまま事業実施しなければいけない。効果的な事業を横展開するためにも、事業例の提示をしていただきたい。また、Q&Aについて、各都道府県との個別のやりとりではなく、全国に共有して欲しい。 ○交付基準が複雑で、かつ申請様式に記載すべき内容が分かりにくいいため、申請様式の記載誤りを県から何度も受け、その度に修正の作業を行っている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国の定める次期の基本方針(次期国民健康づくり運動プラン、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項)の期間については、他の計画の計画期間も踏まえつつ、今後検討してまいりたい。</p>	<p>都道府県健康増進計画については、健康増進法第8条の規定に基づき、国の基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画として策定をしている。策定にあたっては、国の方針である「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」における「計画策定の留意事項」として、「都道府県健康増進計画の策定にあたっては、都道府県が策定する医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第12条第1項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。」とされている。同様に、関連計画の策定に関する方針等にも、策定にあたっては都道府県健康増進計画と調和が保たれていることを求めている。こうしたことから、健康づくりの取組の推進にあたっては、健康増進計画を他の関連する計画と一体的に運用していく必要があると言える。</p> <p>現計画は、令和3年に示された国の方針により、計画期間(平成25年度～令和4年度)が1年延長され、令和5年度中に次期計画を策定することになっている。次期計画の策定にあたり、適切な目標設定や進捗管理を行うために、令和4年度中に結論を通知いただけるよう早急な検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 都道府県健康増進計画及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の計画期間については、地域の実情に応じた柔軟な計画期間の設定が可能となるよう見直しを行うこと。</p>
<p>今回の要望を踏まえて、国においては関係文書を通じて交付基準の明確化・詳細化を図り、申請様式についても可能な限り数式を活用して入力・確認作業の省力化を行うことにより、各自治体の作業負担を軽減するよう努めていく。</p> <p>なお、国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分)は、事業費運動分と合わせて予算規模500億円の交付金であって国保財政への影響が大きく、各保険者の翌年度以降の予算編成に影響を及ぼす場合があることから、遅くとも秋頃には各自治体への交付額を確定する必要がある。限られた期間の中で交付金の審査を終了させるため、国・都道府県・市町村それぞれの作業期間が限定的となる面がある。また、交付金は各自治体の実施する予防・健康づくり事業について補助対象としているが、全国の自治体で実施される事業は非常に多種・多様であり、交付要綱・交付要領等で基本的な交付基準を定めているものの、これを網羅的にお示しすることは困難な状況である。そのため、実際に国に提出された申請書を審査してみなければ交付基準への適否を判断することができない場合があり、国から各自治体への内容照会につながっている状況である。</p>	<p>事業が多種・多様であることは理解するが、補助対象となるかどうかの判定は、外形的に判断ができるよう、明確な基準を示していただきたい。自治体における事業計画・予算編成は前年度に行われていることから、申請後に補助対象とならないという事態は、安定した事業運営のため、極力回避したい。</p> <p>疑義照会の結果をQ&Aにまとめ、具体的に補助対象となるケース、補助対象とならないケースが示されると、自治体での判断に役立つと思われる。</p> <p>交付基準の明確化、申請様式の改定については、次年度の申請開始までに対応いただきたく、各自治体の作業負担軽減に向け、積極的な検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
277	愛知県、福島県	国民健康保険特別調整交付金のメニュー統合及び交付申請の簡素化	国民健康保険特別調整交付金のメニュー、申請書類を分野毎で統合する等、交付申請の簡素化を求める。	国民健康保険特別調整交付金については、自治体ごとの特別な事情に応じた交付を行っているが、メニューが細分化されており、申請様式もメニュー毎に異なる。また、市町村事業については、都道府県が市町村の申請書類を確認することになっている。メニュー、様式が細分化されている複雑さから、作成・確認作業の難易度が高く、市町村における申請書類の作成作業及び都道府県における確認作業が膨大である。例えば、市町村においては、後発医薬品の普及促進、保険料の口座振替推進、療養費の適正化などの複数の交付メニューに該当する項目が記載された国民健康保険の説明パンフレットを作成することが多いが、この場合、作成費用を項目ごとの紙面積で按分して交付額を算出することとなり、その手続きの煩雑さから計算過程での誤りが多く、確認作業や修正作業に時間を費やしている。また、都道府県では市町村からの質問への対応などに多く時間を要し、確認作業の時間が圧迫される事態となっている。	市町村における交付申請書類の作成作業と、県における確認作業の負担軽減。	厚生労働省	北海道、宮城県、群馬県、千葉県、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、常滑市、長久手市、京都市、大阪市、兵庫県、久留米市、熊本県、沖縄県	○当市においても多くの書類を作成し、県に提出する必要があるため、事務の負担になっている。特に、その他特別事情にかかる交付基準と様式が細分化されているため、計上すべき様式がわかりにくく、県と市双方で修正や確認に時間を要する。 ○申請書の内容確認に係る人員を要するほか、時間外勤務を実施している。 ○当市も同様に申請の書類の準備に膨大な時間を要している。必要書類等を県に確認することもあり時間を取ってしまっている。 ○特別調整交付金については、申請書類の様式によって交付基準や交付対象額の算出方法等が異なり、申請書類の作成や確認作業が非常に難しく、かなりの時間を費やすこととなり、大きな負担となっている。
278	愛知県、福島県、宇和島市	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金・普通調整交付金の交付申請額算定事務の簡素化	国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金について、過去に提出したデータから自動計算される等の事務の簡素化を求める。	国民健康保険療養給付費等負担金及び普通調整交付金については、法令に基づき医療給付費等から交付申請額を算定する必要があるが、国保連合会から提供される診療報酬データ、市町村が把握する償還払い金額、及び市町村が独自に実施している地方単独事業分の数値等を合わせて計算する等、多数の数値を加減算するなど算定方法が複雑になっている。そのため、管内の国保連合会や都道府県が独自に提供する独自システムを使用し、ある程度算定を簡素化し、算定結果を国の事業報告システムに手入力して転記することで報告を行っている。なお、市町村が算定した結果を都道府県が確認することになっている。上記のとおり、算定方法が複雑なため市町村における申請書類の作成作業及び県における確認作業に膨大な時間を要しており、市町村からも簡略化・効率化を求める声がある。また、事業統計と交付金と異なるルールで集計される項目や、療養給付費等負担金は3月～2月診療分の費用を、調整交付金は12月～11月診療分の費用を基に算出する必要があるため、重複する部分はあるものの再計算を行う必要があることで誤りを誘発している。さらに、算定に用いる数値が確定してから国提出期限までが短期間であり、県及び市町村職員は長時間の時間外勤務を強いられるとともに、誤りが発生しやすい状況となっている。算定に必要な数値のうち、いくつかは国の事業報告システムを使って月報・年報として既に別途報告しているものがあるため、同じ数値を引用している場合は、提出様式にあらかじめその数値が反映(自動計算)されるようになれば、算定事務を簡素化することができる。加えて、多数の数値を加減算する必要があることから、国保連合会や都道府県の独自システムを使うこととしているが、償還払いと地方単独事業分は、各市町村がそれぞれ導入しているシステム(自庁システム)上でデータ管理されていることが多いため、診療報酬と合わせて、データを直接国の事業報告システムへ取り込む仕様にすることができれば、大幅に事務作業を軽減できる。	市町村における交付申請書類の作成作業と、県における確認作業の負担軽減。	厚生労働省	北海道、宮城県、群馬県、千葉県、千葉市、神奈川県、相模原市、新発田市、浜松市、三島市、名古屋市、常滑市、長久手市、京都市、大阪市、富田林市、兵庫県、広島県、愛媛県、久留米市、熊本市	○当該事務については、既に国へ報告済みの数値に基づくものが多分に含まれている反面、その事務量は非常に膨大である。 ○療養給付費等負担金と調整交付金の算定期間が異なるなど、当報告独自のルールが多く存在するため、当報告のためだけに多くの基礎資料を別途作成する必要があり、膨大な作業時間を要している。また、いわゆる「地単ペナルティ」を算出するため、多くの項目に地単事業ごとに数値を登録する必要があり、各数値に修正があった際には作成した複数の資料を遡って確認する必要があるため、修正漏れ等誤りが発生しやすい状況となっている。 ○普通調整交付金の算定に用いる医療給付費等の対象期間が12月～11月であり、11月診療分の事業月報が2月上旬でなければ間に合わないこと、また福祉医療分を別掲し、調整率を計算しなければならぬことから、基礎表Y表の作成を短期間で行わなければならないこと、事務負担となっている。 ○当市においても、同様の支障事例が生じており、特に調整交付金の算定時において、算定に用いる数値が確定してから国(県)提出期限までが短期間であることから、誤りが発生しやすい状況となっている。 ○月報や年報、地方単独事業の資料など、多くの資料から数字を拾い集め、そこから加減算を行い、適切な算定方法で申請様式を作成する必要があるため、作成及び確認作業の難易度が非常に高く、確実性及び効率性の面から大きな課題がある。また、この作業に多大な時間を費やすため、大きな負担となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国民健康保険特別調整交付金については、各保険者の特殊事情や制度改正等による保険者の財政負担の増加を考慮し、財政面の不均衡が生じないよう、全国一律の指標で公平に測ることにより、交付している。財政負担の増加を測る指標は、メニューごとにそれぞれ異なるため、各メニューについて算定方法と申請様式により、交付申請の手続きをお願いしている。</p> <p>他方、例えば、A・B・Cの内容が記載されたパンフレットについて、A・Bは特調の対象であるがCは特調の対象でない場合、現在は、C相当分を除いたA・B相当分の費用で按分しているが、計算方法がより複雑で申請手続きが煩雑とならざるを得ないものについては、住民へのわかりやすい周知、効率的でよりスピーディな広報資料の準備などの観点から、特調の対象でないメニューの記載が一部に盛り込まれた場合でも、簡便に計算する方法に見直す(パンフレットの紙面の面積での按分はしない)ことについて、検討していく。</p> <p>なお、申請に当たって質問の多い事項については、Q&Aを作成してご説明に努めているが、今後もその充実を図ってまいりたい。</p>	<p>メニュー毎に算定方法が異なり、それぞれに申請様式が定められているところであるが、重複するようなメニューも見受けられることから、メニューの見直しとともに、交付額を表示する欄の位置を固定し、可能な限り様式を統一するなど、交付申請様式の簡素化も強くお願いしたい。</p> <p>例えば、計算方法の見直しについてはメニューを統合した上で、パンフレット作成費用全体を対象とする(紙面按分をしない)ことが可能ではないか。具体的には、現行では10ページのパンフレットのうち「後発医薬品の普及促進」メニューで1ページ、「保険料の口座振替推進」メニューで2ページ掲載されているとすれば、前者で10分の1、後者で10分の2が交付対象とされるが、「後発医薬品の普及促進」「保険料の口座振替推進」を「普及促進」としてメニューをまとめて10分の3を交付対象とする方が合理的であると考え。</p> <p>このように、可能な限りメニュー・様式を統一することで、地方公共団体だけでなく国においても確認しやすくなり、誤りの防止につながることも、次年度の申請開始までに対応いただきたい。</p> <p>なお、上記普及促進に関する内容はあくまでも一例であるため、住民や各自治体の視点に立ち、簡素化が図れる申請メニューが他にないか再確認するとともに、Q&Aの充実等、積極的な改善の検討を求めらる。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、特に申請様式の簡略化について積極的に検討していただきたい。</p>
<p>国民健康保険療養給付費負担金及び普通調整交付金では、月報・年報データから引用可能な数値を提出様式の基礎表にあらかじめ反映するシステムを構築している。ただし、市町村が把握する償還払いの金額並びに地方単独事業分の数値は、療養給付費負担金及び普通調整交付金の算定上、各事業の費用額にそれぞれ給付割合や調整率を乗じる必要があるが、月報・年報データではこれらの償還払いの金額並びに地方単独事業分の数値はないので、基礎表のデータにあらかじめ反映させるのは困難である。</p> <p>療養給付費等負担金が3～2月診療分の費用を算出するのは、財政法第12条に定める会計年度独立の法則に則り、地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定に基づき支出負担行為をした日の属する年度に生じた医療費等に要する費用の一部を負担するためである。一方で調整交付金は、国民健康保険法附則第24条により当年度予算額の範囲内で交付することとなり、当該予算を最大限活用して財政調整を行うためには当該予算額を、当年度分として執行する必要があり、そのため普通調整交付金の交付額は、執行スケジュール内に把握が可能な12～11月診療分の医療費の実績等を基礎として算定し、全額を当年度内に交付することとしている。このように、それぞれの補助金の趣旨が異なることから、算定に用いる月を一致させることは困難である。提出期限に関しては、療養給付費負担金については新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ約1月延長しており、今後も延長できるか検討してまいりたい。一方、調整交付金は、提出期限を延長した場合、交付に係る全ての手続を年度内に完了させることができないため、提出期限の延長は困難である。</p> <p>国民健康保険中央会が提供する市町村事務処理標準システムでは、事業報告システムへ連携可能なインターフェースファイルを出力する機能やツールをリリースしている。しかしながら、地方単独事業(市町村独自の負担金減免情報など)については市町村単位で事業内容が異なっており、現在の市町村事務処理標準システムでは実装していない。市町村事務処理標準システムにおいて地方単独事業を取り込むことについては、自治体システムの標準化・共通化の取組においてカスタマイズを抑制する方針等が示されていることとの関係から困難な点が多いと思われるが、標準仕様として定めることができるものがあるかどうか、自治体の意見を聞きながら引き続き慎重に検討してまいりたい。</p>	<p>交付申請額の算定にあたって、本市では、地方単独事業分は国保連合会の国保総合システム資料を基に、市独自の様式に転記し、そこからさらに、県の計算様式(当県独自のもの)、国への提出様式に転記することで資料を完成させており、作業負担が大きい。</p> <p>そこで、令和7年度までに導入することとされている新仕様の市町村事務処理標準システムや標準準拠システムにおいて、償還払いの金額や地方単独事業分の数値等を事業報告システムに連携できるように、標準仕様に定めていただきたい。</p> <p>地方単独事業については自治体による差異はあるものの、算定に必要な数値をデータ連携ができる形で出力させることは可能であると思われる。標準仕様の検討については、システム導入に間に合うよう対応を求めらる。</p> <p>なお、療養給付費等負担金と普通調整交付金の算定期間の一致等が困難であることは理解するものの、療養給付費等負担金の申請様式提出期限の延長については、引き続き検討願いたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
279	愛知県 【重点65】	国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化	地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第12条第2項の規定により、地方公共団体が公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施において交付金の交付を受けようとするときは、「施設整備計画」を作成しなければならない。 また、同条第4項の規定により、施設整備計画を作成、変更したときは、(都道府県教育委員会を経由して)文部科学大臣に提出しなければならない。 しかしながら、国が平成25年11月に策定したインフラ長寿命化基本計画において、各地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする行動計画、及び、具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定することとしている。これを踏まえ、県及び県内各市町村において、学校施設を対象とした個別施設計画である「長寿命化計画」を策定したところである(全て策定済)。 また、県及び市町村においては、毎年6月頃、国の次年度予算要求の基礎資料とするため、学校ごと事業ごとの施設整備予定を「建築計画」として国に提出している。 施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」で、学校ごとの情報は「建築計画」で足りるものと考えられ、別に「施設整備計画」を作成することが業務の負担となっている。	業務の負担軽減、効率化につながる。	文部科学省	札幌市、群馬県、千葉県、川崎市、浜松市、豊橋市、高槻市、徳島県、今治市、熊本市	○提案団体が記載しているとおり、「施設整備計画」に記載する事項は他の計画、特に「建築計画」と重複する部分が多い。 ○施設整備計画に記載されている整備目標については「長寿命化計画」を公表しており、学校ごとの情報は「建築計画」を作成、県に提出しており、別途「施設整備計画」を作成する重要性は少なく、負担も大きい。
280	宮崎市 【重点14】	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現	マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せず更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。	【現行制度】 マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。 【支障事例】 現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来庁した方で、異なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。 【制度改正の必要性】 個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると見られ、カード普及後を見据えた改正が必要である。 【支障の解決策】 署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。 マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。 【参考】 当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み) 令和4年度 865人 令和5年度 1,466人 令和6年度 12,167人 令和7年度 50,066人 窓口における一人当たりの手続に要する時間:15分(申請)+15分(交付)	マイナンバーカードの更新が、コンビニやオンラインなど、市区町村窓口等を介さずに行えるようになることで、利用者の大幅な利便性向上に繋がる。また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。	総務省	宮城県、郡山市、水戸市、小山市、福井市、福山市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市	○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続の必要な措置を求める。 ○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が減り、年度間の業務量の平準化ができない。 市区町村窓口等を介さずに行えるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。 ○窓口において、他市にてマイナンバーを作成し、住民異動を行った者のマイナンバーカード関係の手続きなどを追加業務として行う必要があり、提案のとおり、業務量が増加する傾向にある。マイナンバーカードの性質上、個人が所有していることもあり、住民異動の手続きなど、代表者のみの来庁では対応しきれず、後日の窓口混雑も招いている。 ○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。 ○当市においても、今後、年3万~5万人の更新が見込まれる。顔認証などの課題はあるものの、オンラインやキオスク端末などで手続が可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続の促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>施設整備計画は、平成18年に公立学校施設整備に係る国庫補助金を交付金化した際に導入されたものであり、地方公共団体は、同計画の範囲内で年度間の事業量の変更や事業間の経費の流用等を行うことが可能となるとともに、客観性・透明性の確保の観点から同計画を基に事後評価を行うなど、交付金に伴う地方公共団体の裁量拡大の基礎としての位置づけを有している。</p> <p>施設整備計画には、文部科学大臣が定める「公立の義務教育諸学校等の整備に関する施設整備基本計画」に即して、老朽化対策や安全・安心な教育環境の確保、教育環境の質的向上等に係る目標とその達成のために必要な事業、施設整備計画の評価に関する事項等について盛り込むことを求めている。他方で、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）は、各地方公共団体が学校施設の戦略的な維持管理・更新等を推進するために策定するものであるため、学校施設整備に係る具体的な目標及びその達成のために必要な事業並びに実施した事業に係る事後評価について明示的に記載することが求められているわけではない。従って、施設整備計画を個別施設計画で代替させることは困難である。</p> <p>また、建築計画は、文部科学省が各地方公共団体において次年度に実施予定の事業を把握し、次年度予算要求の検討に向けた基礎資料とするなどの目的から、毎年度作成を依頼しているものであるが、これにより把握している内容はあくまで調査時点における予定に過ぎずその後の交付決定等の内容とは異なる。前述のとおり、学校ごとの整備事業について施設整備計画に記載されていることが事業間の経費の流用の基礎となることに鑑みても、施設整備計画を建築計画で代替させることも同様に困難である。</p> <p>なお、学校ごとの整備計画等の情報を建築計画で代替することが困難な状況において、施設整備計画を個別施設計画で代替させるとした場合、個別施設計画に学校ごとの詳細な整備計画等の情報を盛り込む必要があり、この場合、学校施設環境改善交付金の交付を受けようとする度に個別施設計画を改訂する必要が生じ、かえって自治体負担の増加につながる恐れがあると考えられる。</p>	<p>本提案は、施設整備計画、個別施設計画、建築計画の3計画策定に係る負担の大きさから、施設整備計画について、個別施設計画や建築計画との代替を可能とすることを通して負担軽減を求めるものである。</p> <p>個別施設計画については、国のインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき各自治体の教育委員会が策定しているものであるが、施設整備計画及び建築計画については、交付金を受けるために必要なものとして作成しているものであり、記載内容が多く、記載内容も細かく定められているため、自治体の負担が大きい。また、3計画の中で内容が重複していると思われる項目（施設整備計画と個別施設計画における「施設整備計画の目標」や「学校等の整備状況」、施設整備計画と建築計画における「学校ごとの事業の内容や工事費等」など）や、計画の趣旨に照らして真に必要な情報であるか不明な項目（施設整備計画における「域内の義務教育諸学校等施設の整備状況」等）もある。さらに、建築計画は文部科学省が都道府県教育委員会に貸与する専用端末に入力する必要があるが、外部からエクセルデータを取り込めないため手入力が必要であるし、また、市町村における建築計画や施設整備計画は都道府県を経由して提出することになっており、都道府県におけるとりまとめや確認作業等、提出にあたって大きな負担となっているところである。</p> <p>このようなことから、施設整備計画、個別施設計画、建築計画の3計画の在り方を再度検討いただいた上で、施設整備計画の建築計画及び個別施設計画との代替や項目の精選など自治体の負担軽減につき検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>施設整備に係る計画の手続きについては、提案の対象となっている3つの計画の在り方を検討した上で、負担軽減策を積極的に講じることに。</p>
<p>マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。</p> <p>本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものとの判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。</p> <p>また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定されること、電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準技術研究所（NIST）の認証に関するガイドライン（NIST SP 800-63-3）等）を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。</p> <p>上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。</p>	<p>回答内容は第74回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会（令和3年10月）からほとんど進展がないが、総務省が対面での手続きを必須とするのならば、マイナンバーカード及び電子証明書の更新申請が大量に見込まれる令和7年に向けて、総務省として今後どのように取り組んでいくのかを示していただきたい。国が主導して、新型コロナウイルスワクチン接種会場のような、市区町村の枠を超えた「大規模マイナンバーカード交付（更新）会場」の設置等について検討いただきたい。併せて、それに要する人件費や窓口設置に係る会場借上料、機器の調達費等の財政支援を行っていただきたい。</p> <p>また、令和6年度末にマイナンバーカードと運転免許証の一体化を開始することや、将来的な健康保険証の原則廃止等を加味した場合に、土日にマイナンバーカード交付（更新）事務を実施する必要がある。総務省として市区町村の窓口負担軽減や住民の利便性向上に繋がる具体的な方策を示していただきたい。</p> <p>さらに、総務省がこれまで行ったマイナンバーカード関係手続にかかる施策について、市区町村へヒアリングやフォローアップを行っていたが、その効果や、市区町村の意見を確認いただきたい。例えば、郵便局において電子証明書の発行や更新ができるよう法改正が行われたが、アクセスポイントとして郵便局を位置づけるのであれば、市区町村ごとに対応させて財政措置するのではなく、国が主導して、全国2万局全ての郵便局で一律に対応できるように措置をすべきではないか。加えて、郵便局をアクセスポイントとした理由及び郵便局以外のアクセスポイントを今後どのように増やしていく計画のかもお示しいただきたい。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
281	群馬県、全国知事会 【重点66】	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることを明確化	都道府県男女共同参画基本計画について、他の計画と一体で作成できることを明確化することにより、同計画をDV防止法に基づく「都道府県基本計画」と一体的に作成可能とすること。	【現行制度について】 「男女共同参画の推進」と「配偶者等からの暴力の防止」は施策として深く関連性があり、男女共同参画社会基本法で策定が義務づけられている「都道府県男女共同参画基本計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)で策定が義務づけられている「都道府県基本計画」は内容が一部重複している。 【支障事例・制度改正の必要性】 DV防止法に基づく都道府県基本計画については、令和2年度の通知(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について 令和3年2月19日通知)により、既に他の計画と一体的に策定可能であることが通知されている。 一方で、都道府県男女共同参画計画が他の計画と一体的に策定可能であることが示されていないため、現在はこの二つの基本計画を別々に策定している。 【支障の解決策】 「都道府県男女共同参画基本計画」を他の計画と一体的に策定可能であることを明確化することにより、二つの基本計画を一体的に策定することが可能となる。 また、令和4年5月19日に成立した新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月1日施行)に基づき、県の基本計画策定義務が盛り込まれており、都道府県男女共同参画基本計画及びDV防止法に基づく都道府県基本計画と合わせて、新法による都道府県基本計画も一体で策定できるよう、基本方針に明確にしていきたい。	関連性の深い複数の計画を一体的に策定することが可能となり、計画策定に係る業務の負担軽減、効率化につながる。	内閣府、厚生労働省	茨城県、栃木県、神奈川県、沖縄県	○男女共同参画社会基本法で義務付けられている都道府県基本計画は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、DV防止法に基づく「都道府県基本計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく「都道府県基本計画」と、一部重複しており、一体的に策定することで計画策定に係る業務負担軽減、効率化につながる。
282	全国知事会、群馬県 【重点67】	循環器病対策推進計画の廃止	循環器病対策推進計画を廃止する。	【現行制度について】 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法により、都道府県へ循環器病対策推進計画の策定が義務づけられている。 【支障事例】 都道府県計画の基本となる国の「循環器病対策推進基本計画」の内容は、医療計画、健康増進計画など既存の計画で大部分が対応可能であり、新たな計画策定の必要性が不明確である。 また、基本計画では国が循環器病対策全体の基盤となるデータ整備を行うことが定められているが、現在もなお整備が進んでいない。 【制度改正の必要性】 令和6年度施行の第2次都道府県計画の策定を求められているが、まずは計画策定にあたり必要となるデータ整備(診療情報収集や提供体制整備)が先行すべきこと、必要な対応は既存計画でできることから、計画策定の見直しについて検討が必要と考えられる。 【支障の解決策】 循環器病対策推進計画を廃止し、医療計画・健康増進計画等の既存計画に必要な項目を整備することにより、支障が解決すると考えられる。	重複する内容の複数の計画を作成する必要がなくなるにより、計画策定に係る業務の負担軽減、効率化につながる。	厚生労働省	長野県、山口県、高知県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【男女共同参画基本計画及びDV防止法に基づく都道府県計画について】 御指摘のとおり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について(令和3年2月19日通知)」において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。)第2条の3第1項及び第3項に規定する都道府県基本計画及び市町村基本計画(以下「配偶者暴力防止基本計画」と総称する。)について、「政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること」を整理しております。現在でも、地方公共団体の判断により、配偶者暴力防止基本計画と、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画又は同条第3項に規定する市町村男女共同参画計画とを、一体のものとして策定することは可能です。</p> <p>【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく「都道府県基本計画」について】 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行日は令和6年4月1日となっており、同法に基づく都道府県基本計画の策定を含め、施行に向けた具体的な内容は今後検討することとしている。 このため、検討に当たっては、当該都道府県基本計画を作成する際に既存の都道府県基本計画と一体的に策定することを可能にすることも含め、可能な限り業務負担が生じないよう配慮したい。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく県計画について、国の基本方針が示され次第、県としては、策定に向け準備を進めて行く予定である。国の基本方針には、男女共同参画計画、DV防止計画と一体化が可能であることを示していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 都道府県基本計画と内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>
<p>心疾患及び脳血管疾患を併せた循環器病はわが国の死亡原因の第2位となっており、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっていることから、議員立法により制定された健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)では、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、各都道府県に、国で策定する循環器病対策推進基本計画を基本としつつ、当該都道府県における状況等を踏まえた都道府県循環器病対策推進計画の策定を求めているところである。 また、当該計画は、医療や予防のみならず、共生や研究といった様々な分野における循環器病に対する取組を含んでおり、こうした観点からも、ご指摘にある、主に医療提供体制の確保を目的とする医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療計画や、主に都道府県の住民の健康の増進の推進を目的とする健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく都道府県健康増進計画等で全て代替することは困難と考えている。 一方、都道府県循環器病対策推進計画の策定に当たっては、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第3項において、医療計画等、循環器病対策に関連する事項を定めるその他の計画と調和が保たれたものでなければならないとしている。そのため、都道府県循環器病対策推進計画の策定過程において、医療計画等の他の計画と重複する内容がある場合については、各都道府県において、一方の計画で、他方の計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することは差し支えない。</p>	<p>当県では、心疾患及び脳血管疾患を併せた循環器病は「がん」を上回る第1位の死亡原因となっており、この喫緊な課題に対応するため、このたび群馬県循環器病対策推進計画を策定しました。今後、当該計画に基づく循環器病対策を強力に推進してまいります。 本件提案は、循環器病対策基本法や循環器病対策推進基本計画等の趣旨・規定を否定するものではなく、内容や目的が一部で重複する計画を別個に策定するに当たり、地方自治体や関係者の負担軽減を図ることを本旨としています。本件及び同様趣旨の管理番号283の提案における貴省の見解を見るに、計画間で重複する内容がある場合に、一方の計画で他方の計画の対応する箇所を明示することで具体的記載に代替することが可能とされており、計画策定に係る負担軽減が図られたことから、本件提案の要旨は一定程度果たされたものと考えておりますが、今回の第1次回答で示された内容を、各都道府県に可能な限り早期に通知の発出等により明確化していただく必要があると考えます。 施策をより効率的・効果的に展開するためには、羅針盤たる行政計画の精査・整理が必要です。貴省におかれましては、課題へ柔軟に対応するための地方自治体の取組について、引き続きご指導・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 医療分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
283	全国知事会、三重県 【重点68】	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること	医療計画に定めることとされているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の策定をもって、代替可能とする。	当県では、国のがん対策基本法及び当県がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。また、循環器病対策基本法及び国において策定された循環器病対策推進基本計画に基づき、「当県循環器病対策推進計画」を策定し、取組を進めている。しかし、医療法に基づき策定している「当県医療計画」においても、記載すべき疾病として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、当県がん対策推進計画及び三重県循環器病対策推進計画に記載している内容の大部分が重複しており、同内容・同趣旨を複数の計画に記載している現状にある。	業務の負担軽減、効率化につながる。	厚生労働省	栃木県、長野県、滋賀県、徳島県、福岡県	○当県においても医療計画の各疾病分野と各疾病計画の記載内容は重複部分が多く、整合を図りながら個別に策定しており、大きな負担となっている。 医療計画策定指針に示され、保健医療計画に掲載する内容を、各疾病計画にも同様に盛り込み、保健医療計画の一部として位置づけることが可能となれば、業務負担減が見込めるものと考えられる。 ○当県でも、国のがん対策基本法及び当県がん対策推進条例に基づき、「当県がん対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的ながん対策を推進している。 また、循環器病対策基本法及び国において策定された循環器病対策推進基本計画に基づき、「当県循環器病対策推進計画」を策定し、取組を進めている。 そして、医療法に基づき策定している「当県保健医療計画」においても、記載すべき疾病として「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」が含まれており、内容の大部分が重複しており、同内容・同趣旨を複数の計画に記載している現状にある。
284	所沢市	子育てのための施設等利用給付交付金の金額確定後の返還に伴う事務の見直し	市町村は、過年度分の子育てのための施設等利用給付交付金について、確定に伴う返還がある場合に、国からの納入通知書により返還金支払いの処理を行っている。納入通知書がなくとも支払い処理が行えるよう、運用の改善を図られたい。	返還額については、補正予算で予算措置し、返還期限内に返還できるよう事務を進めているが、実際の支払処理は、国からの納入通知書が届いてからでなければ行うことができない。 納入通知書が納入期限間近で届くため、支払処理に十分な期間が取れず、期限内に支払うことができなかつた際には延滞金が発生し、延滞金の支払処理にかかる事務負担(※)が大きい。 ※延滞金は損害賠償金であり、損害賠償額の決定は地方自治法第96条に規定する議会の議決事項に該当するため、予算措置だけでなく、議会対応等も生じる。期限内に支払う準備を進めていたにもかかわらず、納入通知書の到着が遅れたことによって、延滞金が発生し、市の過失と捉えられてしまうことは、納得し難い事例である。	納入通知書の到着を待つことなく返還金の支払い処理を行うことができれば、延滞金(過失を除く)の発生を防ぐことができ、事務負担の軽減にもつながる。	内閣府	水戸市、前橋市、高崎市、千葉市、川崎市、相模原市、浜松市、半田市、滋賀県、京都市、熊本市、延岡市	○子ども・子育て支援交付金の過年度返還金においても、納付書到着から納付期限までが短い同様の支障がある。 ○納期限までの返還処理に係る事務負担が大きいことについては当市も同様である。 ○当市でも、納入通知書の到着後に支払い処理を至急で行っている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>医療計画を定めるに当たっては、「医療計画について」(平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知)において、医療計画の策定に当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにすることとしており、がん対策基本法(平成18年法律第98号)第12条第2項及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)第11条第3項においても、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画が医療計画において定めるものと調和が保たれたものでなければならないとしている。</p> <p>都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画に、医療計画に記載すべき事項と同様の内容を記載することが定められている場合には、医療計画上で、これらの計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することとしても差し支えない。</p>	<p>提案の趣旨をご理解いただき、感謝申し上げます。今後、上記回答の内容を通知等により地方公共団体に周知いただくようお願いする。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 医療分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>
<p>子育てのための施設等利用給付交付金の額の確定に伴う返還事務については、例年、3月上中旬に国から債権発生通知を发出し、納入期限を3月末日としている。令和4年度以降の返還事務においては、市町村の責めに帰さない理由で延滞金が発生しないよう、債権発生通知の发出から納入期限までに十分な処理期間(例えば、債権発生通知の发出後1か月程度)を設けることとしたい。</p>	<p>債権発生通知の发出から納入期限までに十分な期間を設けていただければ、納入通知書の到達遅延による延滞金の発生は少なからず防ぐことができるため、対応をお願いしたい。</p> <p>なお、債権発生通知の发出後に納入通知書の発行を別機関で行うなどの過程がある場合、今後も支障事例のようなことが起こる可能性は残る。このため、子育てのための施設等利用給付交付金のみならず、国庫補助金等の返還方法として、納入通知書による支払以外の方法についても、早期の実現に向けて積極的に検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
287	大府市	国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。	国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推し進めているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。	共通納税システムを活用した納入を行えば、税目や期別、給与所得分か退職所得分かなどがはっきりした情報で紐づけされ入金されるため、国所管機関独自の納入情報の通知のダウンロード作業や内容の確認及び市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業が不要となる。また、口座に入金されたものを市町村で作成した納入書を使って情報を付与しているが、その納入書を作成する必要が無くなるため、様式の購入費や印刷経費が削減できる。当市での件数は、年間15機関程度×12か月分=180件程度であり、全て市の口座へ入金されたのち、市で発行した納入書で消込作業を行っており、恒常的に対応が発生している。共通納税システムを活用した納入を行えばこれらが全て不要となる。	デジタル庁、総務省、財務省	宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、桶川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、城陽市、名古屋市、豊橋市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	<p>○当市での件数は、年間80機関程度×12か月分=960件程度あり。</p> <p>○当市において、賛同する理由として「別途会計課を経由する間接的な納付」、「官庁会計システムを利用した税額の確認」の2点がある。</p> <p>1点目の「別途会計課を経由する間接的な納付」に関しては、一度某官庁において、給与の支払と退職金の支払が異なるという理由で納付時期にずれが生じるという事態があった。当市では住民税担当と出納担当が異なる課で作業しており、該当課同士での処理が滞る事態となった。このような納付方法を採用しているのは国の機関のみである。</p> <p>2点目であるが、「官庁会計システム」を利用して事前の税額の確認をしなければならない。この時に問題が無ければそのまま納付を受け入れる形になるが、不明な金額を記入している機関を目にする。大体の場合正しい税額で入ってくるので問題はないが、実際に異動等があった場合と見分けがつかず、確認作業等で時間がかかっている。</p> <p>○国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別、税目、納入額などを確認し、1件ごとに消込データを作成して消込作業を行っている(退職所得分については、納付書を作成して指定金融機関経由で消込データを作成)。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、消込データの作成、納付書作成が不要である。</p> <p>月当たり140件程度の納付があり、納付額の確認・消込データの作成に多くの時間を要している。国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものにへ変更していただければ事務作業の軽減が図れる。</p> <p>○現実的に市町村の事務の遂行に支障があり、手法を変更することで改善されるのであれば、検討いただきたい。</p> <p>○当市においても提案団体と同様に、印刷した納入書を使って消込作業を行っている。</p> <p>ADAMS IIではなく、共通納税システムを通して納入を行うことで、消込作業の効率化及び紙の済通の保管場所の削減など、行政事務に関して改善が見込まれる。</p> <p>○当市においても対応に支障が生じている。件数は令和4年5月現在、月間で500件を超えており、金融機関からも受入に難色を示されるケースも発生している。</p> <p>令和5年度に予定される地方税共通納税制度における賦課税目拡大の背景には、金融機関における受入業務の負担軽減も深く関係しており、放置することができない問題であると考える。</p> <p>○当市においても国機関が使用するADMS IIとその他事業所等が使用する共通納税システムの両方での収納作業を行っている。国機関等が共通納税システムを利用しての納入となれば、事務量の縮減につながる。</p> <p>○共通納税システム(eLTAX)を活用した納入については、電子データを取込むことで消込作業が行えることから非常に有用である。</p> <p>当市の国所管機関からの納付件数は概ね月250件×12か月=年間3000件程度発生しており、都度納入書を作成し消込作業を行わなければならない、非効率な事務となっている。</p> <p>国が推奨している共通納税システムを、国所管機関が活用することで、収納消込業務の効率化が期待できる。</p> <p>○当市でも入金機関や内容確認に苦慮しています。入金した機関や税目等の情報が共通納税システムにより事前に通知されれば、対応にかかる作業が効率化できます。</p> <p>○当市でも、国所管機関からの市県民税特別徴収分の納入は市の口座へ入金され、約70機関×12か月で年間約840件の取扱がある。官庁会計システムで納入情報を確認してどの機関からの入金分か突合し、当市発行の納付書により消込処理を実施しているが、納入情報の突合作業にかなりの時間を要し、また退職や異動等により金額が変更されて入金されることも多々あり納付書の金額訂正作業も必要なことから、入金日のうちに消込みができず公金化が遅れてしまふ事態も発生している。国所管機関からの納入に地方税共通納税システムを利用することにより、それらの消込業務が不要となり迅速な公金化が可能となることから、当市のみならず全国の市町村において消込業務の効率化が可能となる。</p> <p>また、当市指定金融機関より、公金収納に係る手数料等の費用負担について具体的な要望を受けているが、国所管機関からの特別徴収分の消込についても納付書により消込みため費用負担の対象となり、地方税共通納税システムの利用料よりも高額となる見込みであることから、地方税共通納税システムを利用した納入方法に変更することにより費用負担の削減も可能となる。</p> <p>令和4年3月29日付総務省通知(総行第85号・総税企第35号)「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」においても、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化と併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な費用負担となるような見直しを行うよう助言されており、地方税共通納税システム利用による業務効率化は、国の方針に沿った取り組みである。</p> <p>○当市においても同様の方法で消込作業を行っている。従前の方法の場合、納入書を金融機関の窓口を持ち込んだ日が領収日(納入日)となるため、市町村側の確認作業が遅れると「実際に口座に入金された日」と領収日が大きくずれることになる。領収日が納期限を過ぎると、延滞金が発生する可能性が生じる。共通納税システムであれば納入書を使って消し込むという手続きが省略でき、システムでの納入日が領収日となるため、市町村側の作業の遅れによる延滞金発生の可能性はなくなる。</p> <p>○当市でも同様の事例が約600機関×12か月分発生しており、各機関への消込処理に膨大な事務処理時間を要している。</p> <p>○当市も同様に、国所管機関独自の方法(ADAMS II)により、国所管機関からの振込が別段口座ある。口座に入金されたものを当市で作成した納付書により消込み作業を行っていることから、納入情報の確認から納付書作成までに時間を費やしている。また、賦課当初に1年間の納付書を送付しているにもかかわらず、その納付書は使用されず、当市で改めて納付書を作成することになり無駄が発生している。件数は、年間約2,400件(約200件/月×12ヶ月)。</p> <p>○ADAMS IIから送信される入金情報を確認及び必要に応じて修正後、官庁より入金された内容との突合せを毎月300件以上行っている。その作業に時間がかかるため、消込されるまでにも時間がかかってしまい、大変な労力がかかっている。</p> <p>○当市の場合、同一機関が複数回に分けてADAMS IIの手続きを行うことがあり一月あたり約200件の処理を行っている。</p> <p>ADAMS IIの場合、異動届の提出漏れにより賦課額と納付金額に差が生じることが多々あるが、共通納税システムであれば異動届の提出も可能である。</p> <p>また、指定番号の記載誤り等も多く、事業所の特定に時間を要している。</p> <p>加えて、地方検察庁においては、正職員はADAMS IIの帳票、非常勤職員は別システムでの帳票となっており、帳票が同日に届かないことも多く、消込作業に数日要することもある。</p> <p>○現在、国所管機関からの市県民税特別徴収分について、ADAMS IIからダウンロードしたデータと口座に入金された明細データを突合し、納入書を作成しております。提案団体のご意見とおり、国所管機関についても共通納税を利用してもらえれば、突合作業や納入書出力作業の人的費、納入書様式作成経費など削減ができます。</p> <p>○当市においても同様の支障が生じているため、国所管機関が共通納税システムを活用する際、例えば管理番号の入力漏れがあった場合、市町村側で補記する必要が生じるなど、かえって事務負担が増加することとなるため、正確な操作をお願いしたい。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>提案いただいた内容に関しては、地方自治体職員の業務効率化に資することから、共通納税システムを活用した納付方法の変更に向けて、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。</p>	<p>既存のシステムを活用することで、地方自治体の事務がより効率的となる事や国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化が実現できるため、積極的な検討をお願いしたい。また、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について(令和4年4月1日総務令第23号総務大臣通知)」に、「各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税(給与所得及び退職所得に係る特別徴収分)の納付について、e-Tax及びeLTAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと」とある様に、共通納税システムの利用を地方自治体へ促している状況であるため、まず率先して国から利用していただきたい。共通納税システムの利用拡大は国全体の課題と捉えられており、今回の提案についてもこの解決に資するものと考え、これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。</p>	<p>【八王子市】 国が推奨している共通納税システムを国所管機関が活用することで、収納消込事務の効率化が期待できる。そのため、共通納税システムを活用した納付方法への変更の早期実現を求める。また、今後の検討状況や進捗に関しては、随時情報提供を行っていただきたい。 【名古屋市】 「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」では、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」こととされている。当該提案の検討にあたっては、これらの観点を踏まえ、地方自治体職員の業務効率化だけでなく、指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化の観点からも実現が望まれるものであることに留意いただいたうえで進めていただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
288	大府市 【重点6】	セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充	セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。	【現行制度】セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。 【制度改正の必要性】新型コロナウイルス感染拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。 令和2年度実績:第5項関連が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件 令和3年度実績:第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件 また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いものが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。 【支障の解決策】セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもちろんのこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。 そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。	商工会議所及び商工会が経営が厳しい中小企業者の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが出来る。また、認定機関を増やすことで、認定事務の迅速化にもつながる。	財務省、経済産業省	いわき市、八王子市、岐南町、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市	○個人零細事業主などは、セーフティネット申請とともに、他の補助制度の案内や資金繰りといった経営相談も求められることがあるが、当市では対応が難しいため、商工会議所等を案内することになり事業主の負担となっている。認定窓口が当市のため、事務が集中し、かなりの負担となった。会議所等の経営支援機関でも行えるようになれば、その後の支援に繋げやすくなる。また、認定窓口の分散化は事務の極集中を防ぐことになり、結果的に事務の迅速化に繋がる。その際は、各認定窓口で情報共有が可能になるよう、手続きのオンライン化、プラットフォーム化も合わせて実施してもらいたい。 ○各申請を審査する際、事業者ごとに異なる事業内容や、売上高の算出を確認・理解するのに時間を要している。 ○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約5,300件の処理を行っており、担当職員(1名)が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、産官連携の考えのもと、市内中小企業の伴走型支援を実施している商工会議所や商工会を認定機関に追加することで、認定事務の迅速化が図られる。
289	東京都	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。	【現在の制度】「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により、マイナンバー利用事務系のシステムに接続が許される環境は、各自治体庁内及び有線接続に限定され、テレワークにおける接続や無線接続は禁止となっている。 【支障事例】税務職員が行う事務は税務情報を取り扱うものが大半であることから、マイナンバー利用事務系のシステムにアクセスするために、庁舎への出勤をせざるを得ず、全くテレワークを行うことができない。また、無線接続が禁止のため現地調査時にオンラインでの確認ができない。 例えば、現地調査中に土地の評価内容などを確認したい場合や、調査にて判明した事実、調査中に受け付けた納税者の申告について、システムに記録したい場合があったとしても、マイナンバー利用事務系内の税務情報システムに接続し、閲覧・記録することができないことから、帰庁後に調査結果をまとめて評価内容の確認や調査結果の記録、申告の反映をすることになり、事務効率及び納税者サービスがかなり劣る。 さらに、固定資産税(土地)評価事務では、1回の現地調査で多くの土地の利用状況などを確認するが、必要な情報は全て紙に打ち出して持ち出しており、ペーパーレスが実現できていない。	税務システムの庁舎外での活用が可能になることにより、出張先における納税者からの問合せや追加で生じた調査事項に対し、庁舎に持ち帰っての確認や、再度の訪問をすることなく、きめ細かい対応が可能になり、納税者サービスの向上に資する。 また、現在は、出張で用いる調査票を紙で出力し、現地で記入した上で、帰庁後に税務システムに調査結果を入力する作業が生じているが、直接入力できることで二度手間が生じず、事務の効率化に資する。	総務省	宮城県、川越市、富士見市、豊田市、長岡京市、兵庫県、佐世保市、宮崎県、	○当市においてもテレワークを阻害する要因の1つに、マイナンバー利用事務系の業務担当課において、システムへの接続ができないことがある。マイナンバー利用事務系、特に税務システムにおいては住民対応せずに行う業務が多いため、効果が期待できる。 ○将来的に事務のペーパレス化や事務室のフリーアドレス化等による業務改善を検討しており、実現のためには全ネットワークの無線化が必要である。マイナンバー利用事務系の無線接続ができない場合、その関連部署では無線化できず、事務改善を実現できない。 ○番号利用事務系ネットワークについて、閉域LTE網やWPA(Enterprise)等、高いセキュリティを確保した上で、各団体の判断により無線接続を行うことは問題ないと考える。(想定しうる支障事例)臨時の執務室での書類審査等の対応を行う場合、有線LANの敷設等が必須となる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>コロナ支援として実施された事業復活支援金の事前確認業務のように、商工会議所・商工会には、その時々の中小企業を取り巻く状況に応じて新たな業務を依頼しているところであり、そうした事務負担増と代替手段の有無を十分に考慮する必要がある。</p> <p>コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定件数が大きく増大（約1万件（令和元年度）→100万件前後（令和2年度、令和3年度））し、市区町村の事務負担が増加した結果、融資の実行に遅れが生じたものと承知。</p> <p>しかしながら、一部自治体においてはその認定事務の電子化を行うことで事務負担を軽減していることから、まずは認定システム構築に向けた実証事業等を通じて、市区町村の事務の効率化の実現状況等を踏まえ検討する必要があると考える。</p>	<p>セーフティネット保証制度に係る認定件数については、ご承知のとおり令和2年度に爆発的に増加し、市区町村の事務負担や融資を希望する中小企業者への大きな支障が生じた。</p> <p>今般のような感染症や災害、世界的な不景気は、今後も定期的に発生することが想定されるため、有事におけるセーフティネット保証制度の円滑な運用体制を構築しておくことが重要であると考えます。</p> <p>現在は市区町村に限定されている認定機関に商工会議所・商工会が加われば、認定を受けることができる窓口が倍増することとなり、現在は市区町村に集中している事務が分散され、中小企業者への迅速な融資につなげることができる。</p> <p>さらに、中小企業者の支援に関するノウハウを持つ商工会議所・商工会が認定を行うことで、中小企業者が認定申請の際に、ワンストップ的に各種支援制度の情報入手・申請手続等が可能になるといった、中小企業者にとってのサービス向上も実現することができる。</p> <p>セーフティネット制度の認定事務の目的は、公的な第三者の関与による客観性の担保だと理解しているが、認定事務自体は、全国一律の基準に沿った、機械的なチェック作業と書類の添付確認作業に留まり、市区町村に裁量・判断の余地はないため、認定機関を市区町村に限定する必要はない。</p> <p>システム構築による事務負担軽減についても、オフライン申請とオンライン申請の並行期間が出るのであれば、事務負担はむしろ増加することになりかねない。</p> <p>上記のことから、当初提案のとおり商工会議所・商工会をセーフティネットの認定機関に加えるよう再考いただきたい。</p>	-	<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、事務電子化等の先行事例の紹介等も含め、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方や内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。</p> <p>各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。</p>	<p>「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の位置づけについては理解できるものの、本ガイドライン内で明確に不可と規定されていることにより、各自治体では無線LANの活用余地がないものと考えざるを得ず、各自治体の独自のセキュリティ対策が阻害されている。</p> <p>本件について、各自治体の運用次第で活用余地があるのであれば、その旨を本ガイドライン内に明記いただくなど、各自治体の本ガイドラインの主旨を踏まえ、それぞれの状況に応じて適切にセキュリティ対策を検討・実施できるよう、ガイドラインの記載について、引き続き改善に向けたご検討をお願いしたい。</p> <p>また、活用にあたっての技術的な要件など、セキュリティ対策における留意点があれば、ぜひご教示いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
290	東京都	一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化	指定管理者制度の運用について、各施設の状態等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。	【現在の制度】指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。 【支障事例】平成29年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営するP-PFI事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たにP-PFIを導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。	各自自治体や各施設の状態に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFIのような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切なPDCAを実施することが可能になるなど、P-PFI事業の魅力的な都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。	総務省、国土交通省	花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市	○当県の県立都市公園におけるP-PFI制度の導入事例はないが、今後、民間活力の積極的な導入を図ることとしており、より柔軟な公園管理のあり方として、提案内容については、概ね賛同。 ○当課においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織以外に指定管理をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者を指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。
291	東京都	計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し	水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し	【背景】人口減少に伴い、料金収入の低下や労働力人口の減少が見込まれる中、水道事業運営の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進の柱となるスマートメーターの導入は、検針費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる取組である。東京都ではデジタル技術の導入によるお客さまサービスの向上や業務の効率化・最適化を目指し、令和4年から令和6年までに約13万個のスマートメーターの先行導入を計画策定している。先行導入に当たっては、スマートメーターの購入費用が課題となっており、コスト低減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた更なるスマートメーター導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが急務である。 【支障内容】検定有効期間の妥当性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上等を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。 【措置内容】適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。	機械式メーターの検定有効期間の延長と電磁式メーター等の検定有効期間の新規設定を行うことにより、将来を見据えたスマートメーター導入を加速することができ、お客さまサービスの更なる向上や水道事業運営に係るDXの推進が可能となる。	経済産業省	宮城県、ひたちなか市、所沢市、川崎市、横須賀市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪市、兵庫県、熊本市、大分県	○水道メーターは、技術の進歩により長期の使用に対する支障はほとんど見られないと考えられる。メーターの耐久性等の検証を行い検定の見直しについて再度検討をお願いしたい。今後スマートメーターの導入に向けて検討する上で、メーターの購入・交換費用等が大きな負担となることが課題である。検定有効期間の見直しが行われれば導入コストの低減等につながりスマートメーター導入の促進につながると考えられる。 ○スマートメーターに限らず、すべてのメーターでJIS基準の導入により計量精度が向上している状況にある。JIS基準の導入後8年以上が経過し、すべてのメーターが新基準メーター設置済の状態であるにもかかわらず、検定満期は8年と変化のない状況である。さらに、スマートメーターは検針員不足、難検針や誤検針の解消など水道事業の課題解決が期待されており、そのために普及促進が急がれている。以上により計量技術が向上した現状や、スマートメーター普及促進を図るため、全てのメーターで計量法の検定満期8年を延長し、維持管理コストの低減を実現して欲しい。 ○当市では中山間地域を中心に携帯電話等の不感地域が存在しており、全所的な普及によるデータ通信の安定的なサービス提供が課題となっている。本提案にある検定有効期間の見直しは、導入・運用コストの低減に大きく効果が得られるものであることから、引き続き検討が必要と考えている。 ○平成30年度に新基準水道メーターへの移行が完了していることから、改めて適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式の検定有効期間を設定する必要がある。また、当市においても、適正かつより効率的な料金収入業務の執行及びお客様の利便性向上を目的に、水道スマートメーターの導入について検討を行っておりますが、導入コスト高が課題の一つとなっている。機械式メーターの検定有効期間の延長と電磁式メーター等の検定有効期間の新規設定を行うことは、この課題の解決に資すると思われる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」(以下「本通知」という。)の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができると定めている。また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事実行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該PFI事業者に管理させることができる。</p> <p>本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、Park-PFI事業者が事実行為として整備している場合について、当該Park-PFI事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。</p> <p>一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないものの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。</p>	<p>総務省及び国土交通省から平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」の解釈として、「既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。」との回答が得られたことから、この解釈を十分に参考とし、指定管理者制度を運用していく。なお、上記の旨を通知等により改めて地方公共団体へ周知願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。</p>
<p>計量法では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものを「特定計量器」とし、適正な計量を実施するために技術基準を省令で規定している。その特定計量器の中で、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものは、個別に検定有効期間が定められている。この検定有効期間は、特定計量器ごとに部品の故障率、劣化具合などのデータや使用実態等を総合的に考慮し、計量性能の維持という観点から政令で定められているもので、水道メーターは、使用に伴い機械的摩耗や水垢の付着等があることから8年と定めている。仮に、検定有効期間を延長するためには、その計量性能の維持という観点から確保できることを技術的に検証する必要がある。この検証には、有効期間である8年を超えて実際に使用された水道メーターの計量性能を確認しなければならないため、使用済み水道メーターを有する水道事業者やメーカー等からのデータ提供が必須である。なお、前回平成12年の検討では水道事業者やメーカー等から提供されたデータを元に検証を行ったところ、8年以上使用した場合の誤差や故障率が大きくなったため、有効期間の延長は難しいとの結論となった。ご提案のとおり、その後平成23年から新しい技術基準に基づき製造された水道メーター(以下「新基準水道メーター」)の使用が開始され、現在は有効期間である8年以上が経過し、新基準水道メーターで8年以上使用されたものに関するデータを取得することが可能な状況となっているため、関係者の協力を得ながら、見直しについて検討することは可能。ただし、新基準水道メーター(電磁式メーターを含む)の検証には、電磁式メーターの電子部品の検証など平成12年当時の検証項目では対応できない部分がある。そのため、当該検討を進めていく上で、電磁式メーターに代表されるような新たな技術を踏まえた上で、検定有効期間を検証するために必要な条件を検討するための検討会を令和3年度より実施し、水道事業者の参画も得ながら検討を進めているところ。</p>	<p>本都としても、検定有効期間の延長には計量性能維持の観点から技術的な検証が必要であると認識しており、平成12年の検討時と同様、使用済み水道メーターに係るデータ提供に当たっては積極的に協力する。ただし、電磁式メーターの電子部品の検証など新たな検証項目も必要と考えており、貴省が主催する検討会において、検定有効期間延長に向けた条件など、技術的な検証に必要となるデータをなるべく早期に明確化していただくことを要望する。</p> <p>また、本提案の趣旨は、水道事業におけるDX推進の柱となるスマートメーターの導入を加速していくため、メーター調達コストの低減を促進するという点である。スマートメーターには、電磁式を含む多様な計測方式の導入も想定している。スマートメーターのコスト低減は本都としても喫緊の課題と認識しており、電磁式メーター等の検証は従来型のメーターとは異なる検証項目となることを踏まえ、電磁式メーター等の検証を従来型よりも先行して実施することも含めて、早期に検討することを要望する。</p>	<p>【川崎市】 令和3年度から実施されている検討会の進展により、早期に検定有効期間が見直されることを望む。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>